第８期
岡山県高齢者保健福祉計画・
介護保険事業支援計画

令和３年３月

岡　山　県

表紙の写真

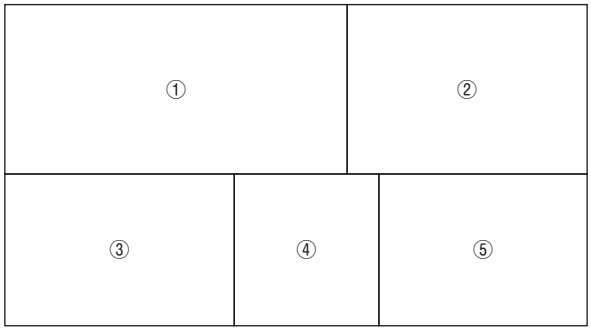

①　R1介護予防交流フォーラムでの介護予防の体操（客席）
②～④　住民相互による通所付添活動で活躍の通所付添サポーター等の皆さん
：H30矢掛町出発式、R1里庄町出発式、R2サポーター養成講習
⑤　R1備前市でのワークショップのグループワーク

はじめに

我が国では、世界のいかなる国も経験したことのない急速な人口減少と高齢化が同時に進み、従来の社会経済システムの変革が迫られています。こうした中、本県の県政推進の羅針盤である「第３次晴れの国おかやま生き活きプラン」では、本格的な人口減少・長寿社会が到来する令和22（2040）年頃を見据え、20年後、30年後も発展し続ける岡山を目指して、施策を推進することとしています。

このプランの重点戦略の一つに「安心で豊かさが実感できる地域の創造」を掲げ、その重点施策として、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、高齢者の生きがいづくりと社会参加を促進することとしており、さまざまな主体との連携を図りながら、すべての県民が明るい笑顔で暮らす「生き活き岡山」の実現に向けて取り組んでまいります。

こうした取組を推進するため、いわゆる団塊の世代すべてが75歳以上となる令和７（2025）年、更にいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据えながら、今後３年間において本県が取り組むべき高齢者施策等に関して「第８期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」を策定しました。

今後、本計画を着実に進め地域共生社会の実現に向け取り組んでまいりますので、県民の皆さまをはじめ、市町村、保健・医療・福祉等の関係機関・関係団体の方々には、ご理解とご協力をお願いします。

終わりに、本計画を作成するに当たり、多大なご尽力を賜りました岡山県介護保険制度推進委員会の委員の方々をはじめとする関係各位ならびに貴重なご意見をお寄せいただいた皆さまに、心から感謝申し上げます。

令和３年３月

岡山県知事　伊原木　隆 太

目　　次

第１章　計画の基本的考え方

Ⅰ　計画策定の趣旨等 …… 1
1　計画策定の趣旨等
2　基本理念
3　計画の性格
4　計画の期間
5　施策の達成状況の評価

Ⅱ　圏域の設定 …… 4

第２章　現状等と計画の目標

Ⅰ　現状等 …… 5
1　高齢者人口
2　高齢者のみの世帯数
3　要支援・要介護認定者数
4　介護給付等対象サービスの利用状況
5　課題

Ⅱ　計画の目標 …… 15
1　令和７（2025）年及び令和22（2040）年を見据えた目指す姿
2　計画の目標

第３章　地域包括ケアシステム構築のための市町村支援

Ⅰ　在宅医療と介護の連携の推進 …… 18
1　在宅医療と介護を支える体制の整備
2　在宅医療と介護を支える人材の育成
3　市町村の取組への支援
4　県民の理解の促進及び意思の尊重

Ⅱ　中重度者を支える在宅サービスの充実 …… 21

Ⅲ　認知症施策の推進 …… 23
1　普及啓発・本人発信支援
2　予防
3　医療・ケア・介護サービス
4　地域で支える体制の整備

Ⅳ　地域支援事業の推進 …… 30
1　市町村サポートチームの設置
2　地域包括支援センターの機能強化
3　地域ケア会議の推進

Ⅴ　介護予防の推進・生活支援の体制整備 …… 34
1　通いの場の普及促進
2　住民互助による通所付添活動の普及
3　高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
4　リハビリテーション専門職による市町村支援の促進
5　健康寿命の延伸
6　生活支援コーディネーター等の育成
7　活動の支援と社会参加の促進

Ⅵ　住まいの安定確保 …… 41
1　住宅のバリアフリー
2　公営住宅
3　有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅
4　養護老人ホーム等

Ⅶ　多様な高齢者施策 …… 46
1　高齢者虐待の防止
2　老人福祉センター
3　在宅介護支援センター
4　障害福祉サービス事業者との連携強化の促進
5　長期入院している精神障害のある人の地域移行
6　災害対策の推進
7　感染症対策の推進
8　消費者被害防止対策の推進
9　交通事故防止対策の推進

第４章　介護サービス基盤の整備等

Ⅰ　各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み等 …… 51
1　予防給付・介護給付別のサービス利用見込み
2　給付費見込み額
3　圏域ごと・サービスの種類ごとの量の見込み

Ⅱ　介護保険施設等の必要入所（利用）定員総数等 …… 68
1　介護保険施設及び特定施設入居者生活介護の必要入所（利用）定員総数
2　地域密着型の施設及び居住系サービスの必要利用定員総数
3　個室・ユニット型施設の整備
4　必要性の高い者の優先的な入所の確保

第５章　人材の確保・育成及び業務の効率化等

Ⅰ　介護職員 …… 78
1　令和７年（2025）年及び令和22（2040）年において必要となる
介護職員の需給状況
2　介護職員の確保における現状と課題
3　人材確保のための施策

Ⅱ　訪問看護職員 …… 83
1　訪問看護の現状
2　人材確保・育成のための施策

Ⅲ　介護支援専門員 …… 85
1　現状と課題
2　人材育成

Ⅳ　業務の効率化及び質の向上 …… 86

第６章　介護保険制度の公正・円滑な運営

Ⅰ　制度の普及促進 …… 87
1　介護サービス情報の公表
2　広報・啓発

Ⅱ　公正・円滑な運営と相談体制 …… 89
1　要支援・要介護認定の適正化
2　事業者の指導監督
3　岡山県介護保険審査会
4　相談体制

Ⅲ　介護給付の適正化（第５期介護給付適正化計画）…… 91
1　市町村職員の知識・技術の習得支援
2　適正化主要５事業の推進
3　ケアプラン点検の効率的・効果的実施方法の普及
4　適正化事業と事業者指導監督との連携

計画の目標指標（再掲）…… 95

資　料

Ⅰ　介護給付等対象サービスの事業量の見込み …… 97

Ⅱ　岡山県の人口構造・高齢者（65歳以上）の状況 …… 98
1　人口構造
2　高齢者のいる世帯の状況の推移
3　高齢者の住居状況
4　一人暮らし高齢者の状況
5　高齢者の就業状況
6　老人クラブの加入状況
7　高齢者の市町村別状況
8　圏域別年齢区分別人口構成比
9　高齢者医療の現状
10　要支援・要介護認定者数等
11　サービスの利用状況
12　介護給付費の支給状況等
13　県内保険料基準額（月額）の推移

Ⅲ　県全体及び圏域別要介護認定者数等の見込み　……　116
1　県全体
2　県南東部圏域
3　県南西部圏域
4　高梁・新見圏域
5　真庭圏域
6　津山・勝英圏域

Ⅳ　介護給付等対象サービスの利用実績等　……　122
1　介護サービス等給付費の全国平均との比較
2　居宅サービス、介護予防サービス（居住系のサービスを除く。）
3　地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス（施設系・居住系のサービスを除く。）
4　居住系のサービス
5　施設系のサービス
6　地域支援事業

Ⅴ　介護保険制度の概要　……155
1　介護保険制度の仕組み
2　保険給付の全体像
3　介護サービスの利用の手続
4　介護保険制度の改正

Ⅵ　計画策定の体制　……160
1　市町村及び県関係部局相互間の連携
2　岡山県介護保険制度推進委員会での審議と県民意見の募集

Ⅶ　計画策定の経緯　……163

第１章　計画の基本的考え方

Ⅰ　計画策定の趣旨等

１　計画策定の趣旨等

本県の65歳以上の高齢者人口は、介護保険制度創設当時（平成12（2000）年度）は約39万人でしたが、令和元（2019）年10月１日時点で約56万人となっており、今後、令和22（2040）年まで高止まりすることが見込まれています。

一方で、令和７（2025）年にはいわゆる団塊の世代全てが75歳以上となり、今後10年間、後期高齢者人口は大きく増加し、これに伴う要介護又は要支援の状態となる高齢者、認知症高齢者や、高齢者のみの世帯の増加等が想定され、介護サービスやサービスを支える人材の確保、日常生活への支援が必要な高齢者への対応がより大きな課題になると考えられます。

こうした状況において、高齢者が要介護状態等になっても、尊厳を保持し、住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、今後も進展する少子化、高齢化による社会の変化を見据え、限りある社会資源や財源を効果的に活用しながら、必要な保健医療と福祉のサービス提供体制を計画的に整備するため、本計画を策定するものです。

２　基本理念

高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを可能にしていくため、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援（生活支援）が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を地域の実情に応じて構築してきました。【図表１－１】

この地域包括ケアシステムを中核的な基盤として、高齢者をはじめ地域住民が、制度等の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとり生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現を目指します。

また、地域包括ケアシステムを深化・推進していく中で、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指します。

コラム　１

地域共生社会は、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」と「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会で、介護保険法に、国及び地方公共団体の責務が規定されています。

介護保険法
（国及び地方公共団体の責務）
第５条
４　国及び地方公共団体は、前項の規定により同項に掲げる施策を包括的に推進するに当たっては、障害者その他の者の福祉に関する施策との有機的な連携を図るよう努めるとともに、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現に資するよう努めなければならない。

【図表１－１】地域包括ケアシステム

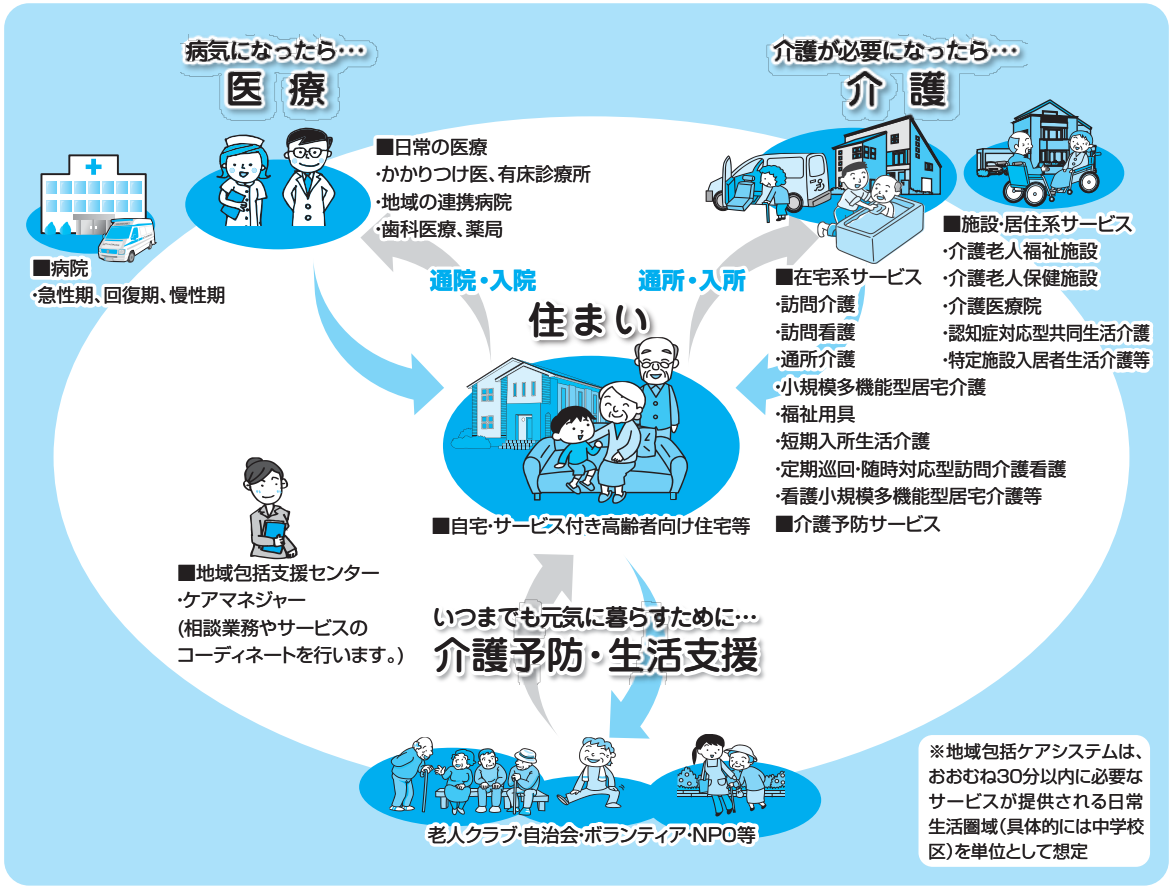

３　計画の性格

本計画は、次のような性格を有するものです。

⑴　老人福祉法第20条の９第１項に規定する老人福祉計画と介護保険法第118条第１項に規定する介護保険事業支援計画とを一体のものとして、都道府県が策定する計画です。

⑵　市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画です。

⑶　県政の総合的な計画である「第３次晴れの国おかやま生き活きプラン」の基本方針等に沿って策定する本県における高齢者施策推進の基本となる計画です。

⑷　「岡山県保健医療計画」及び「医療介護総合確保促進法に基づく岡山県計画」と整合性を確保するとともに、「岡山県地域福祉支援計画」、「岡山県障害福祉計画」、「岡

山県医療費適正化計画」、「健康おかやま21」、「岡山県住生活基本計画・岡山県高齢者居住安定確保計画」、「岡山県地域防災計画」及び「岡山県新型インフルエンザ等対策行動計画」と調和を保った計画です。【図表１－２】

⑸　団塊の世代全てが75歳以上となる令和７（2025）年及び団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を展望し、全ての市町村において地域の実情に応じた介護サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施が計画的に図られるようにすることを目的とした計画です。【図表１－３】

【図表１-２】

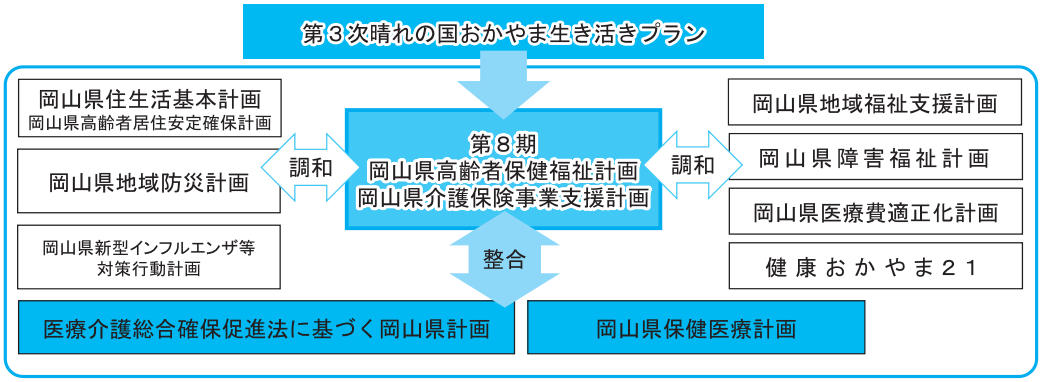

【図表１-３】

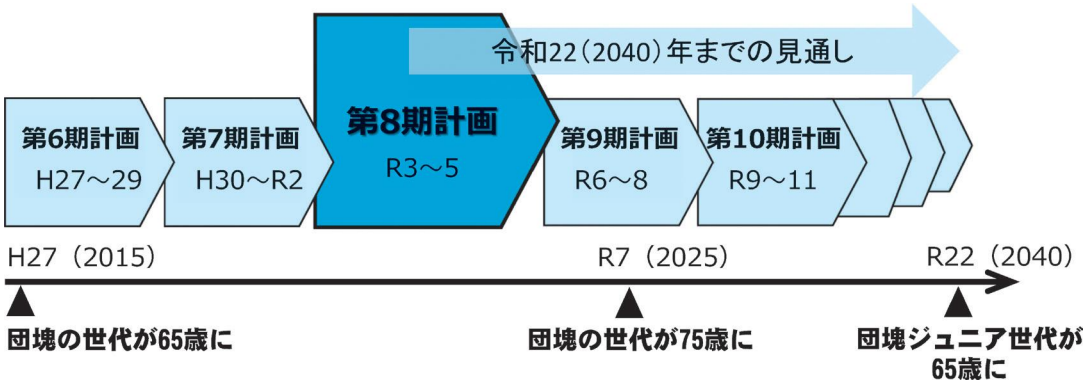

４　計画の期間

本計画の期間は、令和３（2021）年度から令和５（2023）年度までの３年間とします。

５　施策の達成状況の評価

本計画の達成状況については、毎年度、施策の取組状況や施策に掲げた目標の達成状況を岡山県介護保険制度推進委員会に報告するとともに、評価を行います。

本計画の達成状況及び評価結果については、県のホームページ等において公表します。

Ⅱ　圏域の設定

介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定める単位となる圏域は、保健医療サービス及び福祉サービスの連携を図る観点から、岡山県保健医療計画に定める二次保健医療圏と一致させ、５圏域を設定します。【図表１－４】

また、市町村は、地域包括ケアシステムを構築する単位として、日常生活圏域を設定します。

【図表１-４】岡山県老人福祉圏域

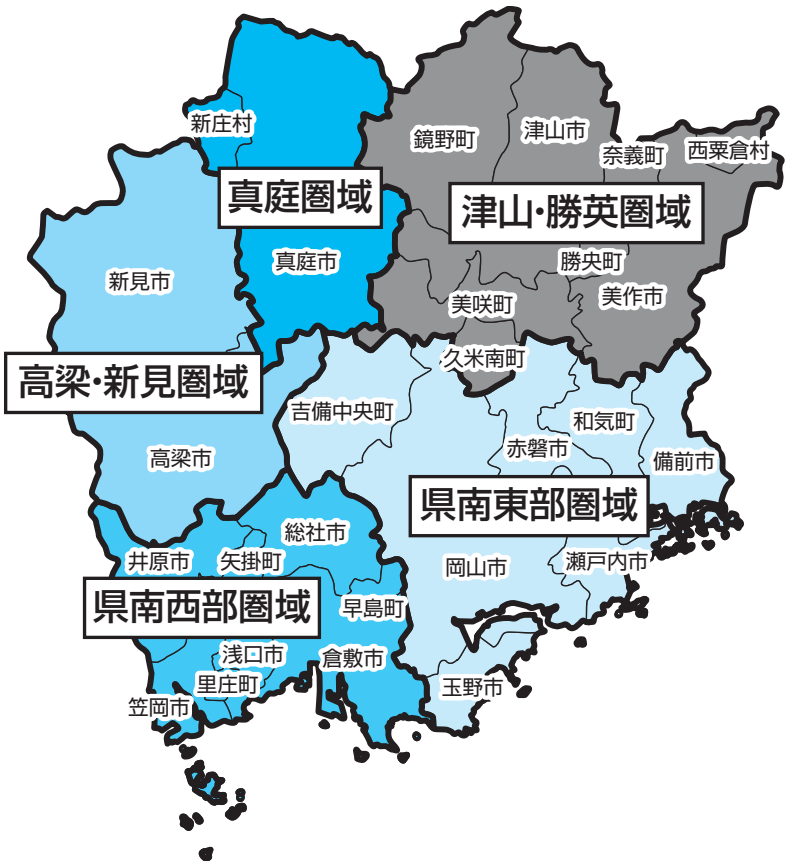

圏域名	構成市町村（日常生活圏域数）
県南東部	岡山市（36）　玉野市（７）　備前市（３）　瀬戸内市（４）　赤磐市（４） 和気町（１）　吉備中央町（２）
県南西部	倉敷市（26）　笠岡市（５）　井原市（１）　総社市（４）　浅口市（３） 早島町（１）　里庄町（１）　矢掛町（１）
高梁・新見	高梁市（７）　新見市（７）
真庭	真庭市（６）　新庄村（１）
津山・勝英	津山市（８）　美作市（５）　鏡野町（２）　勝央町（１）　奈義町（１） 西粟倉村（１）　久米南町（１）　美咲町（３）
５圏域	142日常生活圏域

第２章　現状等と計画の目標

Ⅰ　現状等

１　高齢者人口

本県の人口は、平成17（2005）年国勢調査の196万人をピークに減少傾向にある一方で、65歳以上の高齢者人口は増加が続いています。高齢化率は、平成27（2015）年国勢調査で28.7％となっています。

人口の将来推計では、高齢者人口は令和７（2025）年頃に最初のピークを迎え、その後、令和22（2040）年頃に再びピークを迎える見込みです。

令和２（2020）年から75歳以上の後期高齢者の人口がピークを迎える令和12（2030）年までの10年間で、65歳以上74歳以下の人口が６万人減少し、75歳以上の人口は６万人増加すると推計され、後期高齢者が高齢者全体の約６割になると推計されています。

一方で、15歳から64歳までの生産年齢人口は、減少が続いており、令和２（2020）年から令和７（2025）年までの５年間で３万人、更に令和22（2040）年までの15年間で14万人減少すると推計されており、高齢化がより一層進展することが見込まれます。【図表２－１】

【図表２－１】岡山県の人口構成の変化（推計）

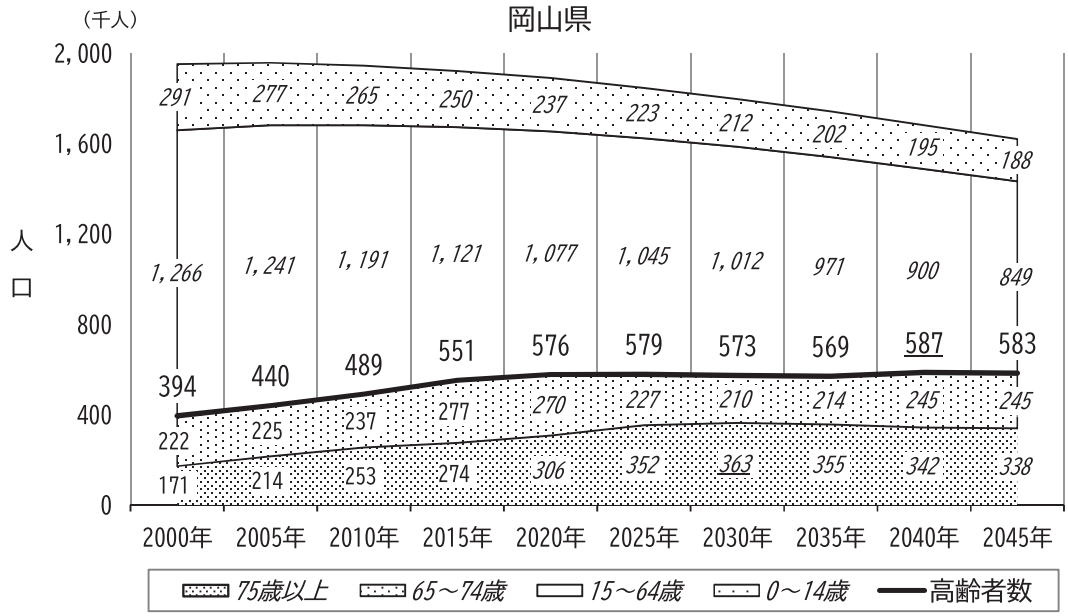

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成30(2018)年3月公表）
※2000年～2015年は、総務省統計局「国勢調査　年齢・国籍不詳をあん分した人口（参考表）」

老人福祉圏域別に見ると、県南東部圏域と県南西部圏域において、高齢者人口は令和22（2040）年に向けて横ばい又は増加傾向で推移すると推計されています。後期高齢者の人口は、令和12（2030）年までに２割以上増加し、その後、令和22（2040）年頃まで、やや減少すると推計されています。

これ以外の３圏域では、高齢者人口は令和２（2020）年頃にピークを迎え、令和22（2040）年に向けて減少すると推計されています。ただし、後期高齢者の人口は、令和17（2035）年頃まで、増加傾向又は横ばいで推移すると推計されています。【図表２－２】【図表２－３】

【図表２-２】圏域別の人口構成の変化（推移）

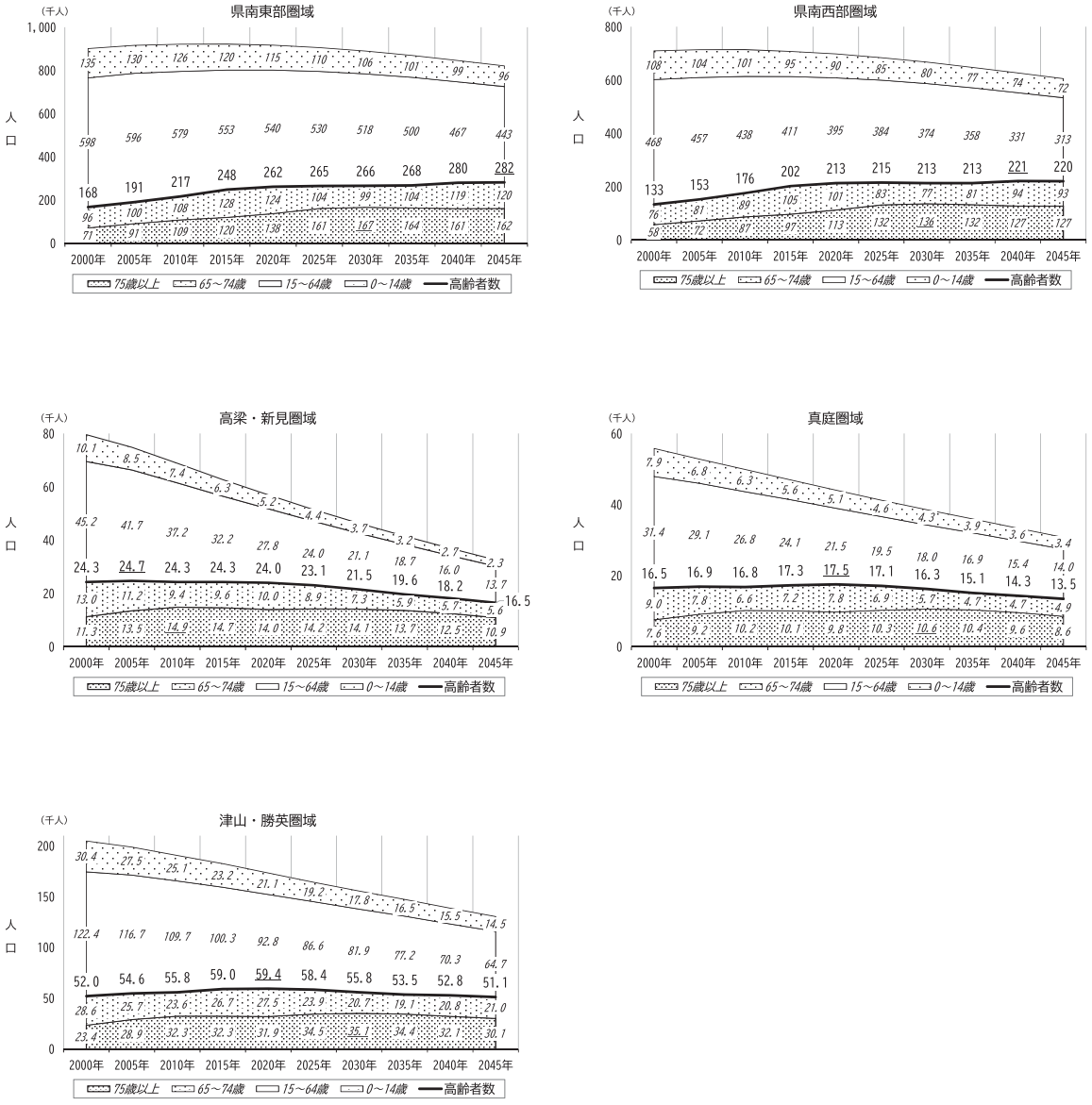

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成30（2018）年３月公表）
※2000年～2015年は、総務省統計局「国勢調査　年齢･国籍不詳をあん分した人口（参考値）」

【図表２-３】岡山県の高齢者人口の推計

（単位：千人）

	平成22 (2010)	平成27 (2015)	令和２ (2020)	令和７ (2025)	令和12 (2030)	令和17 (2035)	令和22 (2040)
高齢者人口	489	551	576	579	573	569	587
県南東部圏域	217	248	262	265	266	268	280
県南西部圏域	176	202	213	215	213	213	221
高梁・新見圏域	24	※ 24	24	23	21	20	18
真庭圏域	17	17	18	17	16	15	14
津山・勝英圏域	56	59	59	58	56	53	53
うち後期高齢者	253	274	306	352	363	355	342
県南東部圏域	109	120	138	161	167	164	161
県南西部圏域	87	97	113	132	136	132	127
高梁・新見圏域	15	15	14	14	14	14	12
真庭圏域	10	10	10	10	11	10	10
津山・勝英圏域	32	32	32	34	35	34	32

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成30年３月）

※高梁・新見圏域の高齢者人口のピークは、平成17（2005）年頃の25千人。

2　高齢者のみの世帯数

本県の世帯数は、夫婦のみの世帯や単独世帯が増えていることなどにより増加していますが、高齢者のみの世帯数は、それを上回って増加が続いています。

高齢者のみの世帯の割合は、平成27（2015）年国勢調査で約25％です。

世帯数の将来推計では、高齢者のみの世帯数は令和22（2040）年まで、増加が続くことが見込まれています。特に高齢単独世帯数が増加すると見込まれています。【図表２－４】

【図表２-４】岡山県の高齢者のみの世帯数の推計

（単位：千世帯）

	平成22（2010）	平成27（2015）	令和２（2020）	令和７（2025）	令和12（2030）	令和17（2035）	令和22（2040）
一般世帯数	753	771	777	774	764	748	729
高齢夫婦世帯（注1）	90	101	107	106	102	99	101
割合	11.9%	13.1%	13.7%	13.7%	13.4%	13.2%	13.8%
高齢単独世帯（注2）	76	94	103	110	114	118	124
割合	10.1%	12.2%	13.3%	14.2%	14.9%	15.7%	17.0%

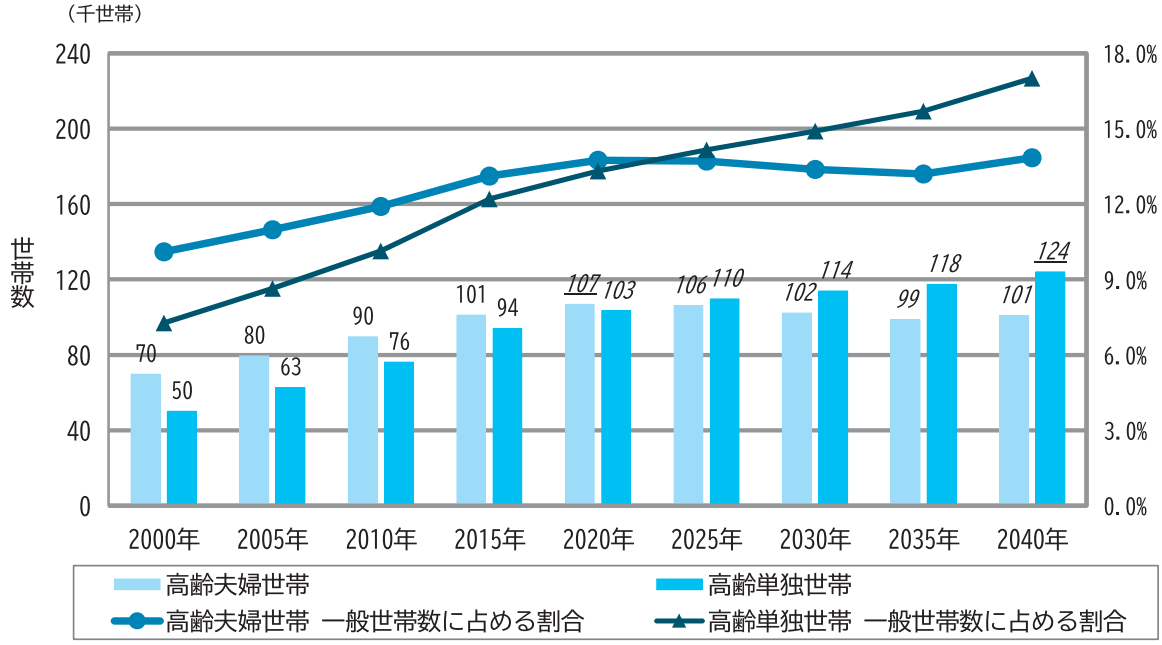

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」（2019年４月公表）

※2010年、2015年は、家族類型不詳又は世帯主の年齢不詳の世帯数を按分した世帯数

注１：高齢夫婦世帯：世帯主が65歳以上の一般世帯のうち、夫婦のみの世帯

注２：高齢単独世帯：世帯主が65歳以上の一般世帯のうち、世帯人員が１人の世帯

３　要支援・要介護認定者数

本県の要支援又は要介護の認定を受けている者（以下「要支援・要介護認定者」という。）の数は、令和元（2019）年度末では11万９千人で、増加が続いています。その内訳は、第１号被保険者では85歳以上が55.7％、75～84歳が32.7％、65～74歳が10.0％で、40～64歳の第２号被保険者は1.6％です。

第１号被保険者の認定率（第１号被保険者に占める要支援・要介護認定者の割合）は、介護保険制度がスタートした平成12（2000）年度末では13.3％でしたが、平成24（2012）年度末には20％を超え、その後も20％超で推移しています。【図表２－５】

令和元年度末の認定率は20.7％で、全国平均（18.5％）より高い状況です。

年齢階級別の認定率は、65～74歳は4.5％、75～84歳は20.0％、85歳以上は62.7％であり、今後、後期高齢者人口が増加する見込であることから、認定者数は更に増加すると考えられます。【図表２－６】【図表２－７】

また、本県の平成28（2016）年度の要支援・要介護認定者11万５千人のうち６万６千人（57.8％）が「認知症高齢者の日常生活自立度」（注３）がⅡ以上と判定されており、そのうち98.9％が第１号被保険者です。令和７（2025）年度には７万９千人に増加すると推計されています。

【図表２-５】要支援・要介護認定者数の推移

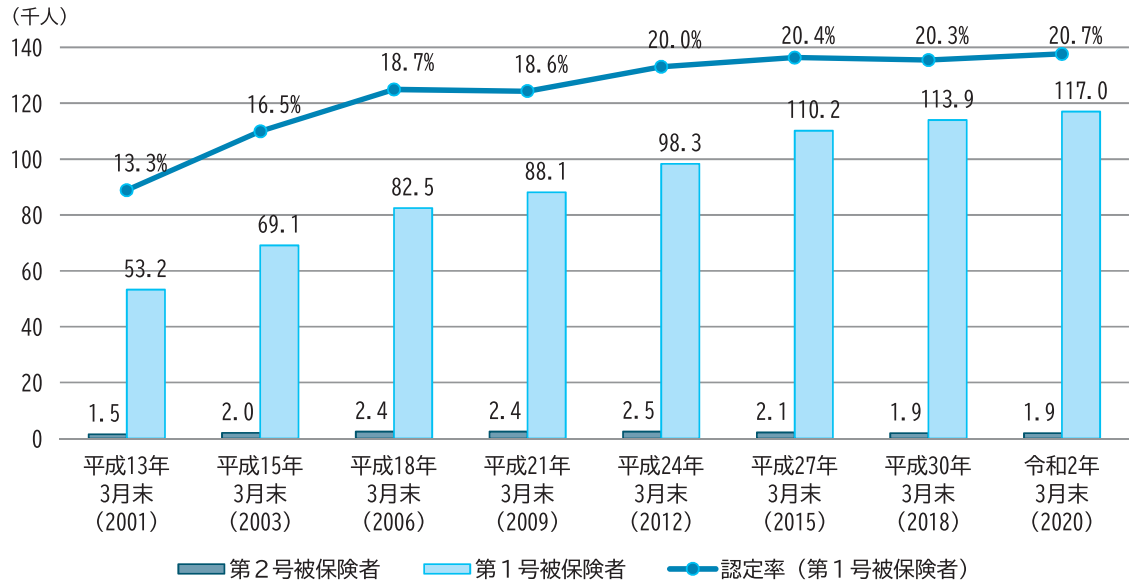

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和２年３月末は「同（月報）」

注３：認知症高齢者の日常生活自立度：高齢者の認知症の程度を踏まえて日常生活の自立の程度を表すもので、Ⅱとは「日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態」とされています。

【図表２-６】年齢階級別の認定者数と認定率

令和2(2020)年3月末現在（単位：千人）

	第2号被保険者	第1号被保険者				合計
					65歳以上の計	
	40～64歳	65～74歳	75～84歳	85歳以上		
被保険者数		266.6	194.4	105.6	566.6	
認定者数	1.9	11.9	38.8	66.2	117.0	118.9
認定率		4.5%	20.0%	62.7%	20.7%	

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）」

【図表２-７】年齢階級別要支援・要介護認定者数

令和2(2020)年3月末現在

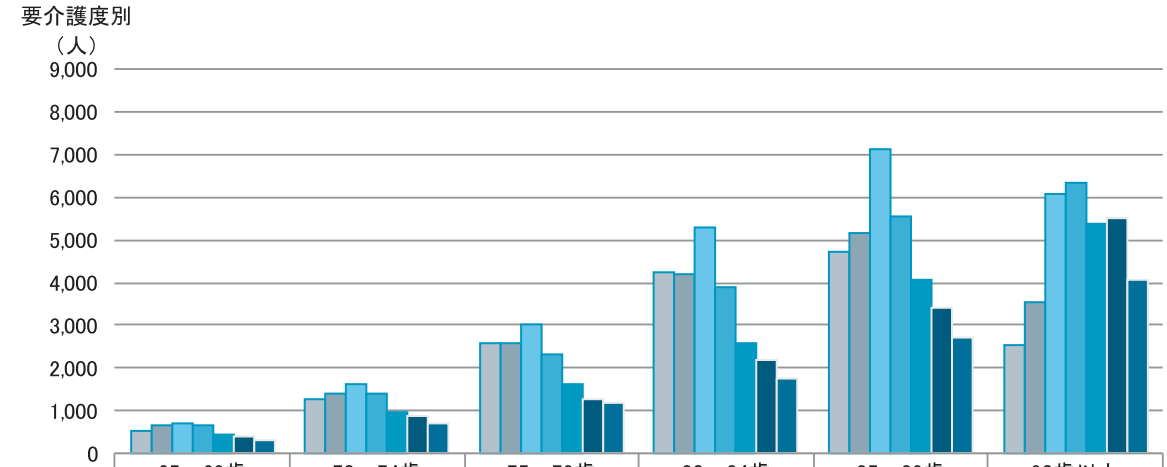

	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上
要支援1	519	1,283	2,593	4,240	4,736	2,527
要支援2	653	1,406	2,580	4,198	5,159	3,559
要介護1	691	1,616	3,037	5,281	7,132	6,094
要介護2	650	1,389	2,342	3,902	5,535	6,345
要介護3	447	962	1,613	2,604	4,052	5,384
要介護4	401	871	1,295	2,208	3,423	5,498
要介護5	327	722	1,192	1,754	2,713	4,066
合計	3,688	8,249	14,652	24,187	32,750	33,473

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）」

要介護度別の認定率をみると、全国と比べ、要支援から要介護２までの軽度の認定率は、いずれも高い状況です。【図表２－８】

【図表２-８】全国、中国地方５県の要介護度別認定率（年齢調整済み）

令和２年３月末現在（単位：%）

区分	全　国	岡山県	広島県	山口県	島根県	鳥取県
認定率 （全国順位：高率順）	18.5	19.4 (6)	18.6 (12)	17.7 (15)	17.8 (23)	17.4 (33)
要支援1	2.6	2.7	3.2	2.7	2.4	2.2
要支援2	2.6	2.9	2.7	2.3	2.5	3.0
要介護1	3.7	4.0	3.7	4.3	3.9	2.9
要介護2	3.2	3.3	3.0	2.8	3.1	3.1
要介護3	2.4	2.5	2.3	2.0	2.2	2.3
要介護4	2.3	2.2	2.0	2.1	2.0	2.2
要介護5	1.7	1.8	1.6	1.5	1.6	1.7

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）」
　　総務省「住民基本台帳人口・世帯数」
※認定率を比較するため、地域間の人口構造（性・年齢構成）の差による影響を除いて比較可能となるよう、全国の第１号被保険者の性別・年齢階級別の人口構造を用いて調整計算された認定率

高齢者の増加に伴い、認定者数は第８期（令和３(2021)～令和５(2023)年度）期間中に７千人増加して、令和５年度には12万７千人になると見込まれます。【図表２－９】

【図表２-９】圏域別の要支援・要介護認定者数の推計

（単位：人）

区分	令和2年度 (2020)	第8期計画			令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		
県南東部圏域	54,022	55,316	56,553	57,717	59,899	67,337
県南西部圏域	44,074	44,997	46,125	47,223	49,169	56,163
高梁・新見圏域	5,587	5,570	5,552	5,533	5,508	5,157
真庭圏域	3,486	3,440	3,460	3,465	3,476	3,528
津山・勝英圏域	12,546	12,667	12,672	12,704	12,759	13,209
県合計	119,715	121,990	124,362	126,642	130,811	145,394

資料：市町村介護保険事業計画における要支援・要介護認定者数の推計値を集計したもの
※第２号被保険者数を含む。

４　介護給付等対象サービスの利用状況

本県の介護給付及び予防給付の対象サービス（以下「介護給付等対象サービス」という。）の受給者数（１か月平均）は、平成12（2000）年度の約４万人から増加を続け、平成28（2016）年度に10万人を超えました。その後、10万人前後が続いています。【図表２－10】

介護給付等対象サービスの給付費は、平成12（2000）年度の678億円から増加を続け、令和元（2019）年度は1,755億円です。【図表２－11】

後期高齢者人口が増加する見込であることから、受給者も給付費も更に増加することが見込まれます。

介護給付等対象サービスの給付費について、第１号被保険者一人当たりの給付費に換算すると、全国平均より高くなっています。【図表２－12】

【図表２-10】岡山県のサービス受給者数の推移

（単位：千人）

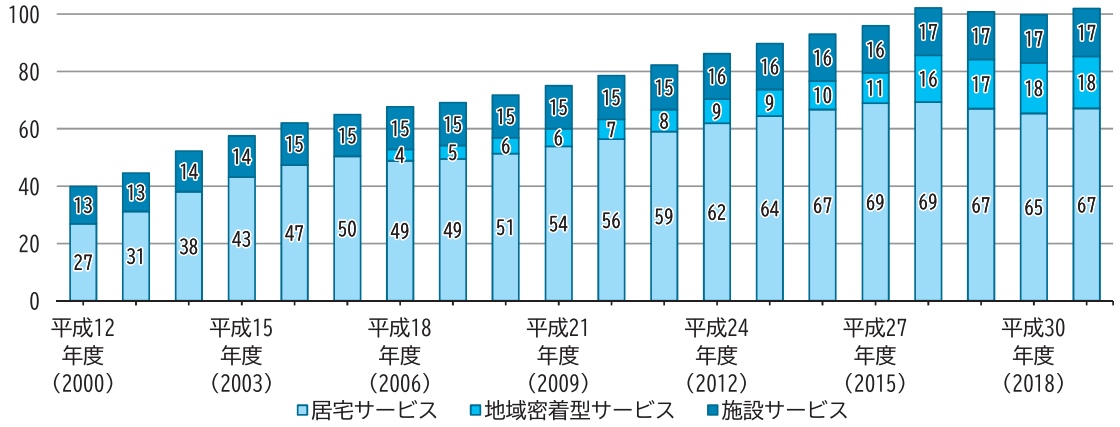

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和元年度は「同（月報）」

【図表２-11】岡山県の介護給付費（介護予防を含む。）の推移

（単位：億円）

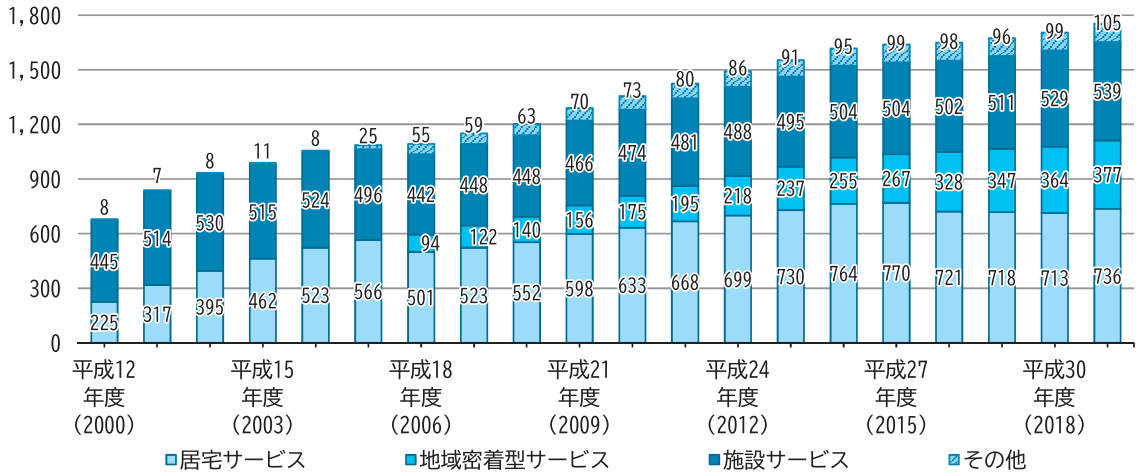

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和元年度は「同（月報）」

【図表２-12】第１号被保険者一人当たり居宅サービス・地域密着型サービス給付月額と施設サービス給付月額の全国比較【平成30（2018）年度】

（単位：円）

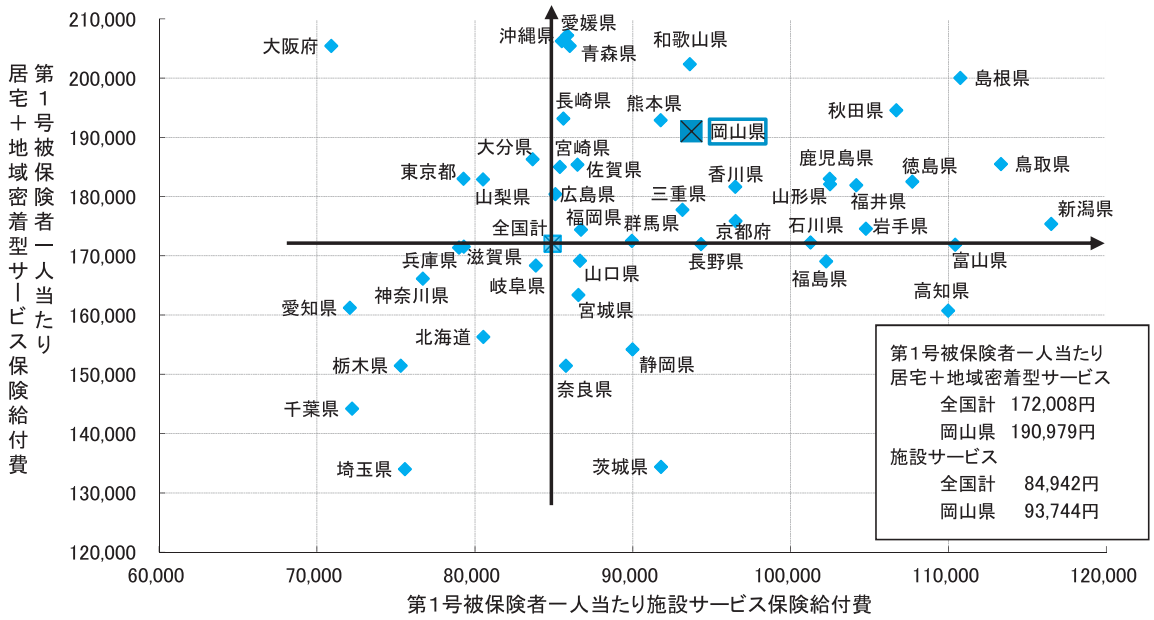

※１　特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費は含まない。
※２　保険給付費については、第２号被保険者分を含んだ数値を使用している。
資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」

５　課題

今後、本県の後期高齢者は増加し、高齢者のみの世帯も増加することから、次のような取組が必要となります。

① 高齢者の自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減や悪化防止のための地域の実状に応じた取組の推進

② 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らすことができるようにするための地域における継続的な支援体制の整備（介護サービスの提供や在宅と施設の連携等）

③ 在宅での医療・介護ニーズを併せ持つ高齢者を地域で支えていくための在宅医療と介護の連携

④ 地域での支え合い、多様な主体による介護予防や生活支援のサービスの提供体制の充実

⑤ 高齢者の住まいの安定的な確保

⑥ 家族等の介護負担の軽減や就労継続のための支援

⑦ 認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現

⑧ 災害対策及び感染症対策に係る体制整備等

⑨ 介護サービス及び地域支援事業に携わる質の高い人材の確保

⑩ 介護サービスの業務の効率化及び質の向上

⑪ 介護保険制度及び介護サービス情報公表制度の周知

⑫ 介護給付の適正化

Ⅱ　計画の目標

現状等から令和７（2025）年及び令和22（2040）年を見据えた目指す姿を踏まえ、第８期計画の目標を次のとおりとします。

１　令和７（2025）年及び令和22（2040）年を見据えた目指す姿

- 要介護状態等となっても、住み慣れた地域で最期まで尊厳を保持しながら自立した日常生活を継続できるように、医療、介護等のサービスが切れ目なく提供できる体制の構築を目指します。
- 高齢者をはじめ地域住民が、制度等の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとり生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現を目指します。
- 認知症になっても、本人の尊厳が重視され、できる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指します。
- 医療や介護の専門職とボランティアや自治会などの地域住民が、役割分担しながら協働して支える地域ぐるみの体制の構築を目指します。
- 高齢者が人との交わりや役割を通じて、できるだけ長く活動的な状態を維持できるように、介護予防推進体制の構築を目指します。
- 住宅施策と連携して、心身の状態や世帯の状況の変化、所得等に応じて住まい方を選択できる社会の実現を目指します。
- 現役世代の減少が顕著になっても、地域の実情に応じた介護サービスの提供を継続できるよう、多様な人材の確保と業務の効率化の実現を目指します。

２　計画の目標

⑴　地域包括ケアシステムの構築のための市町村支援

①　在宅医療と介護の連携の推進

高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で日常生活を継続しながら、必要な医療と介護が受けられるよう、医療・介護関係団体の協働のための合意形成を図るとともに、市町村の取組を支援します。

②　中重度者を支える在宅サービスの充実

中重度の要介護者の増加が見込まれることを踏まえ、中重度の要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で、継続して日常生活を営むことができるよう、家族の介護の負担・不安を軽減する取組を支援します。

③　認知症施策の推進等

認知症の人やその家族ができる限り地域のよりよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、国の認知症施策推進大綱を踏まえた地域支援体制の強化に向けた取組を支援します。

④　介護予防の推進

通いの場等の一般介護予防事業について、「専門職の関与」、「他の事業との連携」、「ＰＤＣＡサイクルに沿った推進」を進める取組を支援します。

⑤　生活支援体制の整備

見守り、家事、外出等高齢者の日常生活を支えることができるよう、生活支援の担い手の養成や関係者のネットワーク化を行う生活支援コーディネーターの配置等の取組、通いの場等に自立での参加が困難な高齢者に対する地域資源を活用した付添機能サービスの構築とその担い手養成の取組等を支援します。

また、生活支援コーディネーター等の養成や高齢者等の多様な担い手の生活支援への参画の普及啓発等に取り組みます。

⑥　住まいの安定確保

高齢者が状態の変化に応じて住まい方を選択でき、要介護状態となっても、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、高齢者の住まいの確保と生活との一体的な支援の取組を推進します。

⑦　災害対策及び感染症対策の推進

自然災害や新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症に備え、衛生・防護資材の備蓄や職員の応援派遣体制の整備等に取り組みます。

⑵　介護サービス基盤の整備

①　本計画で見込む介護給付等対象サービスの種類ごとの量に基づき、市町村と連携し、サービスの質の向上を図るとともに、必要なサービス量の確保に向け、事業者に参入を促進します。

②　本計画の介護保険施設等の必要入所（利用）定員総数に基づき、計画的に整備を進めるとともに、地域医療介護総合確保基金を有効に活用し、介護サービス基盤の着実な整備を推進します。

⑶　人材の確保・育成及び業務の効率化等

①　介護職に限らず介護分野で働く人材の確保・育成を行い、介護現場全体の人手不足対策を進めます。

また、人材の裾野を広げる観点から、地域のボランティアの確保・育成等の取組を支援します。

②　介護ロボットやＩＣＴの導入支援、介護分野の文書負担の軽減等に取り組み、業務の効率化を進めます。

⑷　介護保険制度の公正・円滑な運営

①　介護サービス情報公表制度

介護サービス情報の公表制度がより一層活用されるよう、市町村と連携して制度の周知を図ります。

②　介護給付の適正化

介護報酬の審査業務を担う岡山県国民健康保険団体連合会と連携し、市町村の介護給付適正化の取組を支援します。

コラム　２

介護予防に関する事業は、地域の実情に応じて、様々な取組（Ｄ）が行われていますが、更に効率的効果的に事業を実施するためには、ＰＤＣＡサイクルに沿った評価･分析（Ｃ）や改善（Ａ）が求められています。

このため、国が提供している、市町村や日常生活圏域別の特徴や課題、取組等を客観的かつ容易に把握できる地域包括ケア「見える化」システム等を活用し目標の設定（Ｐ）や評価・分析を行い、継続的な改善につなげる必要があります。

なお、こうした取組には、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取組を推進するための保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金が活用できます。

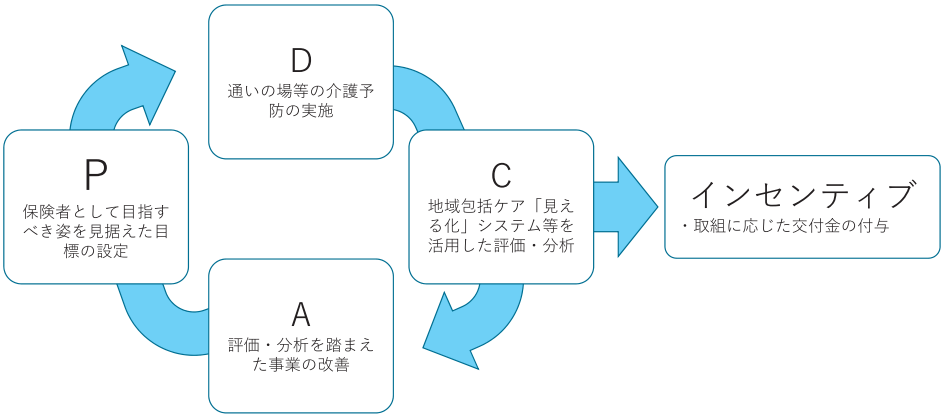

第３章　地域包括ケアシステム構築のための市町村支援

Ⅰ　在宅医療と介護の連携の推進

地域包括ケアシステムの構築には、住み慣れた地域で安心して医療や介護を受けられることが必要です。訪問診療が提供できる医療機関数は697施設（県内医療機関の38.4%）（注１）、訪問歯科診療が可能な歯科診療所の登録数は430施設（県内歯科診療所の39.8%）（注２）、訪問看護事業所数は1,600事業所（注３）です。今後も在宅医療と介護を支える体制を整備するため、訪問による医療や介護を提供できる施設を確保するとともに、各々の専門性に基づく役割を発揮した上で、連携を進める必要があります。

今後、増えていく在宅医療や介護、緩和ケア、看取りなどのニーズに対応するためには、在宅医療と介護に従事する様々な職種（医師、歯科医師、薬剤師、看護師、介護支援専門員等）が相互の専門性や役割について十分に理解し、関係職種の協働を推進する人材の育成が必要です。

在宅医療と介護をよりよくするためには、ケアを提供する側と利用する側がともに、在宅医療や介護についての理解を深めることが大切です。そして、県民一人ひとりが望む療養生活を実現するためには、人生の最終段階における療養生活の過ごし方や医療などについて家族や医師等と話し合い、その希望がかなえられる環境を整えることが必要です。【図表３－１】

【図表３－１】在宅医療・介護連携推進のイメージ図

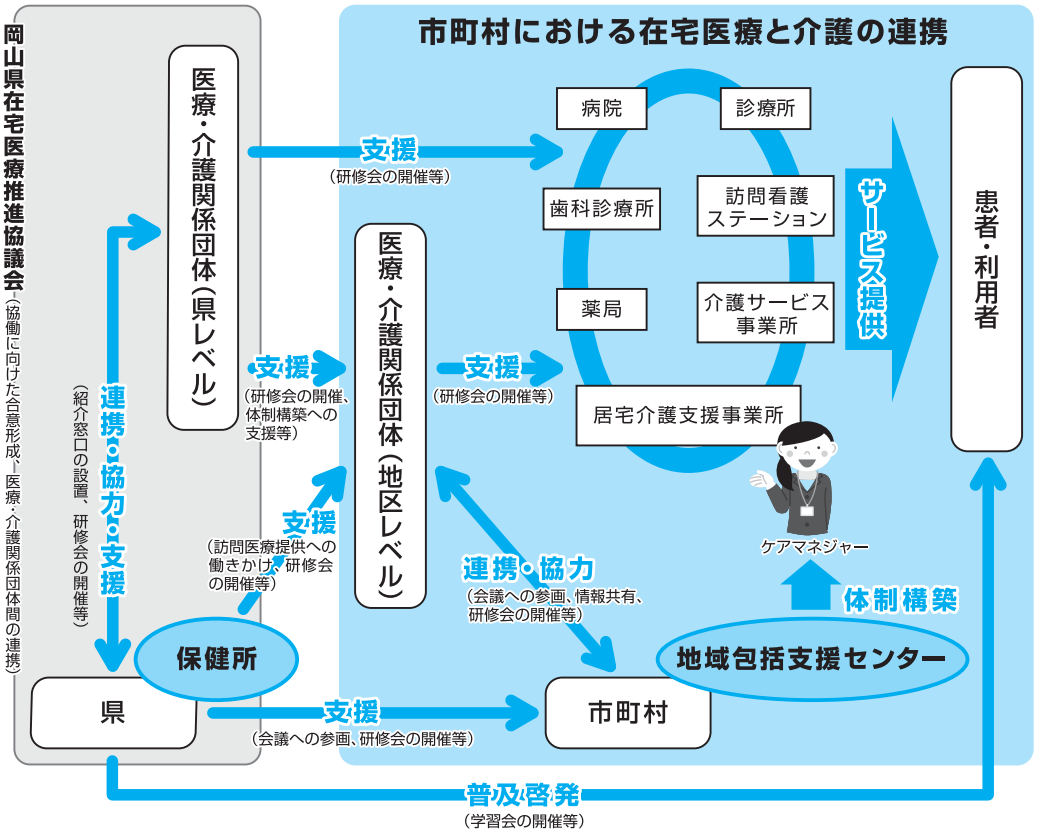

１　在宅医療と介護を支える体制の整備

⑴　協議会を通じた連携

多職種が連携・協働した在宅医療と介護を提供する体制を構築するためには、各職種が自らの役割と他職種との連携について理解し、的確に役割を果たすことが必要です。このため、医療・介護の職能団体の代表者等で構成する「岡山県在宅医療推進協議会」で、各職種の役割や多職種連携のあり方、各団体の取組等について協議し、協働に向けた合意形成と医療・介護関係団体間の連携を促進します。

⑵　在宅医療の充実と関係機関の連携の促進

在宅医療の体制を整備するため、訪問による医療や看護を提供できる施設等が確保できるよう、医師会等の関係団体と協働して地域包括ケアシステムに係る研修会などに取り組むとともに、訪問歯科診療や訪問看護を行う機関を紹介する窓口を通じて在宅医療の普及を図ります。また、地域の実情に応じて入院から在宅医療へ円滑に移行できるように、かかりつけ医を中心に、訪問看護ステーション、在宅療養支援病院、薬局、地域包括支援センター等による退院時カンファレンスや地域ケア会議等の充実を図ります。

⑶　晴れやかネット（ケアキャビネット）

ＩＣＴを活用した医療情報ネットワーク「晴れやかネット」の拡張機能（ケアキャビネット）は、高い安全性を確保した医療と介護の連携ツールです。これにより、医療・介護に関わる多職種の関係者が、サービス提供の現場において、患者の食事などの生活行動や心身の状態等の情報を共有することが可能となります。多職種の連携による在宅医療と介護の切れ目のないサービス提供体制の構築に向けて、「晴れやかネット（ケアキャビネット）」の利便性向上、利用促進に努めます。【図表３－２】

【図表３-２】晴れやかネット（ケアキャビネット）

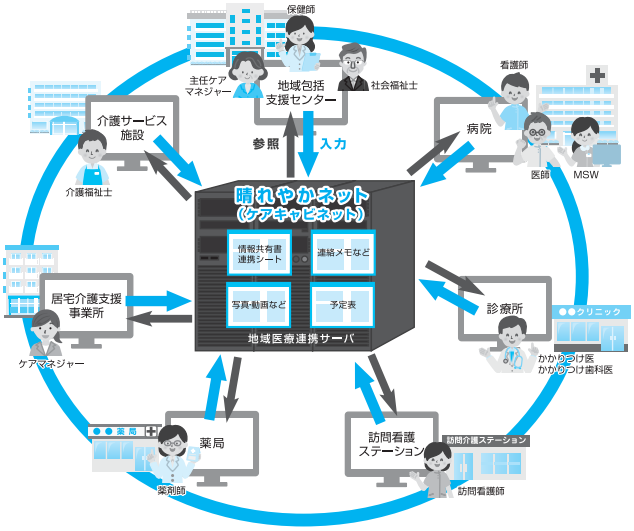

⑷　リハビリテーションサービス提供体制の整備

本県の要介護等認定者１万人当たりのリハビリテーション専門職従事者数（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の３職種合計）及びリハビリテーションサービス提供事業所数は全国平均を上回っていますが、生活機能の低下した高齢者が増えることが見込まれることから、その有する能力を最大限発揮できるよう、生活期のリハビリテーションサービス提供体制の充実を図ります。

また、高齢者の心身の状態が悪化し、医療が必要になった場合、医療保険で実施する急性期・回復期のリハビリテーションを一時的に利用した後、自宅等に戻っても日常生活が送れるように、介護保険で実施するリハビリテーションへの切れ目のないサービス提供のための連携体制の構築を促進します。

２　在宅医療と介護を支える人材の育成

地域包括ケアシステムの核となる在宅医療と介護を支える人材育成を図るため、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、介護支援専門員協会などの関係団体で行う専門性向上のための研修を支援するなど、専門職の資質向上を図ります。

３　市町村の取組への支援

各地域の住民の暮らし方、医療や介護資源等、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築するための事業が効果的・効率的に実施できるよう、市町村が開催する地域ケア会議など地域包括ケアシステム促進のための会議や研修への参画・助言等により、市町村の取組を支援します。

また、地域共生社会の実現を目指し、介護保険を利用できない40歳未満の若年者の介護など、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対する市町村の包括的な支援体制の構築について、好事例の横展開などの支援を行います。

４　県民の理解の促進及び意思の尊重

医療機関、医師会、介護関係団体、市町村等関係機関と連携を図りながら、県民が自分らしい療養生活を人生の最終段階まで含めて考え、家族等と話し合い、家族・関係者に希望を伝え、これをかなえる環境を整えます。そのために、医療・介護関係者と連携し、県民が自分らしい生活や人生の最終段階における生き方、生命の尊厳について考えるよう普及啓発を進めます。

注１：令和２(2020)年10月24日現在 おかやま医療情報ネット
注２：令和２(2020)年３月現在 岡山県歯科医師会調べ
注３：令和２(2020)年４月１日現在 岡山県指導監査室

Ⅱ　中重度者を支える在宅サービスの充実

中重度の要介護者、認知症の高齢者など医療ニーズのある要介護者が、今後増加することが見込まれることから、可能な限り住み慣れた地域で継続して日常生活を営むことができるようにするため、看護を含めたサービス提供体制を強化する必要があります。

そのため、訪問看護サービスの充実･強化が必要であり、市町村、医師会、看護協会、訪問看護ステーション連絡協議会に対して訪問看護ステーションの規模の拡大や整備を促します。

また､看護と介護を一体的に提供する「看護小規模多機能型居宅介護」と「定期巡回･随時対応型訪問介護看護」のサービスを確保するために、市町村に対して開設経費の助成を引き続き行い事業者の参入を促すなど、サービス提供体制の充実が図られるよう支援します。【図表３－３】

①　訪問看護、介護予防訪問看護

訪問看護ステーションから､看護師等が生活の場へ訪問して､看護ケアを提供し､療養生活を支援するサービスを提供します。

②　看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護（在宅の要介護者や家族の希望等に応じ、在宅サービスの中心となる「通い」､「訪問」､「泊まり」を総合的に提供するサービス）に訪問看護サービスを組み合わせたサービスを提供します。

③　定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、定時の巡回と利用者の求めによる随時の訪問によって、在宅の要介護者に訪問介護及び訪問看護サービスを提供します。

【図表３-３】県内の事業所の状況

サービスの種類	事業所数	利用者数
訪問看護(介護予防訪問看護を含む。)	1,600	8,188人
うち訪問看護ステーション	163	
看護小規模多機能型居宅介護	11	258人
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	14	298人

資料：事業所数は、岡山県指導監査室（令和２(2020)年４月１日現在）
利用者数は、厚生労働省「介護保険事業状況報告（令和２(2020)年11月月報分)」

目標指標

指　　標　　名	現　　状 令和元(2019)年度	目　　標 令和５(2023)年度末
訪問看護（介護給付におけるサービス利用見込み）	60,984回／月	77,653回／月
看護小規模多機能型居宅介護の利用者数	209人／月	523人／月
定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者数	273人／月	411人／月

Ⅲ　認知症施策の推進

認知症の人が今後増加することが見込まれるため、国の認知症施策推進大綱を踏まえ、認知症の人の意思が尊重され、できる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を目指し、早期から適切なサービスを受けることができる体制の整備や地域における見守り支援が広がるよう、市町村を支援します。

１　普及啓発・本人発信支援

⑴　認知症サポーター等の養成

認知症を正しく理解し、地域や職域で認知症の人やその家族を温かく見守り、支援する体制を構築するため、認知症サポーターや、その養成講座の講師役を担うキャラバン・メイトを養成するとともに、認知症サポーターが認知症の人にやさしい地域づくりを加速するために様々な場面で活躍できるよう、県内外の好事例を収集・発信するとともに、市町村間で情報や意見を交換する機会を設けること等により、市町村の取組を支援します。

【研修修了者数】

（令和元(2019)年度末現在）

認知症サポーター養成講座	193,916人
キャラバン・メイト養成研修	3,025人

⑵　認知症に関する理解促進

世界アルツハイマーデー（毎年９月21日）及び月間（毎年９月）などの機会を捉えた普及啓発の取組を通じて、認知症に関する理解の促進を図ります。

⑶　認知症の人本人からの発信支援

認知症の人が自らの意見等を発信する機会として、認知症の人本人が集い、自身の体験や希望、必要としていること等を本人同士で語り合う「本人ミーティング」の普及に努めるとともに、市町村がこうした場等を通じて本人の意見を把握し、認知症の人本人の視点を反映した施策に取り組めるよう支援します。

また、診断直後等は認知症の受容が困難であり、その後の見通しにも不安が大きいことから、認知症の人本人が相談支援を行うピアサポート活動について、関係団体等との連携の下、実施方法等について、他地域での実践事例も参考にしながら取組を進めます。

２　予防

国の大綱では、「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」、「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味とされており、運動不足の改善、高血圧等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が認知症予防に資する可能性が示唆されていることから、高齢者が身近に通える住民運営の通いの場の整備等を推進する市町村の取組を支援します。

３　医療・ケア・介護サービス

⑴　早期診断・早期対応を行う医療機関の整備

早期の鑑別診断とその初期対応、行動・心理症状と身体合併症の急性期治療に関する対応や専門医療相談など専門的な医療を提供するとともに、認知症に係る地域連携の拠点となる認知症疾患医療センターを設置し、同センターを中核として、二次保健医療圏ごとに認知症の人に対する早期診断・早期対応が行える体制を整備します。

【認知症疾患医療センターの指定状況】

（令和元(2019)年度末現在）

二次保健医療圏	センター数（医療機関名）
県南東部保健医療圏	3（岡山大学病院、慈圭病院、岡山赤十字病院（※））
県南西部保健医療圏	3（川崎医科大学附属病院、倉敷平成病院、きのこエスポアール病院）
高梁・新見保健医療圏	1（こころの医療たいようの丘ホスピタル）
真庭保健医療圏	1（向陽台病院）
津山・英田保健医療圏	1（積善病院）

※岡山赤十字病院は、岡山市が指定

⑵　認知症サポート医の養成

地域の実情に応じた認知症地域医療体制が構築され、認知症の人が発症初期の段階から継続して適切な医療と介護を切れ目なく受けることができるよう、医師会や市町村と連携して、認知症の診断に習熟し、医療と介護の連携の推進役となる認知症サポート医の養成を進めます。

さらに、認知症サポート医等が、地域における認知症の人への支援体制の充実・強化を図り、また地域における認知症サポート医等の連携を強化することができるよう、フォローアップ研修を実施します。

【認知症サポート医の数】

（令和元(2019)年度末現在）

岡山県全域	232人

⑶　医師等の認知症対応力の向上

日頃から高齢者の外来診療を行う様々な診療科の医師（かかりつけ医）が、認知症の初期症状や発症後の対応から家族支援の方法までを幅広く学び、認知症への対応力の向上を図るため研修を実施します。

また、身体合併症を伴う認知症の人が、入院により認知症が悪化することなく、適切な治療とケアを受けることができるよう、病院の医師や看護師等が、認知症の症状の特徴や適切な対応方法について学ぶ研修を実施することにより、認知症の人が必要な医療を適切に受けられるよう支援します。

さらに、在宅療養を支える看護職員、歯科医師、薬剤師が認知症の疑いのある人に早期に気づき、かかりつけ医と連携して対応するとともに、状況に応じて口腔機能の管理や服薬指導等を適切に行えるよう研修を実施します。

【研修修了者数】

（令和元(2019)年度末現在）

かかりつけ医認知症対応力向上研修	1,831人
病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修	1,952人
看護職員認知症対応力向上研修	429人
歯科医師認知症対応力向上研修	420人
薬剤師認知症対応力向上研修	933人

⑷　認知症ケアに携わる介護人材の育成

認知症介護に携わる人材の資質向上を図ることにより、認知症の人が本人主体の適切なケアを受けることができるよう、介護従事者に対し、国の研修体系に沿った研修をＩＣＴも活用しながら実施します。

【研修の種別と修了者数】

（令和元(2019)年度末現在）

研 修 名	修了者数	概　　要
認知症介護基礎研修	1,268人	介護保険施設・事業所等の従事者が、認知症介護の基礎的な知識及び技術を学ぶもの
認知症介護実践研修（実践者研修）	9,603人	介護保険施設・事業所等の従事者が、認知症介護の理念、知識及び技術を学ぶもの
認知症介護実践研修（実践リーダー研修）	1,229人	実践者研修修了者が、ケアチームのリーダーとなるための知識及び技術を学ぶもの
認知症対応型サービス事業開設者研修	462人	認知症対応型サービス事業の開設者が認知症介護に関する基本的な知識を学ぶもの
認知症対応型サービス事業管理者研修	3,107人	認知症対応型サービス事業の管理者が、事業所の管理・運営に必要な知識及び技術を学ぶもの
小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	747人	小規模多機能型居宅介護事業所等の計画作成担当者が、計画作成に必要な知識及び技術を学ぶもの
認知症介護指導者養成研修	47人	認知症介護実践研修を企画・立案し、講義を行うことのできる人材を養成するもの
認知症介護指導者フォローアップ研修	22人	認知症介護指導者の教育技術の向上を図るもの

４　地域で支える体制の整備

⑴　認知症の人とその家族への支援

認知症の人の家族の精神的身体的負担は大きく、ともすれば地域からの孤立感を感じることとなっています。認知症の人の家族への支援を行うことが認知症の人の生活の質の改善にもつながるとの観点に立って、介護者の負担軽減や生活と介護の両立を支援する取組を推進します。

認知症の人やその家族が、悩みやストレスを抱え込んでしまうことのないよう、社会福祉士や介護支援専門員、保健師等の専門職が対応する「おかやま認知症コールセンター」を運営し、認知症に関する相談に対応します。また、介護する家族等の交流会等を実施するほか、様々な取組を支援し、家族の不安や悩みによる心の負担の軽減に努めます。

⑵　若年性認知症の人への支援

若年性認知症の人については、当事者本人への支援だけではなく、その家族や関係者等も含めた総合的な支援を講じていく必要があります。

若年性認知症の専用相談窓口として設置した「おかやま若年性認知症支援センター」に若年性認知症支援コーディネーターを配置し、個別支援を充実させていきます。

また、県民を対象とした若年性認知症に関するセミナーの開催等により、若年性認知症の啓発を進めます。併せて、就労・社会参加のネットワークを構築するとともに、若年性認知症の人が適切な支援を受けられるよう市町村や地域包括支援センター等との広域的な連携強化に努めます。

⑶　市町村の取組の支援

全ての市町村に配置される認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員が地域の実情に応じて効果的に機能するよう、県内外の好事例を収集・発信するとともに、市町村間で情報や意見の交換をする機会を設けることなどにより、市町村の取組を支援します。

また、認知症の人やその家族の見守りや外出支援などのニーズと認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組みとして「チームオレンジ」を整備する市町村の取組を支援します。

⑷　成年後見制度の利用促進

成年後見制度の利用者数は増加傾向にあるものの、その数は認知症の高齢者等の数と比較して著しく少なく、高齢者等の権利擁護の観点からも制度の利用を促進する必要があります。

認知症高齢者や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中で、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、県内どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できる体制の整備が進むよう、制度について普及啓発を図り、早期の段階からの相談などの実施により、権利擁護の支援が必要な人を発見し、制度の利用につなげるための市町村の取組を支援します。

また、成年後見の担い手として市民の役割が高まることも考えられることから、市民後見人を養成し、その活動を推進するとともにフォローアップ研修などにより必要な支援ができる体制を整備します。

⑸　行方不明の認知症高齢者への対応

認知症高齢者の増加が見込まれる中で、行方不明となる認知症高齢者の増加も予想され、早期発見につなげる対策が必要です。

認知症高齢者が行方不明となった際に、関係者等による捜索、発見、通報、保護が速やかに行われるよう、市町村内や県内外における広域見守りネットワークづくりを推進します。

目標指標

普及啓発・本人発信支援

項　目	現　状 令和元（2019）年度末	目　標 令和５（2023）年度末
認知症サポーター養成講座受講者数	193,916人	240,000人

医療・ケア・介護サービス

項　目	現　状 令和元（2019）年度末	目　標 令和５（2023）年度末
認知症サポート医の数	232人	313人
かかりつけ医認知症対応力向上研修修了者数	1,831人	2,080人
病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修修了者数	1,952人	2,680人
看護職員認知症対応力向上研修修了者数	429人	620人
歯科医師認知症対応力向上研修修了者数	420人	780人
薬剤師認知症対応力向上研修修了者数	933人	1,730人
認知症介護実践研修（実践者研修）修了者数	9,603人	10,800人
認知症介護実践研修（実践リーダー研修）修了者数	1,229人	1,420人
認知症介護指導者養成研修修了者数	47人	50人

地域で支える体制の整備

項　目	現　状 令和元（2019）年度末	目　標 令和５（2023）年度末
チームオレンジ設置市町村数	０市町村	10市町村

Ⅳ　地域支援事業の推進

市町村は、地域支援事業を核に、医療や介護の専門職と地域住民が、それぞれの役割を果たしつつ、協働して地域づくりに取り組む体制を整えながら、地域包括ケアシステムの構築を進めています。地域支援事業は、高齢者が要支援・要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、住み慣れた地域での自立した生活を可能な限り継続できるよう市町村が主体となって実施する事業です。

県は、市町村の地域支援事業の進展、充実に向けて、様々な方法で支援します。

地域支援事業の構成

介護予防・日常生活支援総合事業
- ○介護予防・生活支援サービス事業（要支援者、基本チェックリスト該当者等が対象）
  - ・訪問型サービス
  - ・通所型サービス
  - ・生活支援サービス（配食・安否確認等）
  - ・介護予防支援事業（ケアマネジメント）
- ○一般介護予防事業（全ての高齢者が対象）
  - ・住民運営の通いの場の充実
  - ・地域リハビリテーション活動の促進

包括的支援事業
- ○地域包括支援センターの運営・機能強化（地域ケア会議の充実）
- ○在宅医療・介護連携の推進
- ○認知症施策の推進（認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員の配置）
- ○生活支援サービスの体制整備（コーディネーターの配置、協議体の設置等）

任意事業
- ○介護給付適正化事業
- ○家族介護支援事業
- ○その他の事業（成年後見制度利用支援、住宅改修支援等）

1　市町村サポートチームの設置

市町村の地域包括ケアシステムの構築が着実に進むよう、県に保健師・看護師、作業療法士、社会福祉士等で構成された市町村サポートチームを設置して、地域ケア個別会議や生活支援コーディネーター等担い手養成等の事業に係る相談支援や助言等により、市町村を支援します。【図表３－４】

【図表３-４】県の市町村支援体制

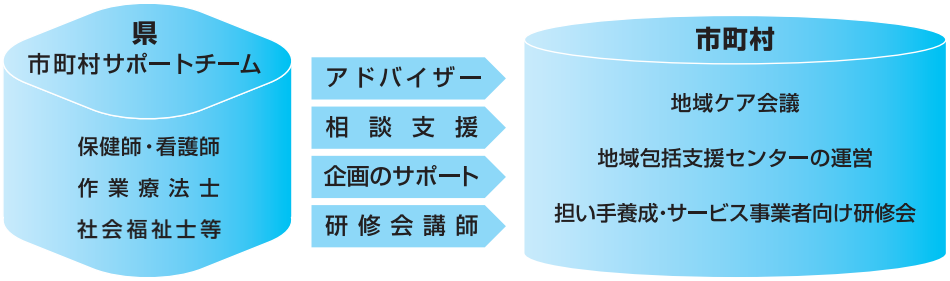

２　地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、高齢者をはじめとした地域住民の身近な相談窓口として、全ての市町村に設置され、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の３職種が医療・介護全般に関する総合的な相談に対応しながら、支援の必要な高齢者を必要な介護サービスにつなぐとともに、在宅介護を行う家族の相談支援のほか、介護予防から高齢者の権利擁護まで幅広く対応しています。このため、地域包括支援センター職員は、医療や介護の様々な機関と連携して適切な対応ができるよう、常に新しい情報を取り入れながら、知識や技術を高めていくことが求められます。

県は、地域包括支援センター職員の資質向上を図るため、初任者からベテランまでのそれぞれのキャリアに応じて、相談援助や家族調整等のケアマネジメントのほか、地域特性の把握や地域連携等の地域マネジメントの実践力を高める研修会を開催するとともに、先進事例や最新情報等の提供を行います。【図表３－５】

また、質と量の両面で地域包括支援センターの業務が増大する中、業務の進め方の見直しや各専門職がそれぞれの役割を発揮しながら連携して行うチームケアの在り方等、地域包括支援センターごとに抱える課題の解決に向けて、市町村サポートチームによる相談等の支援を行います。

【地域包括支援センターの設置数】

（令和２(2020)年４月末時点、国調査より）

設置主体	市町村（直営）	法人（委託）	合計
センター数（構成比）	16（23%）	54（77%）	70

【図表３-５】県の研修体系

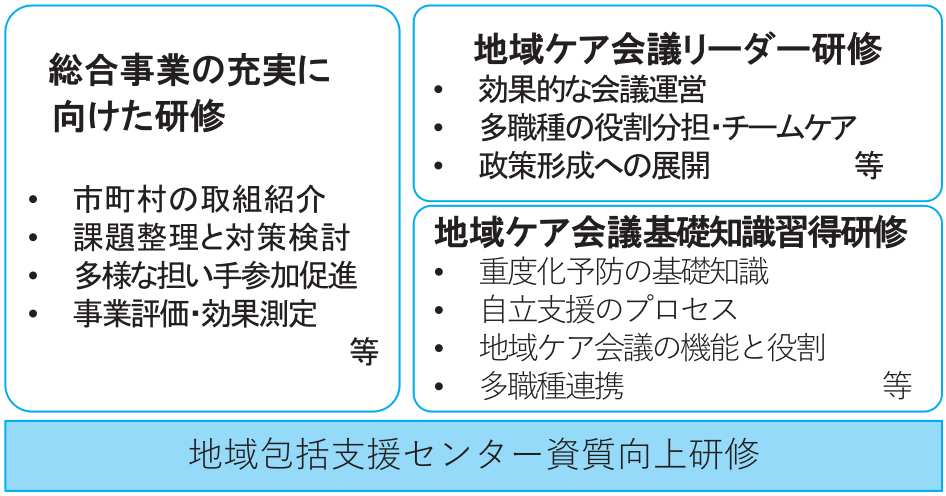

３　地域ケア会議の推進

地域包括ケアシステムを構築するには、市町村と多様な職種や機関が連携・協働するネットワークづくりが重要であり、地域ケア会議はネットワークづくりの有効な手段となります。地域ケア会議の開催により、多職種が協働して要支援・要介護者の抱える課題の背景にある要因を探り、課題解決に向けた支援を行うことが可能となるだけでなく、これらの課題分析の積み重ねを通じて、地域に共通する課題を整理し市町村の政策形成にまで展開することが可能となります。

このため、市町村は、保健・医療・福祉の多職種により要支援者等の自立支援の方法を検討する「地域ケア個別会議」と、そこから浮かび上がった行政課題について関係機関を交えて検討する「地域ケア推進会議」を重層的に実施する必要があります。

要支援者の自立支援は、介護保険の給付から市町村の介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）にシフトしています。また、後期高齢者の増加に伴い、医療ニーズの高い要介護者が増加しています。こうした背景から、市町村は、要支援・要介護者が地域での生活を継続できるように、地域ケア会議を通じて、医療と介護の連携を強めながら、関係機関や職種間の連携体制を整備することが求められています。

県は、総合事業における要支援者の自立支援と高齢者の地域活動への参加を通じた介護予防を目指して、全ての市町村において、多職種が参集し、限られた時間で効率的・効果的に自立支援の検討を進められるよう、検討事例の情報と要点を整理しやすくするフォーマットを提供するとともに市町村サポートチームを派遣することにより、地域ケア個別会議の定着に向けた支援を行います。さらに、地域ケア個別会議が医療ニーズの高い要介護者に対応し、医療と介護の連携が機能するように、市町村や地域包括支援センターの職員、介護支援専門員等を対象とした研修会の開催や、地域ケア会議の運営を担うリーダー（進行役）の育成を行います。

【地域包括支援センター職員資質向上研修】

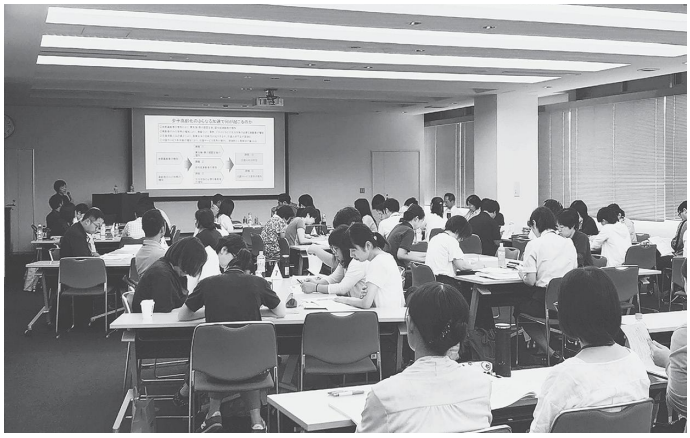

目標指標

指　標　名	現　　状 令和２(2020)年度	目　　標 令和５(2023)年度末
多職種協働による地域ケア個別会議を定期開催している市町村数	21市町村	27市町村
地域ケア個別会議に係る研修修了者数	557人	800人

コラム　3

地域ケア会議は、介護保険法に規定されています。（平成27（2015）年度施行）

（会議）
第115条の48　市町村は、第115条の45第２項第３号に掲げる事業（※）の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体により構成される会議（以下この条において「会議」という。）を置くように努めなければならない。
２　会議は、厚生労働省令で定めるところにより、要介護被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者（以下この項において「支援対象被保険者」という。）への適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、支援対象被保険者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものとする。

※地域支援事業（包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）
　保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による被保険者の居宅サービス計画及び施設サービス計画の検証、その心身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況その他の状況に関する定期的な協議その他の取組を通じ、当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う事業

Ⅴ　介護予防の推進・生活支援の体制整備

平均寿命の延伸により、長い高齢期を過ごす時代となり、心身ともに元気な状態でいられる期間をできるだけ長く伸ばしていくこと、さらに、要介護状態となっても、可能な限り重度化を防ぐこと、すなわち介護予防は、介護保険制度を維持する上で、最も重要な課題です。

一方で、単身又は夫婦のみの高齢者世帯の増加により、見守り･安否確認、外出支援、買物・調理・掃除等の家事、金銭管理、ごみ出し等の日常的な生活支援を必要とする高齢者が増加しています。

地域住民やサービス事業者等に対して、介護予防や自立支援に関する理解を促しながら地域ぐるみで介護予防に取り組む環境をつくるとともに、これまでの全国一律の介護保険サービスでは対応しきれなかった高齢者の生活支援ニーズに対応するため、地域の実情に応じたきめ細やかで柔軟なサービスの提供が求められています。

1　通いの場の普及促進

市町村は､高齢者が定期的に集う通いの場への参加者を増やす取組を進めています。

県は、介護予防に有効とされる週１回以上、住民運営で体操を行う通いの場の普及を進めます。また、県内の先進事例を横展開するため、住民運営のノウハウ提供や通いの場の情報紙を作成するとともに、通いの場参加者やボランティアが一堂に会し交流を深めるフォーラムを通じて、広く県民に通いの場の魅力を発信します。さらに、専門家等を活用し、市町村が推進する通いの場の介護予防の効果測定や地域の実情に応じた通いの場の立ち上げ支援を行うなど市町村の取組を支援します。【図表３－６】

【図表３-６】通いの場情報紙

２　住民互助による通所付添活動の普及

市町村が実施する総合事業の更なる充実に向けて、通いの場をはじめとした通所に自力では参加が難しくなった高齢者が、家に閉じこもることなく、通所の利用を継続できるようにするため、県は、住民互助による付添活動の担い手である通所付添サポーターの養成を行うとともに、通所付添サポート事業（※コラム４）の実施を通じて通所付添活動の普及を図ります。【図表３－７】

【図表３-７】住民互助による通所付添活動

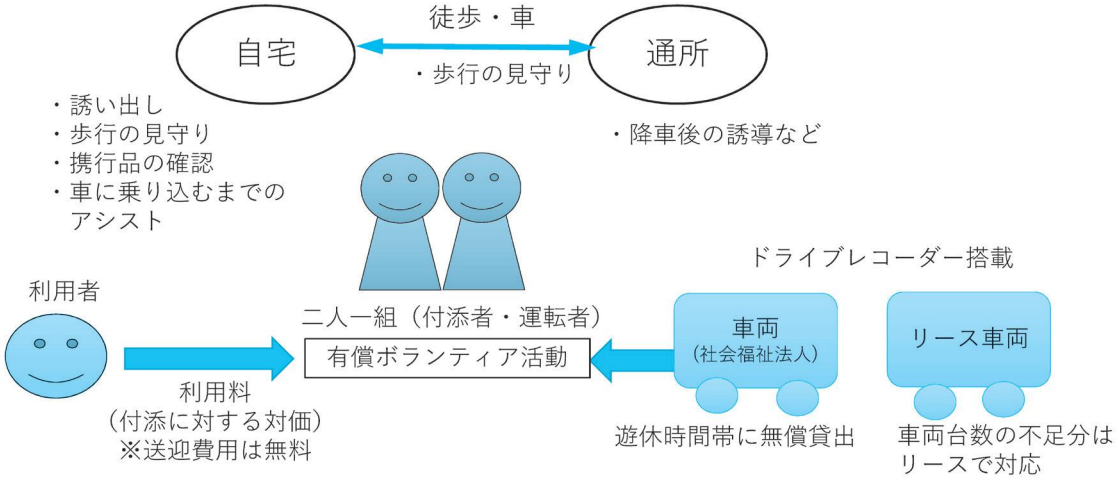

コラム　４　　平成29（2017）年度通所付添サポート事業　吉備中央町

〈きっかけ〉
○吉備中央町には、住民の自主運営で毎週開催する高齢者の「通いの場」が、４地区に誕生していたが、自力で参加できない高齢者への対応が課題となっていた。
○そこで、県の事業を活用して、「吉備中央町通所付添サポート隊」を結成し、住民互助の付添活動をスタート

〈活動概要〉
○50代から70代までの前期高齢者世代26人が、県の講習を修了し、通所付添サポーターとして登録。二人一組になって、自力参加の困難な高齢者を、徒歩や車で通いの場まで移動支援する。
○車両は、町内の特別養護老人ホームの車両１台（空き時間を利用）と町契約のリース車両２台でスタート。
○利用者は、片道100円を付添料金として負担、町は、一組につき１日に2,000円を付添活動の対価として補助。

〈県の支援〉
○通所付添サポート事業では、活動の立ち上げに必要な費用を財政支援するとともに、ＮＰＯ法人移動ネットおかやまの協力により、準備段階から活動開始後も軌道に乗るまでアドバイスを行う。

３　高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施するため、令和元（2019）年５月の健康保険法等の改正により、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」が推進されることとなりました。

これにより、後期高齢者医療制度の保健事業と国民健康保険の保健事業や介護予防の地域支援事業を一体的に実施する枠組みが整備され、令和６（2024）年度までに全ての市町村での実施を目指すこととなっています。

県は、実施主体である後期高齢者医療広域連合や事業委託先である市町村等と連携し、好事例の横展開や医療関係団体との調整などの支援を行います。【図表３－８】

【図表３-８】高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（イメージ図）

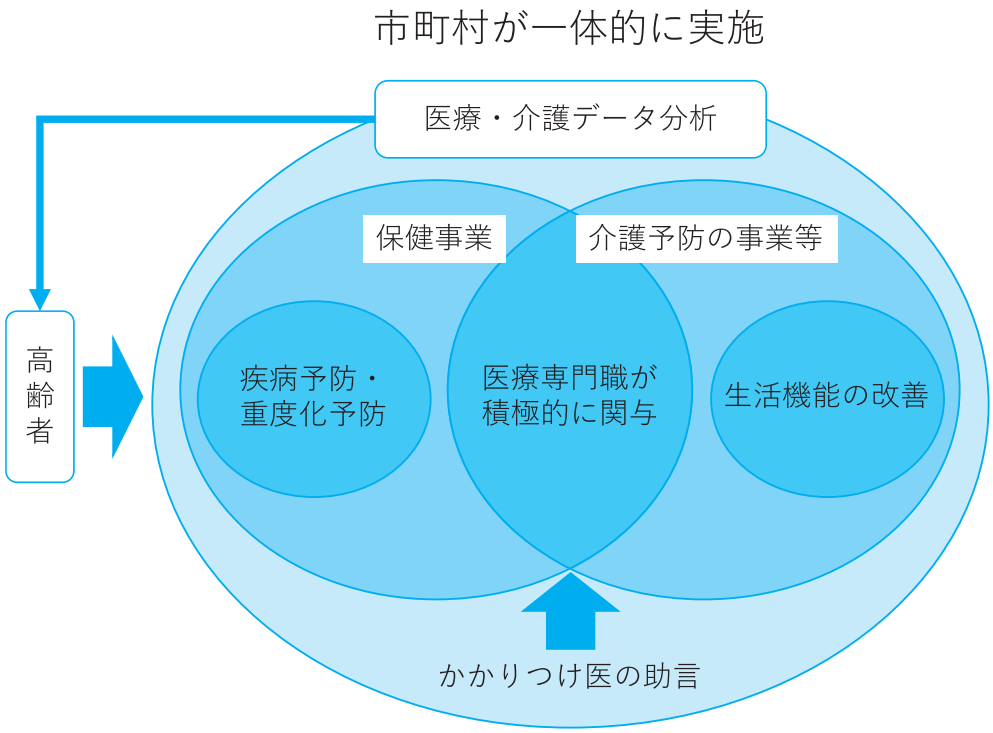

４　リハビリテーション専門職による市町村支援の促進

効果的な介護予防を推進するには、リハビリテーション専門職が、市町村に出向き、地域ケア個別会議のほか、通所や訪問、住民運営の通いの場等に関わりながら、生活環境の調整も含めた総合的な対応をすることが必要です。

県は、職能団体の協力の下に構築した広域派遣調整の仕組みを通じて、リハビリテーション専門職が市町村の支援を安定的に継続できるよう、市町村事業に参加協力できるリハビリテーション専門職の確保を行います。【図表３－９】

【図表３-９】リハビリテーション専門職の市町村支援のしくみ

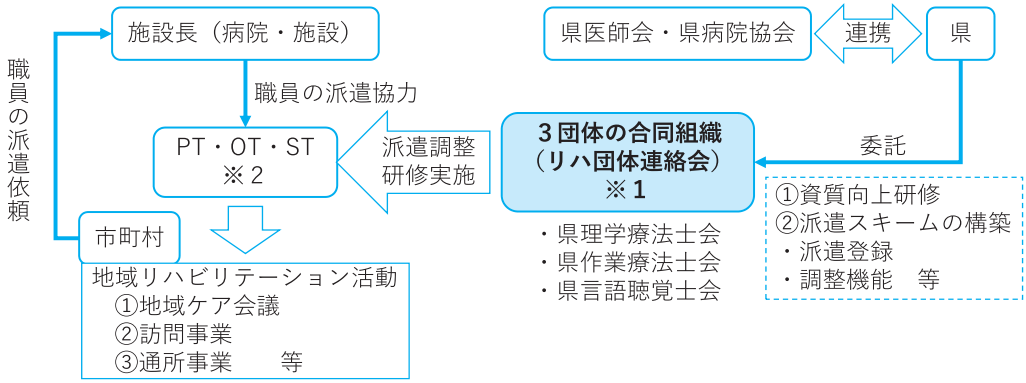

※１　：岡山県リハビリテーション専門職団体連絡会
※２　：ＰＴ：理学療法士　ＯＴ：作業療法士　ＳＴ：言語聴覚士

５　健康寿命の延伸

高齢者が、生産活動や地域活動に積極的に参加し、趣味や娯楽活動等で交友を深め、家庭内でも役割を担うなど、更に健康の保持増進ができるよう、健康に焦点を当てた取組を実施し、平均寿命の延伸を上回る健康寿命の延伸を目指します。

⑴　高齢者の「低栄養」、「脱水」の予防

食欲の低下などから起こる「低栄養」、口渇感の低下などから起こる「脱水（水分摂取量の不足）」、誤嚥性肺炎にもつながる「嚥下機能の低下」が起きないよう、愛育委員や栄養委員等と連携し、高齢者だけでなく、ケアに従事する人など広く県民に普及啓発を進めます。

⑵　高齢者の日常生活の活発化

高齢者の運動器（骨、関節、筋肉など）の衰えをできるだけ防ぐため、適度な運動の実践を進めるほか、社会とのつながりを持ち続け、活動的な生活を送ることができるよう、市町村や関係機関と連携して、愛育委員などの健康づくりボランティア活動、仕事や趣味、家庭での役割を持つなど積極的な社会参加を促進します。

6　生活支援コーディネーター等の育成

市町村は、生活支援・介護予防サービスの担い手として、ＮＰＯ、ボランティア団体等の多様な主体が高齢者の在宅生活を支えることができるよう、地域の関係機関・団体・住民等からなる協議体の設置や、生活支援コーディネーターの配置、令和２(2020) 年度から制度化された就労的活動支援コーディネーターの配置の検討を進めています。生活支援コーディネーターは、地域のニーズや資源の把握、民間事業者やボランティア団体等関係者のネットワークづくり、担い手の養成等を通じて、コミュニティを再構築しながら地域の支え合い体制を構築する役割を担い、就労的活動支援コーディネーターは、就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と就労的活動の取組を実施したい事業者等をマッチングし、役割がある形での高齢者の社会参加等を促進する役割を担います。

県は、生活支援コーディネーターや就労的活動支援コーディネーターとなる人材を計画的に養成するとともに、その資質向上を図るため、養成・現任研修を充実させ、市町村が必要とする人材の安定的な確保を図ります。【図表３－10】

【図表3-10】生活支援コーディネーターの人材育成

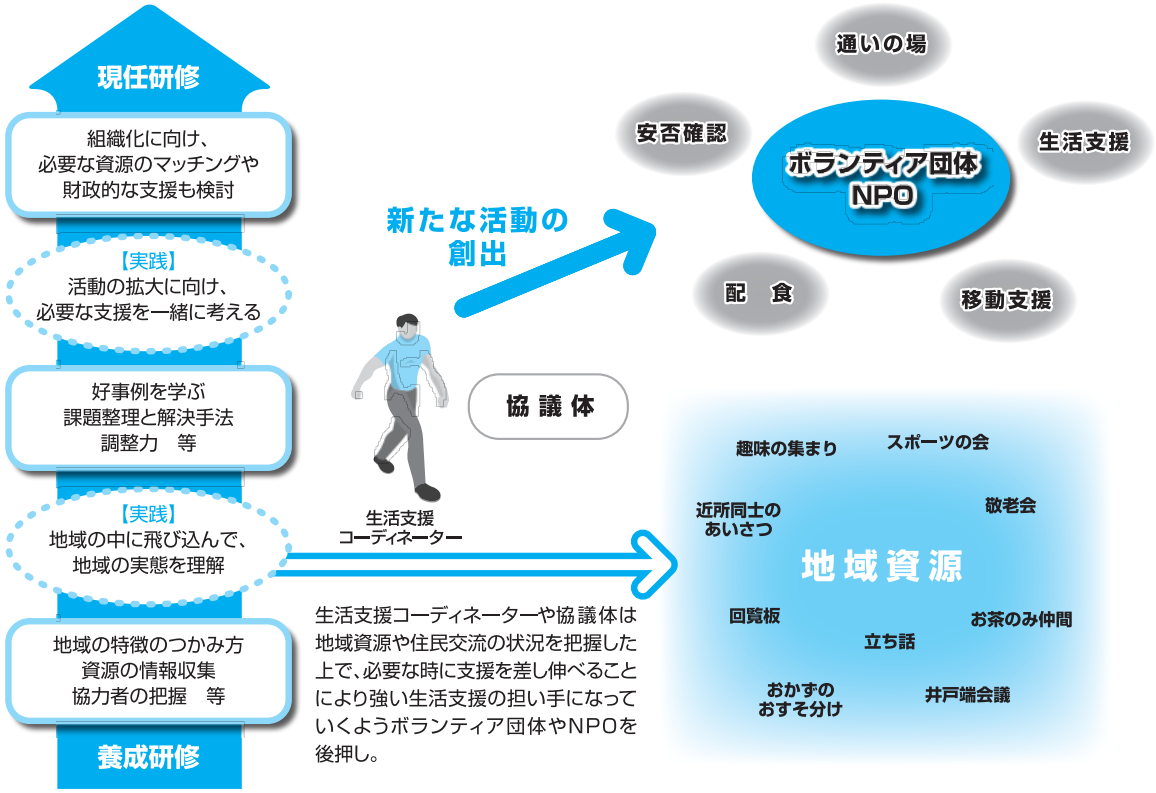

７　活動の支援と社会参加の促進

⑴　多様な担い手の参画に向けた啓発

地域の実情に応じたきめ細やかで柔軟なサービスを拡充するためには、介護サービス事業者以外に、ＮＰＯ、ボランティア団体等の多様な担い手の参画を促進する必要があります。

県は、高齢者の生活支援に携わるＮＰＯと協働して、県民向けのフォーラムやワークショップを開催し、県内外の先駆的な取組や地域づくりの魅力を発信しながら、多くのシニア世代が担い手として活躍できる地域づくりに向けて、機運の醸成を図ります。

【令和元（2019）年度介護予防交流フォーラム】

⑵　老人クラブの活動支援

高齢者が、世代間の交流や相互支援の活動のほか、地域の担い手となって体操教室や食事会など通いの場の運営等に携わることは、これからの健康長寿の地域づくりに欠かせないことから、老人クラブのボランティア活動等を支援します。

⑶　シルバー人材センター事業の支援

定年退職者などの高年齢者に、そのライフスタイルに合わせた臨時的かつ短期的又は軽易な業務を提供するシルバー人材センター事業の普及・拡大や就業機会の確保を図るため、岡山県シルバー人材センター連合会の活動を支援します。

⑷　ねんりんピック

ねんりんピック（全国健康福祉祭）は、高齢者のスポーツ・文化をはじめ、健康や福祉に関する多彩なイベントを通じた全国大会で、毎年、都道府県の持ち回りで開催されています。県では、選手団を派遣し、高齢者の社会交流の機会拡大を図ります。

目標指標

指　標　名	現　　状 令和２(2020)年度	目　　標 令和５(2023)年度末
通いの場の参加率	7.9% (令和元(2019)年度)	8%
市町村を支援することができるリハビリテーション専門職数	588人	750人
生活支援コーディネーター等研修修了者数	125人	200人
通所付添サポーターの養成数	344人	500人
住民互助による通所付添活動の実施市町村数	10市町村	15市町村

Ⅵ　住まいの安定確保

住まいは生活の基盤であり、介護保険サービスの利用の有無にかかわらず、バリアフリー等の配慮がなされた住まいで一定の生活支援を受けることができれば、地域での生活を継続していくことが可能な高齢者も少なくありません。地域包括ケアシステムでは、高齢者が状態の変化に応じて住まい方を選択できるようにしながら、要介護状態となっても、必要な医療・介護・生活支援サービスを利用して、住み慣れた地域での生活を継続できるようにすることを目指しています。このため、地域包括ケアシステムの前提となる高齢者の住まいの安定確保に向け、様々な取組を進めます。

１　住宅のバリアフリー

高齢者の身体状況に応じた安全で動きやすい住宅に改修するため、リハビリテーションや建築の専門チームによる相談体制を市町村に構築することを促進します。

改修費用については、介護保険による住宅改修費を基本としつつ、市町村が保険給付の上乗せを行う事業の助成を行います。

また、改修費用の自己資金が捻出できない高齢者に対しては、岡山県社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度等の制度・施策についての情報提供を行います。

さらに、バリアフリー改修に対する各種融資制度の活用等により、住宅のバリアフリー化を促進します。

２　公営住宅

公営住宅においては、高齢者向けの住宅など地域における住宅需要を勘案し、地域の特性に応じた整備を行います。

また、生活指導・相談・安否確認、緊急時対応等のサービスが受けられるシルバーハウジングの効率的活用を進めます。【図表３－11】

【図表３-11】シルバーハウジングの状況

区　　分	県営住宅	岡山市営住宅	倉敷市営住宅
団地数	2	2	1
戸　　数	43	68	15

資料：岡山県住宅課（令和２(2020)年４月１日現在）

3　有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が介護ニーズの受け皿として役割を果たせるよう、市町村から提供される情報等に基づき、未届けの有料老人ホームの届出促進や指導監督の徹底を図るとともに、市町村と連携して質の確保に努めます。

⑴　有料老人ホーム

有料老人ホームは、老人福祉法に基づく、「入浴、排せつ又は食事の介護」、「食事の提供」、「洗濯、掃除等の家事」、「健康管理」のうちいずれか１つ以上を行う施設で、介護保険法の特定施設入居者生活介護の指定を受けた「介護付」、介護が必要となった入居者が訪問介護等の外部の介護サービスを利用することができる「住宅型」、健康な状態にある者を対象とした「健康型」の３種類があります。県は、「岡山県有料老人ホーム設置運営指導方針」等に基づき、有料老人ホームの設置及び運営に関する助言や指導を行い、良好な居住環境及び生活支援サービスの確保を図ります。【図表３－12】

【図表３-12】圏域別の有料老人ホームの入居定員総数

有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅を含まない。）	施設数	定員（人）	うち特定施設入居者生活介護の指定を受けていないもの
県南東部圏域	104	3,134	1,462
県南西部圏域	78	2,945	1,050
高梁・新見圏域	2	57	29
真庭圏域	1	21	21
津山・勝英圏域	21	467	188
県計	206	6,624	2,750

資料：岡山県指導監査室・長寿社会課（令和２（2020）年10月１日現在）

⑵　サービス付き高齢者向け住宅

サービス付き高齢者向け住宅は、60歳以上の単身又は夫婦のみ世帯等のための賃貸住宅であり、状況把握サービスと生活相談サービス等の福祉サービスが付加されています。設置者は、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、県（指定都市、中核市）の登録を受けることができ、登録された物件は、全国で一元化されたホームページで検索できるようになっています。県は、登録物件に対する定期的な報告依頼や立入指導等により、適正な運営を確保するとともに、市町村と連携し、サービス付き高齢者向け住宅の供給の安定に取り組みます。【図表３－13】【図表３－14】

【図表３-13】圏域別のサービス付き高齢者向け住宅の戸数

サービス付き高齢者向け住宅	施設数	戸数	うち特定施設入居者生活介護の指定を受けていないもの
県南東部圏域	78	2,356	2,311
県南西部圏域	37	1,023	866
高梁・新見圏域	0	0	0
真庭圏域	0	0	0
津山・勝英圏域	10	255	255
県計	125	3,634	3,432

資料：岡山県住宅課・長寿社会課（令和２(2020)年10月１日現在）

【図表３-14】岡山県におけるサービス付き高齢者向け住宅戸数の推移

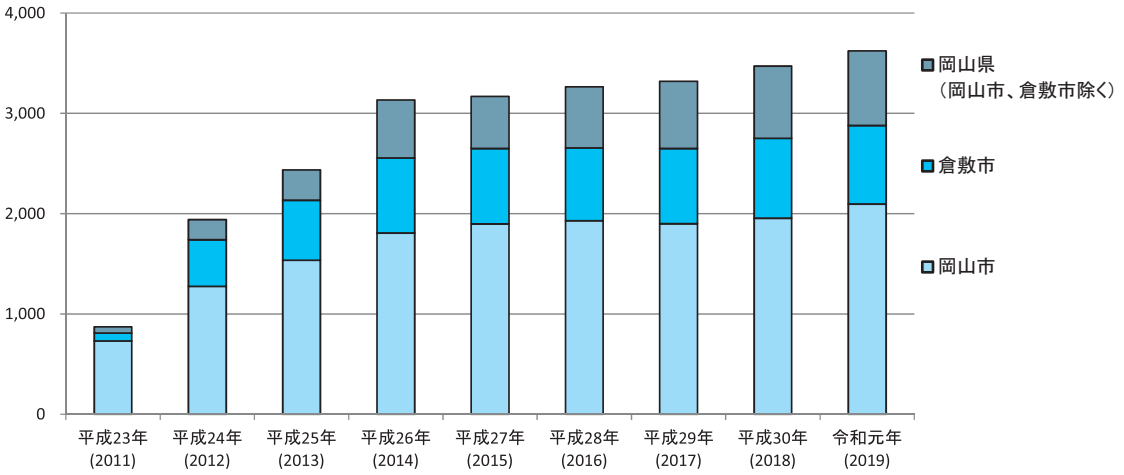

資料：岡山県住宅課（各年度３月31日現在）

コラム　５

全国の都道府県等に登録された全てのサービス付き高齢者向け住宅が、オンラインで公開されています。

登録住宅の検索サイトのURL　https://www.satsuki-jutaku.jp/search/index.php

４　養護老人ホーム等

要介護認定の該当にならない高齢者のうち、経済的理由等で在宅での生活が困難な高齢者の住まいについては、養護老人ホームや軽費老人ホーム（ケアハウス）の活用を図ります。

高齢等のため独立して生活することに不安のある高齢者の住まいとして、介護支援機能、居住機能、交流機能を総合的に提供する複合型施設である生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）が整備されており、施設の有効活用を図ります。【図表３－15】【図表３－16】

【図表３-15】養護老人ホーム等の概要

区　　分	概　　要	施設数	定員(人)
養護老人ホーム	老人福祉法に基づく、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者を市町村の措置により入所させ、養護するとともに、自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練等を行うことを目的とする施設	23	1,361
軽費老人ホーム(ケアハウス等)	老人福祉法に基づく、無料又は低額な料金で高齢者を入所させ、食事の提供等の日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設	70	2,666
生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)	60歳以上のひとり暮らしや夫婦のみの世帯に属する者等で、高齢等のため居宅での生活に不安がある者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供する小規模な複合型施設	8	79

資料：施設数と定員は、岡山県保健福祉課「保健福祉施設・病院等一覧（令和２(2020)年10月１日現在)」

【図表３-16】圏域別の養護老人ホームの必要入所定員総数及び軽費老人ホームの入所定員総数の見込み

養護老人ホーム	令和２(2020)年度		令和５(2023)年度	
	施設数	定員(人)	施設数	定員(人)
県南東部圏域	10	560	10	560
県南西部圏域	5	339	5	339
高梁・新見圏域	2	110	2	110
真庭圏域	1	42	1	42
津山・勝英圏域	5	310	5	310
県計	23	1,361	23	1,361

軽費老人ホーム	令和２(2020)年度		令和５(2023)年度	
	施設数	定員(人)	施設数	定員(人)
県南東部圏域	30	1,164	32	1,208
県南西部圏域	22	904	22	904
高梁・新見圏域	4	90	4	100
真庭圏域	4	128	4	128
津山・勝英圏域	10	380	10	380
県計	70	2,666	72	2,720

資料：岡山県長寿社会課

Ⅶ　多様な高齢者施策

1　高齢者虐待の防止

高齢者の尊厳を保持するため、高齢者虐待を防止することは極めて重要な課題です。

平成17（2005）年に制定された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という。）は、高齢者虐待の早期発見・早期対応を主眼に、行政をはじめ関係機関等が連携して、その防止に取り組むことを定めています。

高齢者に対する虐待件数は全国的に増加しており、県内においては、令和元（2019）年度の通報件数は550件、そのうち虐待があったと判断されたものは281件となっています。【図表３－17】

県としては、高齢者虐待はあってはならないとの強い認識の下、市町村や地域包括支援センターの職員、介護事業者など関係者が「高齢者虐待防止法」の趣旨等を理解し、虐待の早期発見と早期対応ができるよう研修等を行うなど、あらゆる機会を通じ、高齢者虐待の防止に関する啓発を行うとともに、特に介護サービス事業者に対しては、集団指導等を通じ、虐待の発生防止、行政への早期通報など、高齢者虐待防止法の周知と同法に則った対応の徹底を図ります。

また、介護経験が少なく技術に不安のある介護職員の初任者研修や研修期間中の代替職員の確保など、介護職員の資質向上のための支援を行います。

さらに、家族関係への介入など、継続して粘り強い対応が求められる困難事例が多い養護者による虐待への対応についても、市町村担当職員の研修や、法律相談窓口の設置、県民向けパンフレットの配布など、市町村への支援等を行います。

【図表３-17】市町村への通報等の状況

		平成29年度（2017）	平成30年度（2018）	令和元年度（2019）
養護者による高齢者虐待	通報件数	423	492	513
	うち虐待確認件数	257	287	271
要介護施設従事者等による高齢者虐待	通報件数	29	40	37
	うち虐待確認件数	9	7	10
合計	通報件数	452	532	550
	うち虐待確認件数	266	294	281

資料：岡山県指導監査室・長寿社会課

２　老人福祉センター

健康の増進、教養の向上、レクリエーション等を目的とした施設です。地域の実情に応じて、介護予防の様々な活動の場として活用するなど、効果的な利用を促進します。

老人福祉センター（令和２(2020) 年度）	33施設

３　在宅介護支援センター

地域住民等からの相談に応じ、様々な保健、福祉、介護サービスが総合的に受けられるように市町村、サービス事業者、居宅介護支援事業所等との連絡調整に当たる施設です。地域の実情に応じて、地域包括支援センターとの連携等による効果的な利用を促進します。

在宅介護支援センター（令和２(2020) 年度）	31施設

４　障害福祉サービス事業者との連携強化の促進

障害福祉サービスを受給している障害者が65歳に到達し、介護サービスに移行したときなどは、介護サービス事業者と障害福祉サービス事業者間の連携が必要です。

このため、利用者、家族を含め関係サービス事業者等が一堂に会するサービス担当者会議に、障害福祉サービス事業者の参画を求める等により、情報共有を促進します。

また、サービス等利用計画を介護保険サービス事業者も共有し、切れ目のない支援が円滑に行われる体制構築を促進します。

さらに、平成29 (2017) 年に地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により介護保険法が改正され、障害福祉サービス事業所であれば、訪問介護、通所介護等の居宅サービス等に係る事業所の指定も受けやすくする特例（共生型居宅サービス事業者の特例等）が設けられており、制度の周知を図ります。

５　長期入院している精神障害のある人の地域移行

精神科病院の入院患者は、新規入院者のうち約９割は１年未満で退院している一方、入院患者4,313人のうち、入院期間が１年以上の患者が2,547人（59%）います。また、入院期間１年以上の患者のうち、65歳以上は1,760人（69%）います。入院期間が１年以上になると退院しにくいため、高齢の長期入院患者の退院支援、地域移行が課題となっています。【図表３－18】

精神科病院に長期に入院している精神障害のある人の地域生活への移行を進めるため、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を図っていきます。このため、県では、保健・医療・福祉の従事者、当事者団体、行政機関等で構成する「精神障害者地域移行推進検討会」を設置し、地域生活への円滑な移行に向けた支援体制について検討します。

精神科病院や地域援助事業者（注１）とピアサポーター（注２）等の連携を強め、住まいの確保を含む退院環境の整備や地域生活への移行に向けた支援を進めます。

退院後の医療受診が途絶えがちで病状が不安定な人のためには、医療と保健福祉等の多職種チームによる訪問支援により地域生活の定着に向けた支援を行います。

高齢者が退院する場合には、介護との連携を深め、介護サービスの利用も図りながら、地域移行を進めます。

【図表３-18】入院期間別患者数の推移

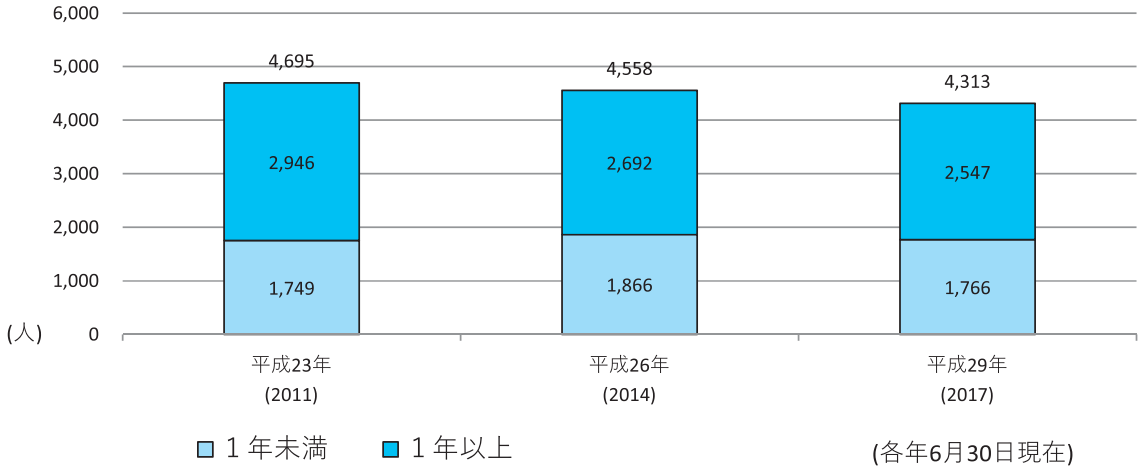

資料：厚生労働省「精神保健福祉資料」

６　災害対策の推進

「南海トラフ地震」等の大規模災害が想定されているほか、最近は集中豪雨や台風等による大規模な風水害が各地で頻発するなど、自然災害の発生リスクが高まっており、高齢者をいかにして守るかが課題となっています。

特に、平成28（2016）年８月の台風第10号災害では、岩手県の高齢者グループホームにおいて多数の利用者の尊い生命が奪われるなど、施設入所者の被災も相次いでいます。このため、平成29（2017）年６月に水防法・土砂災害防止法の一部が改正され、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設（注３）の管理者に対し、避難確保計画の作成や避難訓練の実施が義務付けられました。

また、災害対策基本法第49条の10の規定に基づく避難行動要支援者名簿に情報を提供している避難行動要支援者（注４）の割合は県平均で47.8％となっています。（令和元（2019）年避難行動要支援者名簿の作成等に係る取組状況調査）

市町村に対し、地域での自主防災活動の活性化や在宅、単身の高齢者、障害のある人などの状況把握と連絡体制の確立、消防・警察等と連携した災害時の安全な避難体制の整備を促進します。

県では、地震や風水害による被害の軽減を図るため、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、市町村と連携し、地域の特性や実情に応じた要配慮者の避難支援体制の充実を図るとともに、災害発生時に備え、関係団体と連

携し、職員の応援派遣や必要な物資の提供に係る体制整備を促進します。

本県で発生した平成30年７月豪雨災害の際に、一般の避難所で高齢者等の要配慮者に対する福祉支援を行う災害派遣福祉チーム（岡山ＤＷＡＴ）が発足しており、より効率的な支援活動が可能となるよう組織体制の充実強化を促進します。

また、一般の避難所では生活することが困難な高齢者等を受け入れる福祉避難所について、さらなる確保と受入体制の整備を進めるため、県では、運営マニュアルの周知や、要配慮者支援等に関する研修会の開催等を通じて、市町村の取組を支援します。

さらに、介護保険施設等の要配慮者利用施設は、老人福祉法等により水害土砂災害を含む非常災害に関する具体的な計画（「非常災害対策計画」）の作成が必要であり、水防法又は土砂災害防止法に基づき市町村地域防災計画に記載された施設では、水害や土砂災害に対応した避難に係る計画（「避難確保計画」）の作成が義務付けられていることから、指導監査時の点検や説明会等を通じ、実効性のある避難確保計画の策定や訓練の実施を施設管理者に促します。

７　感染症対策の推進

新型コロナウイルス感染症やノロウイルスをはじめとする感染症に対しては、日頃から介護事業所等と連携し、訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発、感染症の発生に備えた平時からの事前準備を行うことが重要です。

このため、介護事業所等が感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているかを定期的に確認するとともに、介護事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務に当たることができるよう、高齢者施設における感染対策マニュアル等を活用し感染症に対する知識の普及啓発を図ります。

また、市町村や保健所、協力医療機関等と連携した支援体制を構築するとともに、関係団体とも連携し、感染症発生時に備えた事業所間の応援体制等の整備を促進します。

さらに、緊急時に備え、感染防護具、消毒液等、初動対応に必要な物資の備蓄に努めます。

８　消費者被害防止対策の推進

高齢者等を狙った悪質商法や特殊詐欺による被害が多発していることから、これらの被害防止や救済のための対策を、市町村や関係機関等と連携して進める必要があります。

そのため、悪質商法や特殊詐欺の手口と対処法などを紹介する講座等を開催するとともに、各種啓発イベントや高齢者等の被害防止に有効なテレビや新聞をはじめとした広報媒体を通じて、高齢者やその家族、地域住民、介護事業者等に注意喚起を行い、被害の防止を図ります。

被害の救済や拡大防止のために、県消費生活センターや警察等で相談に応じるとともに、消費生活相談員へのレベルアップ研修等を通じて、身近な市町村での消費生活

相談体制の充実等を支援します。

また、高齢者の消費者被害防止のためには、周囲の見守りが重要であることから、地域の実情に応じて、消費生活センター・相談窓口、警察、福祉関係者、地域団体等によるネットワークの整備が図られるよう市町村等の取組を支援します。

９　交通事故防止対策の推進

高齢化の進展に伴い、交通事故死者の半数以上を高齢者（65歳以上）が占めているほか、高齢運転者による発見遅れやペダルの踏み間違いなどの、身体機能の低下が原因とみられる交通事故が多発しているなど、高齢者の交通事故防止は喫緊の課題です。

そのため、県では「第11次岡山県交通安全計画」に基づき、市町村、関係機関と連携し、被害・加害の両面から高齢者の交通事故防止対策を推進します。

注１：居宅介護支援事業者等の相談や援助の業務を行う事業者
注２：精神疾患を体験した仲間（ピア）として体験を共有し、支援する人
注３：社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設
注４：高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

第４章　介護サービス基盤の整備等

この章の見込みは、市町村介護保険事業計画の推計値を集計したものです。市町村の推計値は、これまでの給付実績等をもとに75歳以上の後期高齢者数や要支援・要介護認定者数の伸び等を勘案して算出されています。推計は、計画期間の３年間に加え、令和７（2025）年度及び令和22（2040）年度についても行い、中長期的な見通しを立てています。

県では、市町村と連携し、サービスの質の向上を図るとともに、必要なサービス量の充足に向け、事業者に参入を働きかけるなどの取組を行います。

Ⅰ　各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み等

予防給付と介護給付の対象となるサービスについて、これまでの利用実績や要介護者等の増加を勘案して、サービスの種類ごとにどのくらいのサービス量が必要となるかを年度ごとに推計したものです。

１　予防給付・介護給付別のサービス利用見込み

⑴　予防給付

【予防給付におけるサービスの利用見込み】

区　分	単位	令和2年度（2020）	第８期計画			令和7年度（2025）	令和22年度（2040）
			令和3年度（2021）	令和4年度（2022）	令和5年度（2023）		
（１）介護予防サービス							
介護予防訪問入浴介護	回／月	62	51	66	82	98	113
介護予防訪問看護	回／月	10,789	11,146	11,447	11,643	12,045	12,751
介護予防訪問リハビリテーション	回／月	2,566	2,652	2,756	2,837	2,935	3,071
介護予防居宅療養管理指導	人／月	760	768	790	806	831	871
介護予防通所リハビリテーション	人／月	4,558	4,712	4,784	4,862	5,015	5,253
介護予防短期入所生活介護	日／月	905	1,010	1,057	1,115	1,123	1,151
介護予防短期入所療養介護	日／月	34	86	91	96	98	99
介護予防福祉用具貸与	千円／年	878,712	918,738	952,460	979,521	1,003,749	1,051,171
特定介護予防福祉用具販売	千円／年	69,999	71,847	73,963	74,884	77,628	82,021
介護予防住宅改修	千円／年	303,783	337,475	353,444	368,156	383,877	398,227
介護予防特定施設入居者生活介護	人／月	647	681	710	729	756	788
（２）地域密着型介護予防サービス							
介護予防認知症対応型通所介護	回／月	102	116	122	124	129	134
介護予防小規模多機能型居宅介護	人／月	505	533	541	551	548	583
介護予防認知症対応型共同生活介護	人／月	20	24	27	29	29	30
（３）介護予防支援	人／月	14,355	15,017	15,556	16,070	16,992	19,043

⑵　介護給付

【介護給付におけるサービスの利用見込み】

区　分	単位	令和2年度(2020)	第８期計画			令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
			令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)		
(1)居宅サービス							
訪問介護	回／月	248,656	253,530	263,090	272,236	276,998	309,876
訪問入浴介護	回／月	2,883	2,939	3,070	3,208	3,202	3,786
訪問看護	回／月	65,034	69,528	73,556	77,653	80,093	89,447
訪問リハビリテーション	回／月	16,364	17,558	18,440	19,190	20,270	22,913
居宅療養管理指導	人／月	11,129	11,619	12,069	12,452	12,722	14,055
通所介護	回／月	215,909	225,125	235,222	244,553	252,129	276,163
通所リハビリテーション	回／月	81,881	83,188	85,108	87,184	88,868	100,779
短期入所生活介護	日／月	71,592	73,365	75,643	77,975	79,263	89,700
短期入所療養介護	日／月	4,958	5,320	5,423	5,578	5,619	5,963
福祉用具貸与	千円／年	4,752,379	4,880,601	5,068,329	5,267,131	5,391,300	6,230,302
特定福祉用具販売	千円／年	187,416	190,283	194,320	198,255	209,377	243,095
住宅改修	千円／年	400,903	431,245	439,629	448,592	454,068	519,460
特定施設入居者生活介護	人／月	4,176	4,325	4,552	4,658	4,837	5,462
(2)地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人／月	280	318	371	411	451	558
夜間対応型訪問介護	人／月	2	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	回／月	62,224	65,277	67,103	69,663	71,584	79,471
認知症対応型通所介護	回／月	8,657	9,334	9,715	10,026	10,028	11,136
小規模多機能型居宅介護	人／月	3,299	3,509	3,604	3,679	3,817	4,268
看護小規模多機能型居宅介護	人／月	258	390	475	523	572	668
認知症対応型共同生活介護	人／月	5,112	5,188	5,295	5,388	5,557	6,273
地域密着型特定施設入居者生活介護	人／月	180	183	198	215	224	258
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人／月	2,102	2,195	2,225	2,282	2,322	2,647
(3)施設サービス							
介護老人福祉施設	人／月	9,574	9,772	9,872	9,941	10,377	11,477
介護老人保健施設	人／月	6,497	6,548	6,591	6,629	6,928	7,729
介護医療院	人／月	586	792	827	933	979	1,041
介護療養型医療施設	人／月	287	163	138	49		
(4)居宅介護支援	人／月	43,113	44,013	45,013	46,050	47,116	51,629

２　給付費見込み額

計画期間中の給付費のうち、在宅系サービス（訪問介護、通所介護等）が最も多く、令和５（2023）年度には934億円になると見込まれます。また、施設系サービス（介護老人福祉施設、介護老人保健施設等）は658億円、居住系サービス（特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護等）は283億円になると見込まれます。

区分	単位	令和2年度（2020）	第８期計画			令和7年度（2025）	令和22年度（2040）
			令和3年度（2021）	令和4年度（2022）	令和5年度（2023）		
在宅系サービス	給付費(千円)	82,550,537	86,709,106	90,208,994	93,381,868	95,923,413	106,988,226
	構成比	48.2%	48.7%	49.3%	49.8%	49.6%	49.5%
施設系サービス	給付費(千円)	62,708,774	64,469,042	65,119,974	65,763,493	68,348,615	76,183,101
	構成比	36.6%	36.2%	35.6%	35.1%	35.3%	35.2%
居住系サービス	給付費(千円)	26,058,169	26,793,286	27,717,612	28,313,808	29,300,032	33,107,315
	構成比	15.2%	15.1%	15.1%	15.1%	15.1%	15.3%
合計		171,317,480	177,971,434	183,046,580	187,459,169	193,572,060	216,278,642

資料：市町村介護保険事業計画における給付費（見込み）を集計したもの

※施設系サービス：介護保険施設及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

※居住系サービス：特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、
認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護
及び地域密着型特定施設入居者生活介護

3　圏域ごと・サービスの種類ごとの量の見込み

(1)　予防給付

①　介護予防サービス（福祉用具関係を除く。）

介護予防訪問入浴介護（単位：回／月）

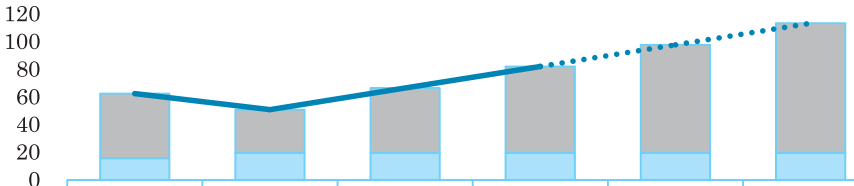

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
県南東部	47	31	47	62	78	94
県南西部	16	20	20	20	20	20
高梁・新見	0	0	0	0	0	0
真庭	0	0	0	0	0	0
津山・勝英	0	0	0	0	0	0
県合計	62	51	66	82	98	113

介護予防訪問看護（単位：回／月）

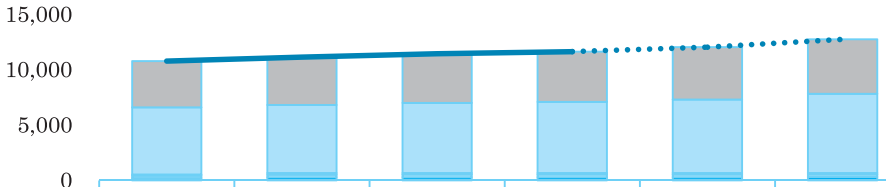

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
県南東部	4,185	4,327	4,434	4,540	4,736	4,918
県南西部	6,057	6,148	6,339	6,427	6,631	7,161
高梁・新見	123	150	150	150	150	139
真庭	207	219	219	219	219	215
津山・勝英	218	303	305	307	309	318
県合計	10,789	11,146	11,447	11,643	12,045	12,751

介護予防訪問リハビリテーション（単位：回／月）

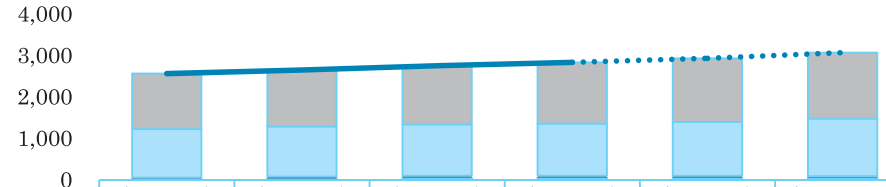

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
県南東部	1,336	1,358	1,413	1,475	1,533	1,589
県南西部	1,171	1,209	1,239	1,258	1,298	1,386
高梁・新見	33	50	50	50	50	42
真庭	12	5	5	5	5	5
津山・勝英	16	30	49	49	49	49
県合計	2,566	2,652	2,756	2,837	2,935	3,071

介護予防居宅療養管理指導（単位：人／月）

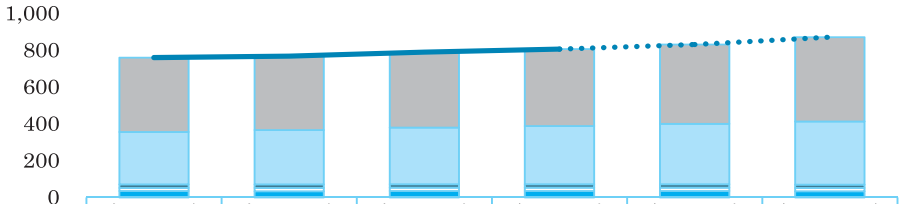

	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
県南東部	404	402	410	418	431	458
県南西部	285	295	308	316	328	343
高梁・新見	19	19	19	19	19	18
真庭	17	18	18	18	18	18
津山・勝英	35	34	35	35	35	34
県合計	760	768	790	806	831	871

介護予防通所リハビリテーション（単位：人／月）

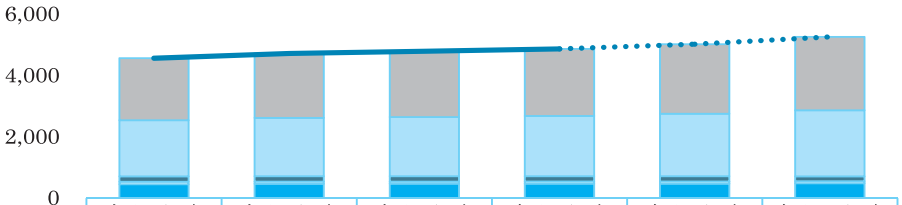

	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
県南東部	2,023	2,098	2,142	2,187	2,265	2,392
県南西部	1,825	1,903	1,931	1,964	2,037	2,152
高梁・新見	180	173	173	172	170	157
真庭	80	73	71	71	72	69
津山・勝英	450	465	467	468	471	483
県合計	4,558	4,712	4,784	4,862	5,015	5,253

介護予防短期入所生活介護（単位：日／月）

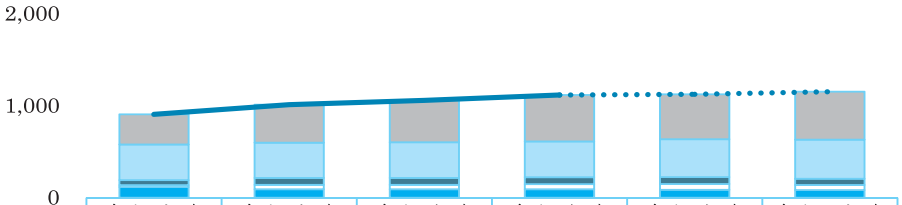

	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
県南東部	327	413	454	505	488	521
県南西部	388	383	389	389	412	425
高梁・新見	53	74	74	74	74	68
真庭	22	48	48	55	63	55
津山・勝英	115	93	92	92	86	82
県合計	905	1,010	1,057	1,115	1,123	1,151

介護予防短期入所療養介護（単位：日／月）

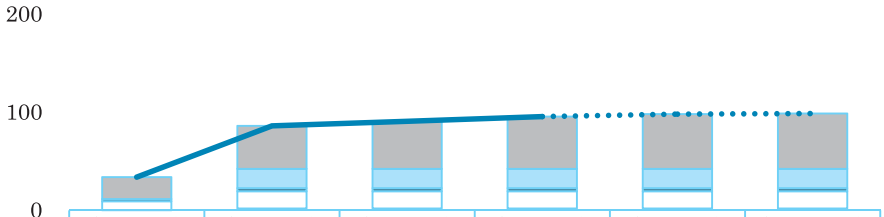

	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
県南東部	22	44	49	53	56	56
県南西部	0	20	20	20	20	20
高梁・新見	2	3	3	3	3	3
真庭	9	18	18	18	18	18
津山・勝英	0	2	2	2	2	2
県合計	34	86	91	96	98	99

介護予防特定施設入居者生活介護（単位：人／月）

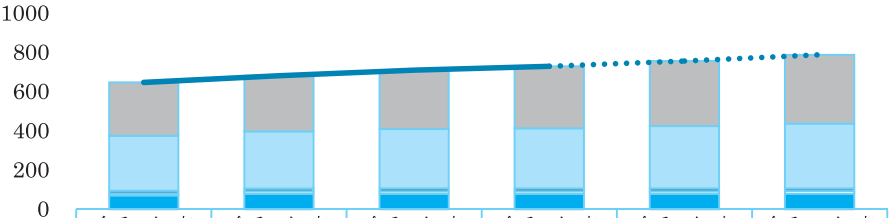

	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
県南東部	272	284	301	316	332	351
県南西部	280	291	302	306	317	330
高梁・新見	14	14	15	15	15	14
真庭	10	13	13	13	13	13
津山・勝英	71	79	79	79	79	80
県合計	647	681	710	729	756	788

②　地域密着型介護予防サービス

介護予防認知症対応型通所介護（単位：回／月）

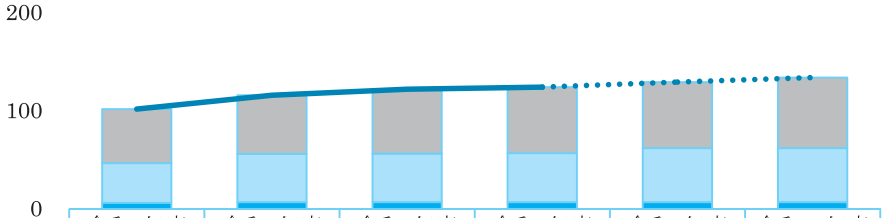

	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
県南東部	55	60	66	67	67	72
県南西部	41	49	50	50	55	55
高梁・新見	0	0	0	0	0	0
真庭	0	0	0	0	0	0
津山・勝英	6	7	7	7	7	7
県合計	102	116	122	124	129	134

介護予防小規模多機能型居宅介護（単位：人／月）

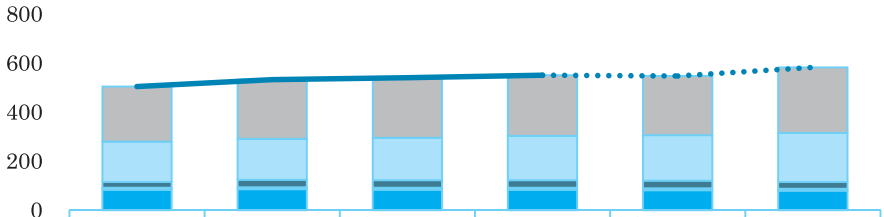

	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
県南東部	225	241	245	247	241	267
県南西部	164	167	173	181	186	200
高梁・新見	24	31	31	31	31	28
真庭	9	8	8	8	8	8
津山・勝英	83	86	84	84	82	80
県合計	505	533	541	551	548	583

介護予防認知症対応型共同生活介護（単位：人／月）

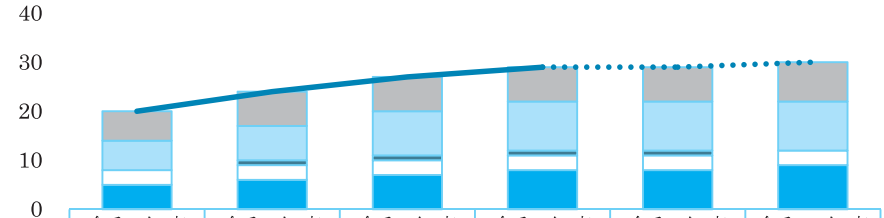

	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
県南東部	6	7	7	7	7	8
県南西部	6	7	9	10	10	10
高梁・新見	0	1	1	1	1	0
真庭	3	3	3	3	3	3
津山・勝英	5	6	7	8	8	9
県合計	20	24	27	29	29	30

③　福祉用具・住宅改修

介護予防福祉用具貸与（単位：千円／年）

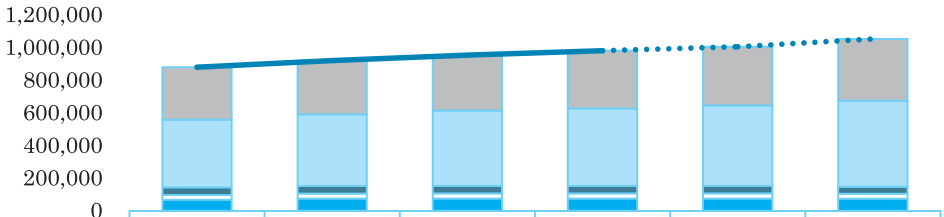

	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
県南東部	320,529	328,122	338,708	352,994	358,996	377,035
県南西部	414,722	439,528	461,278	474,229	493,208	527,584
高梁・新見	46,686	45,659	46,105	46,105	45,297	41,593
真庭	28,933	30,995	31,806	31,647	31,647	31,401
津山・勝英	67,843	74,434	74,563	74,546	74,601	73,558
県合計	878,712	918,738	952,460	979,521	1,003,749	1,051,171

特定介護予防福祉用具販売（単位：千円／年）

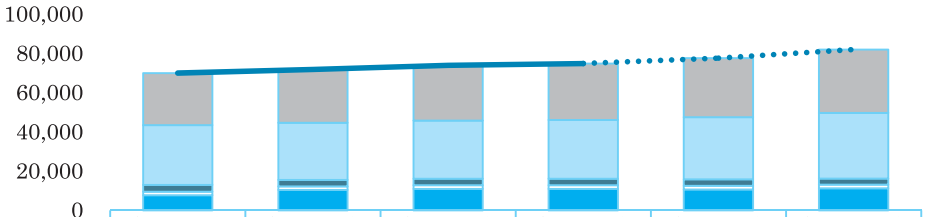

	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
県南東部	26,545	27,201	28,161	28,794	30,067	32,311
県南西部	30,437	29,079	29,678	29,966	31,725	33,528
高梁・新見	3,491	3,318	3,318	3,318	3,318	3,073
真庭	1,829	1,829	1,829	1,829	1,829	1,829
津山・勝英	7,697	10,420	10,977	10,977	10,689	11,280
県合計	69,999	71,847	73,963	74,884	77,628	82,021

介護予防住宅改修（単位：千円／年）

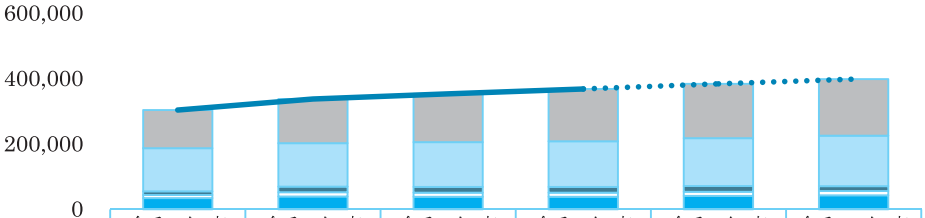

	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
県南東部	116,932	134,997	148,051	159,986	166,358	173,087
県南西部	131,614	132,951	136,786	139,563	146,451	154,300
高梁・新見	11,561	17,429	17,429	17,429	17,429	15,039
真庭	9,312	12,748	12,748	12,748	12,748	12,748
津山・勝英	34,363	39,350	38,430	38,430	40,891	43,053
県合計	303,783	337,475	353,444	368,156	383,877	398,227

④　介護予防支援

介護予防支援（単位：人／月）

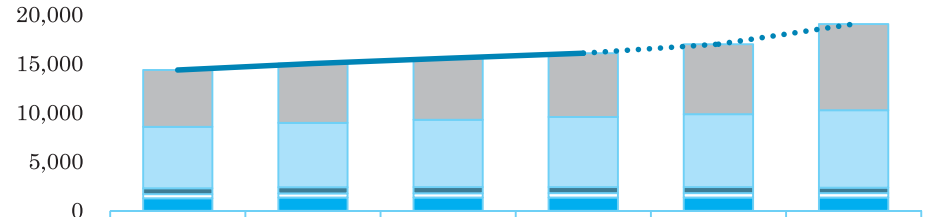

	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
県南東部	5,797	6,051	6,268	6,500	7,140	8,783
県南西部	6,256	6,568	6,872	7,150	7,431	7,895
高梁・新見	611	623	622	621	619	562
真庭	416	426	436	445	449	446
津山・勝英	1,275	1,349	1,358	1,354	1,353	1,357
県合計	14,355	15,017	15,556	16,070	16,992	19,043

注：端数処理のため、圏域の合計と県合計欄の数値が一致しない場合がある。

⑵　介護給付

①　居宅サービス（福祉用具関係を除く。）

訪問介護（単位：回／月）

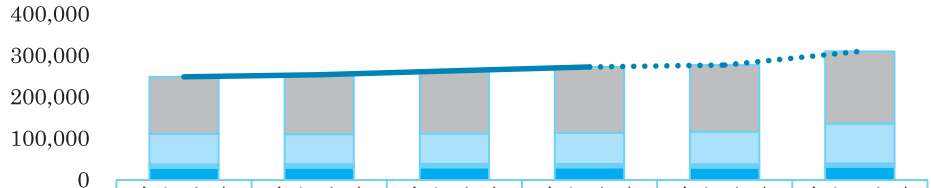

	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
県南東部	137,762	143,396	150,983	158,364	160,803	174,142
県南西部	73,204	71,858	73,139	74,863	78,119	95,904
高梁・新見	4,244	4,399	4,413	4,388	4,360	4,020
真庭	4,105	4,110	4,130	4,163	4,169	4,067
津山・勝英	29,342	29,768	30,425	30,457	29,547	31,744
県合計	248,656	253,530	263,090	272,236	276,998	309,876

訪問入浴介護（単位：回／月）

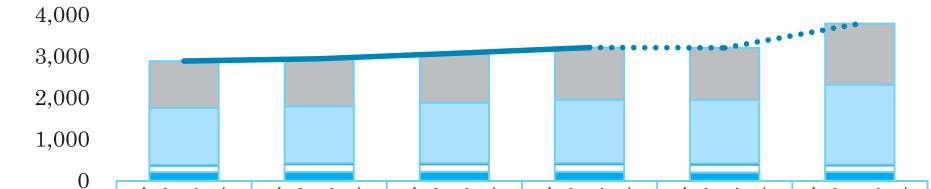

	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
県南東部	1,127	1,142	1,187	1,254	1,250	1,470
県南西部	1,372	1,372	1,456	1,523	1,535	1,923
高梁・新見	37	38	41	41	41	32
真庭	142	174	168	171	175	148
津山・勝英	205	213	218	218	201	212
県合計	2,883	2,939	3,070	3,208	3,202	3,786

訪問看護（単位：回／月）

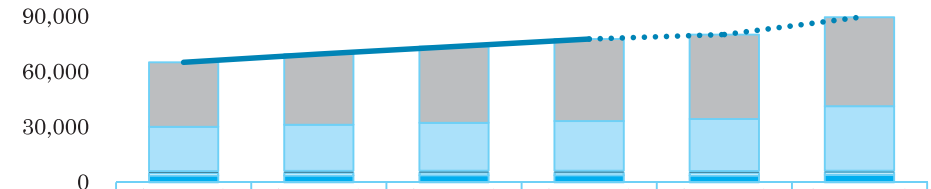

	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
県南東部	34,928	38,335	41,305	44,490	45,805	48,186
県南西部	24,041	25,005	25,967	26,876	28,136	34,969
高梁・新見	1,080	1,112	1,111	1,100	1,089	980
真庭	1,298	1,390	1,370	1,388	1,400	1,349
津山・勝英	3,687	3,687	3,803	3,799	3,663	3,963
県合計	65,034	69,528	73,556	77,653	80,093	89,447

訪問リハビリテーション（単位：回／月）

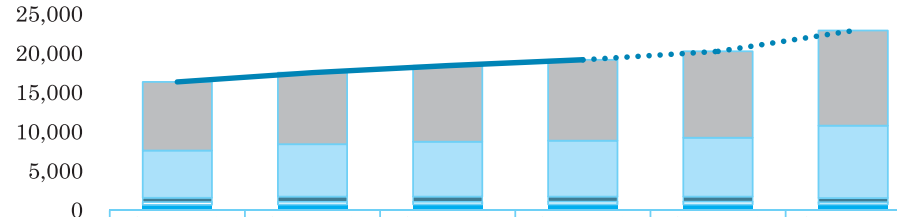

	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
県南東部	8,743	9,130	9,698	10,308	11,024	12,122
県南西部	6,017	6,687	7,003	7,142	7,510	9,230
高梁・新見	538	636	636	616	616	508
真庭	375	373	361	373	393	309
津山・勝英	690	733	742	752	728	744
県合計	16,364	17,558	18,440	19,190	20,270	22,913

居宅療養管理指導（単位：人／月）

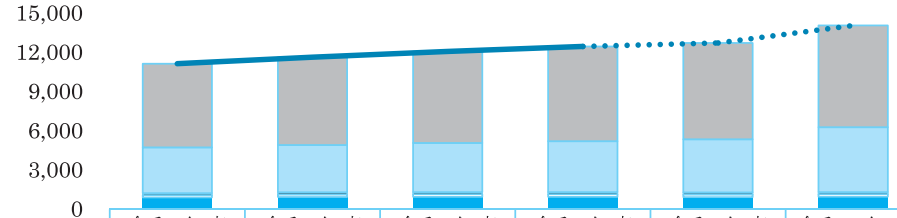

	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
県南東部	6,392	6,703	7,001	7,253	7,375	7,782
県南西部	3,509	3,618	3,756	3,888	4,057	4,967
高梁・新見	146	165	163	162	162	148
真庭	182	199	199	201	203	194
津山・勝英	900	934	950	948	925	964
県合計	11,129	11,619	12,069	12,452	12,722	14,055

通所介護（単位：回／月）

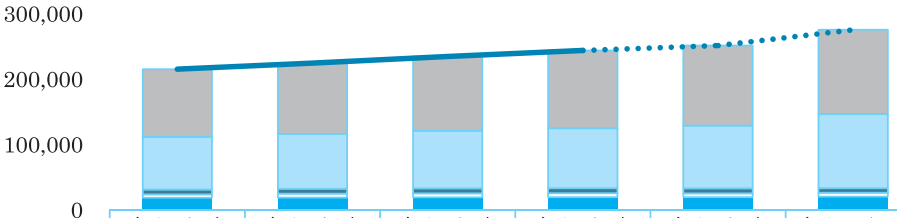

	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
県南東部	103,507	108,237	113,631	119,070	122,634	128,901
県南西部	80,565	83,840	88,029	91,631	95,829	113,367
高梁・新見	7,408	7,638	7,639	7,639	7,620	7,059
真庭	5,280	5,971	6,001	6,055	6,047	5,938
津山・勝英	19,149	19,439	19,922	20,158	19,999	20,898
県合計	215,909	225,125	235,222	244,553	252,129	276,163

通所リハビリテーション（単位：回／月）

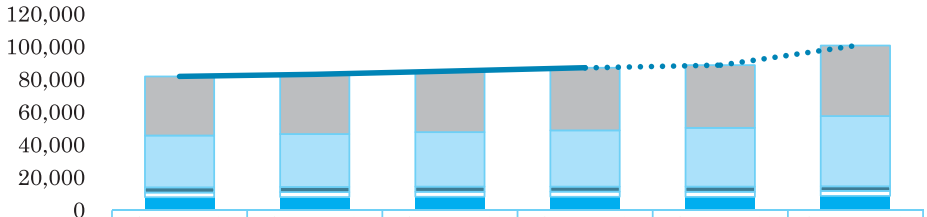

	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
県南東部	36,115	36,545	37,269	38,238	38,421	43,140
県南西部	31,745	32,334	33,358	34,399	35,988	42,932
高梁・新見	3,079	3,154	3,118	3,110	3,091	2,797
真庭	2,916	3,084	3,119	3,152	3,161	3,097
津山・勝英	8,027	8,070	8,243	8,285	8,206	8,814
県合計	81,881	83,188	85,108	87,184	88,868	100,779

短期入所生活介護（単位：日／月）

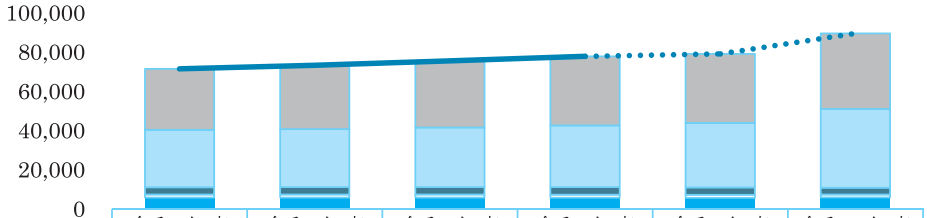

	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
県南東部	31,087	32,523	33,983	35,253	35,218	38,558
県南西部	29,308	29,566	30,363	31,457	32,918	40,140
高梁・新見	3,674	3,772	3,795	3,795	3,775	3,459
真庭	1,590	1,555	1,547	1,562	1,570	1,524
津山・勝英	5,933	5,949	5,955	5,908	5,784	6,019
県合計	71,592	73,365	75,643	77,975	79,263	89,700

短期入所療養介護（単位：日／月）

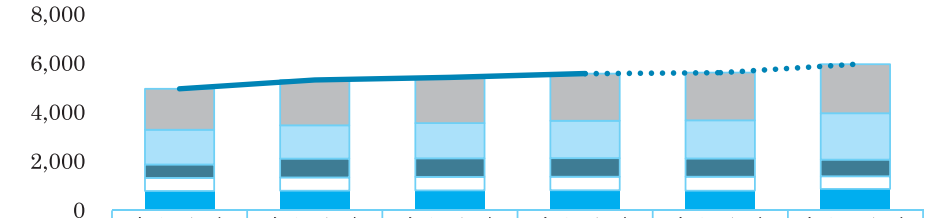

	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
県南東部	1,671	1,849	1,862	1,921	1,943	2,003
県南西部	1,415	1,357	1,436	1,525	1,557	1,891
高梁・新見	549	769	759	759	750	680
真庭	529	543	550	555	567	512
津山・勝英	793	803	816	818	803	876
県合計	4,958	5,320	5,423	5,578	5,619	5,963

特定施設入居者生活介護（単位：人／月）

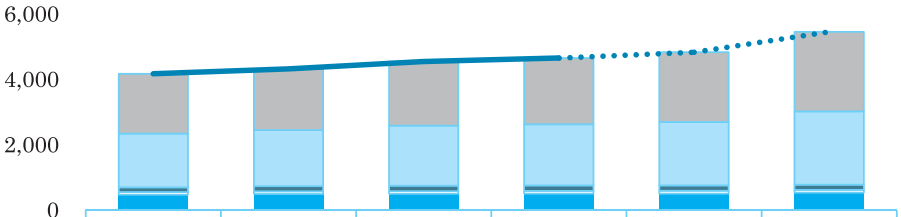

	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
県南東部	1,829	1,871	1,960	2,027	2,133	2,434
県南西部	1,643	1,717	1,840	1,872	1,942	2,246
高梁・新見	146	154	165	166	165	158
真庭	81	84	84	85	86	82
津山・勝英	477	499	503	508	511	542
県合計	4,176	4,325	4,552	4,658	4,837	5,462

②　地域密着型サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護（単位：人／月）

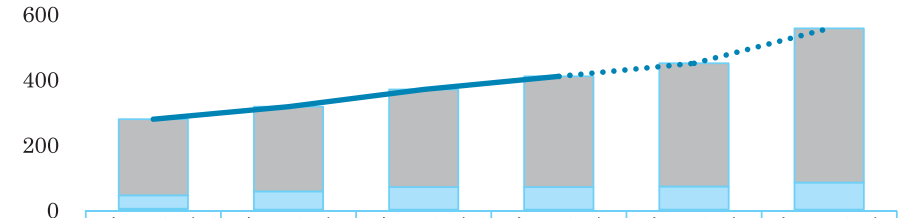

	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
県南東部	233	259	299	339	377	472
県南西部	41	56	69	69	71	83
高梁・新見	0	0	0	0	0	0
真庭	1	1	1	1	1	1
津山・勝英	5	2	2	2	2	2
県合計	280	318	371	411	451	558

夜間対応型訪問介護（単位：人／月）

	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
県南東部	2	0	0	0	0	0
県南西部	0	0	0	0	0	0
高梁・新見	0	0	0	0	0	0
真庭	0	0	0	0	0	0
津山・勝英	0	0	0	0	0	0
県合計	2	0	0	0	0	0

地域密着型通所介護（単位：回／月）

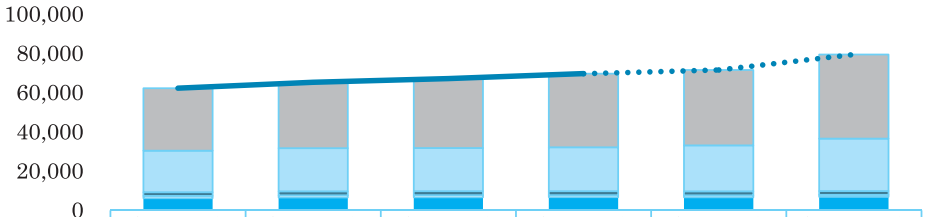

	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
県南東部	31,789	33,629	35,379	37,520	38,493	42,899
県南西部	21,216	21,947	21,966	22,362	23,378	26,761
高梁・新見	1,892	2,043	2,043	2,043	2,026	1,904
真庭	1,161	1,106	1,089	1,089	1,107	1,076
津山・勝英	6,167	6,552	6,627	6,650	6,581	6,831
県合計	62,224	65,277	67,103	69,663	71,584	79,471

認知症対応型通所介護（単位：回／月）

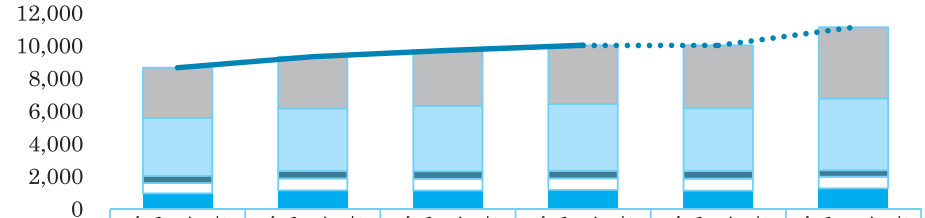

	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
県南東部	3,067	3,157	3,385	3,583	3,850	4,360
県南西部	3,548	3,839	4,006	4,086	3,844	4,385
高梁・新見	433	453	459	459	459	401
真庭	639	733	717	717	737	706
津山・勝英	970	1,152	1,148	1,181	1,137	1,284
県合計	8,657	9,334	9,715	10,026	10,028	11,136

小規模多機能型居宅介護（単位：人／月）

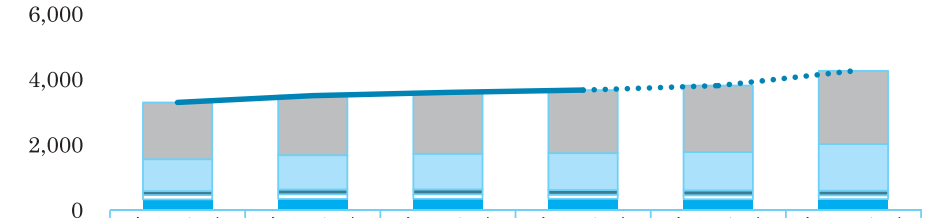

	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
県南東部	1,732	1,820	1,874	1,930	2,029	2,241
県南西部	978	1,050	1,089	1,124	1,180	1,425
高梁・新見	124	148	147	147	146	142
真庭	129	141	140	124	121	117
津山・勝英	336	350	354	354	341	343
県合計	3,299	3,509	3,604	3,679	3,817	4,268

看護小規模多機能型居宅介護（単位：人／月）

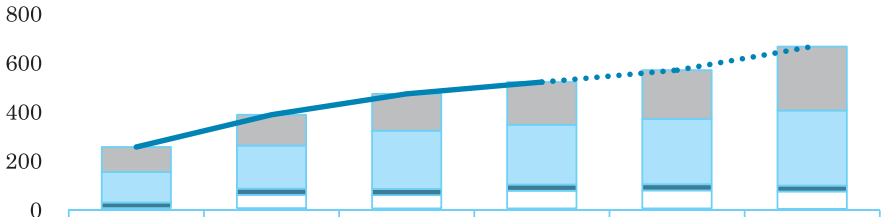

	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
県南東部	101	126	150	174	199	261
県南西部	125	176	238	244	267	306
高梁・新見	23	25	25	25	25	24
真庭	0	54	54	72	73	71
津山・勝英	9	9	8	8	8	6
県合計	258	390	475	523	572	668

認知症対応型共同生活介護（単位：人／月）

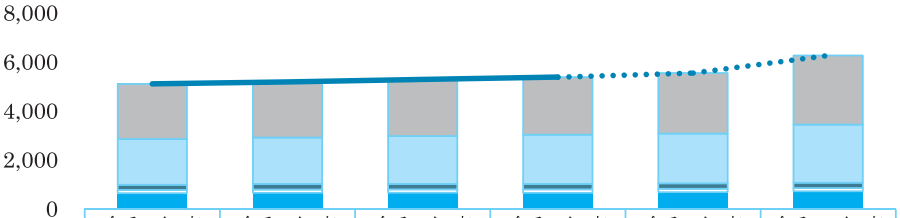

	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
県南東部	2,249	2,260	2,309	2,349	2,470	2,817
県南西部	1,868	1,897	1,952	2,006	2,027	2,376
高梁・新見	208	224	224	224	222	214
真庭	134	137	139	139	139	133
津山・勝英	653	670	671	670	699	733
県合計	5,112	5,188	5,295	5,388	5,557	6,273

地域密着型特定施設入居者生活介護（単位：人／月）

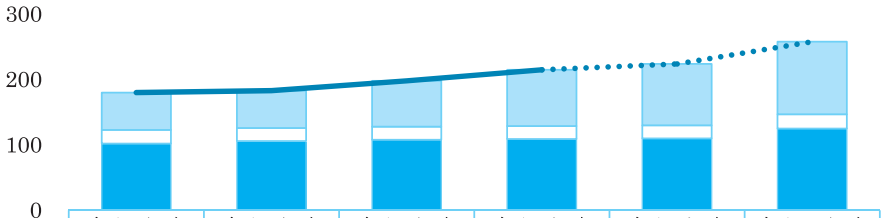

	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
県南東部	0	0	0	0	0	0
県南西部	57	57	70	86	94	111
高梁・新見	0	0	0	0	0	0
真庭	21	20	20	20	20	22
津山・勝英	102	106	108	109	110	125
県合計	180	183	198	215	224	258

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（単位：人／月）

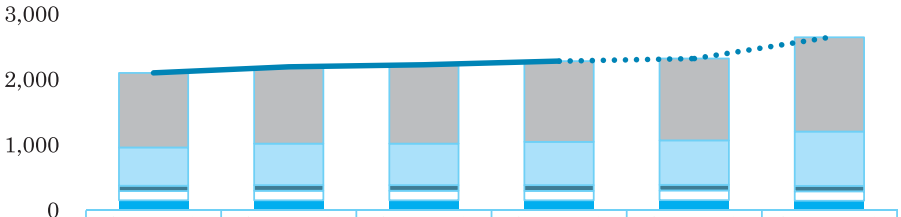

	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
県南東部	1,140	1,175	1,205	1,234	1,253	1,441
県南西部	586	635	635	664	680	833
高梁・新見	80	86	86	86	86	83
真庭	142	145	145	144	148	143
津山・勝英	154	154	154	154	155	147
県合計	2,102	2,195	2,225	2,282	2,322	2,647

③　福祉用具・住宅改修

福祉用具貸与（単位：千円／年）

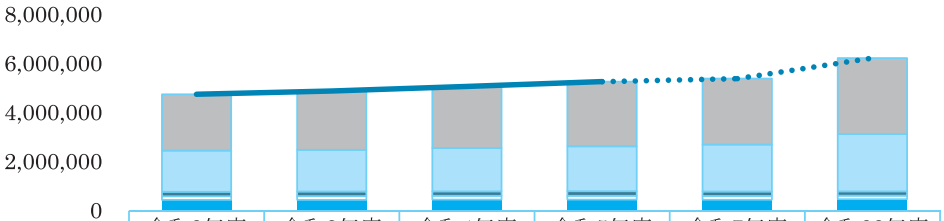

	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
県南東部	2,295,403	2,397,768	2,508,624	2,639,589	2,689,270	3,105,047
県南西部	1,683,182	1,698,053	1,765,407	1,832,549	1,917,046	2,335,836
高梁・新見	183,177	185,063	185,299	185,299	182,523	169,268
真庭	146,607	154,660	151,417	152,156	152,329	149,597
津山・勝英	444,010	445,057	457,582	457,538	450,132	470,554
県合計	4,752,379	4,880,601	5,068,329	5,267,131	5,391,300	6,230,302

特定福祉用具販売（単位：千円／年）

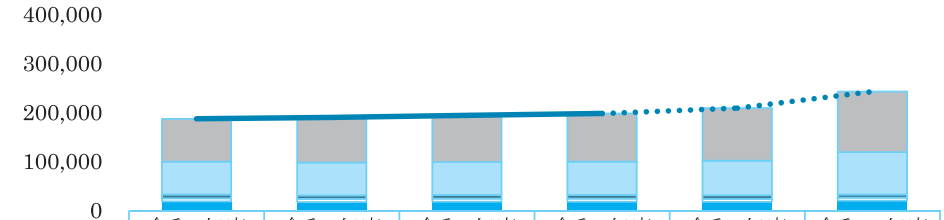

	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
県南東部	87,357	92,046	95,140	98,203	107,211	123,587
県南西部	67,038	67,051	67,005	67,877	70,467	86,561
高梁・新見	7,641	7,245	7,520	7,520	7,520	6,375
真庭	6,490	6,249	6,249	6,249	6,249	6,249
津山・勝英	18,891	17,692	18,406	18,406	17,930	20,323
県合計	187,416	190,283	194,320	198,255	209,377	243,095

住宅改修（単位：千円／年）

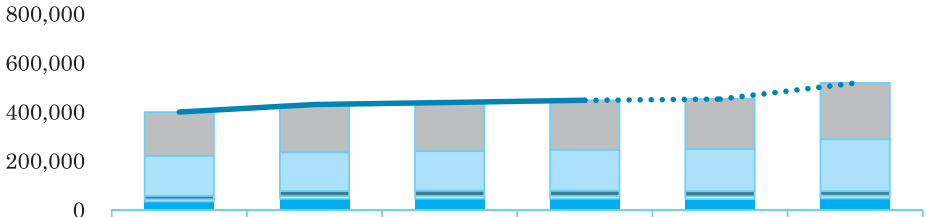

	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
県南東部	178,940	194,480	198,117	201,748	203,921	229,206
県南西部	162,642	157,837	160,820	166,152	172,315	212,243
高梁・新見	14,030	20,847	21,851	21,851	20,847	17,892
真庭	9,302	11,465	11,465	11,465	11,465	11,465
津山・勝英	35,989	46,616	47,376	47,376	45,520	48,654
県合計	400,903	431,245	439,629	448,592	454,068	519,460

④　施設サービス

介護老人福祉施設（単位：人／月）

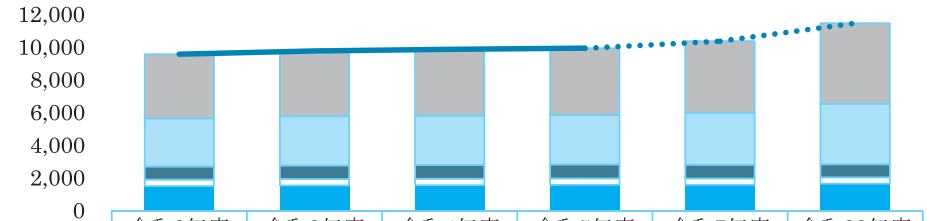

	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
県南東部	3,921	3,988	4,045	4,090	4,374	4,939
県南西部	2,942	3,013	3,016	3,018	3,184	3,690
高梁・新見	803	828	850	853	843	806
真庭	393	394	394	395	396	387
津山・勝英	1,515	1,549	1,567	1,585	1,580	1,655
県合計	9,574	9,772	9,872	9,941	10,377	11,477

介護老人保健施設（単位：人／月）

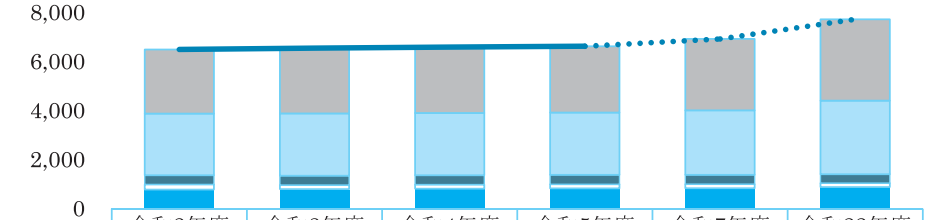

	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
県南東部	2,614	2,660	2,683	2,706	2,913	3,319
県南西部	2,515	2,539	2,541	2,542	2,630	3,003
高梁・新見	377	380	381	381	378	358
真庭	210	170	170	170	170	166
津山・勝英	781	799	816	830	837	883
県合計	6,497	6,548	6,591	6,629	6,928	7,729

介護医療院（単位：人／月）

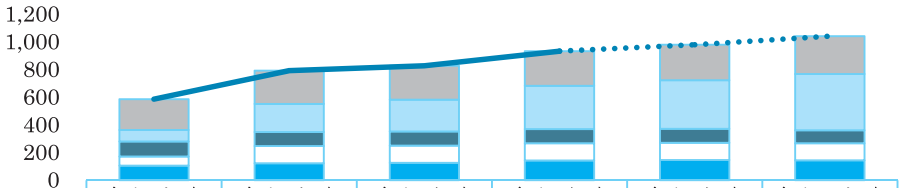

	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
県南東部	223	241	245	251	256	273
県南西部	83	203	230	313	351	407
高梁・新見	108	101	102	102	102	94
真庭	66	124	124	124	124	123
津山・勝英	106	123	126	143	146	144
県合計	586	792	827	933	979	1,041

介護療養型医療施設（単位：人／月）

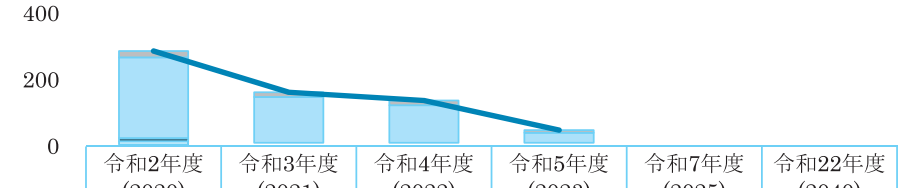

	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
県南東部	19	14	14	8		
県南西部	243	138	113	30		
高梁・新見	10	0	0	0		
真庭	9	9	9	9		
津山・勝英	6	2	2	2		
県合計	287	163	138	49		

⑤　居宅介護支援

居宅介護支援（単位：人／月）

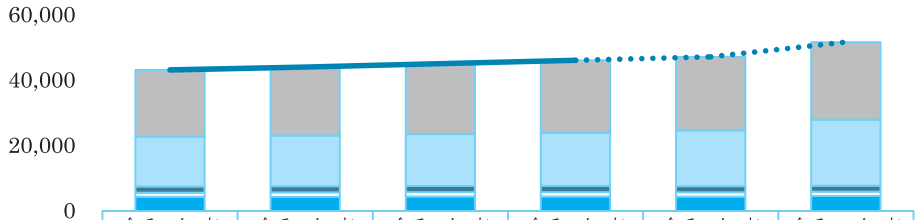

	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
県南東部	20,388	20,958	21,495	22,115	22,490	23,704
県南西部	15,286	15,508	15,901	16,310	17,059	20,251
高梁・新見	1,858	1,884	1,883	1,882	1,869	1,771
真庭	1,279	1,341	1,335	1,343	1,341	1,322
津山・勝英	4,302	4,322	4,399	4,400	4,357	4,581
県合計	43,113	44,013	45,013	46,050	47,116	51,629

注：端数処理のため、圏域の合計と県合計欄の数値が一致しない場合がある。

Ⅱ　介護保険施設等の必要入所（利用）定員総数等

施設系のサービスには、広域型（施設サービス）の介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設）と、地域密着型サービスの地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護があります。

居住系のサービスには、広域型（居宅サービス）の特定施設入居者生活介護と、地域密着型サービスの認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護があります。

広域型の介護保険施設等は県が、地域密着型の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護等は市町村が、それぞれ定める必要入所（利用）定員総数の範囲内で計画的に整備を進めています。

また、介護保険施設と地域密着型介護老人福祉施設については、生活環境をよりよいものとするため、ユニット型施設の整備を進めています。

1　介護保険施設及び特定施設入居者生活介護の必要入所（利用）定員総数

地域包括ケアシステムの構築を推進する観点から、市町村介護保険事業計画を基に、県内の５つの圏域ごとに介護保険施設の必要入所定員総数と特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数を定めています。これを超える定員増については、施設等に係る指定（許可、認可）をしないこととします。

なお、介護療養型医療施設（介護療養病床）及び医療療養病床が介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院又は特定施設入居者生活介護に転換する場合における当該転換に伴う定員の増加分は、必要入所（利用）定員総数に含めないこととします。

また、介護老人保健施設（平成18（2006）年７月１日から平成30（2018）年３月31日までに介護療養型医療施設及び医療療養病床から転換して介護保健施設サービスの事業を行う施設として許可を受けたものに限る。以下この章において「介護療養型老人保健施設」という。）が介護医療院に転換する場合における当該転換に伴う定員の増加分は、必要入所定員総数に含めないこととします。

⑴　介護老人福祉施設

入所定員が30人以上の特別養護老人ホームで、要介護者のための生活施設です。

地域密着型介護老人福祉施設（入所定員が29人以下の特別養護老人ホーム）の充実を基本とした上で、令和７（2025）年及び令和22（2040）年を見据え、県全域の状況を勘案して、必要入所定員総数を定めています。

⑵　介護老人保健施設

要介護者にリハビリテーション等を提供し、在宅復帰を目指し在宅療養支援を行う施設です。

令和７（2025）年及び令和22（2040）年を見据え、県全域の状況を勘案して、必要

入所定員総数を定めています。

⑶　介護医療院

医療の必要な要介護者の長期療養・生活施設であり、平成30（2018）年度に創設されました。

必要入所定員総数に含めない介護療養型医療施設（介護療養病床）、医療療養病床及び介護療養型老人保健施設からの転換を進めることとして、必要入所定員総数を定めています。

⑷　介護療養型医療施設

令和５（2023）年度末が廃止期限であることから、介護医療院や医療療養病床等への転換の予定等を踏まえて必要入所定員総数を定め、転換を進めます。

⑸　介護専用型特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設入居者生活介護の充実を基本とした上で、令和７（2025）年及び令和22（2040）年を見据え、県全域の状況を勘案して、必要利用定員総数を定めています。

特定施設入居者生活介護とは、指定を受けた特定施設が、入居する要介護者等に介護サービスを提供するものです。なお、指定を受けていない特定施設に入居する要介護者等は、自宅に居住する要介護者等と同様に介護サービスを受けることができます。

特定施設とは、有料老人ホーム（該当するサービス付き高齢者向け住宅を含む。）、軽費老人ホーム及び養護老人ホームです。

特定施設のうち、入居者が要介護者とその配偶者等に限られるものが介護専用型特定施設で、それ以外が混合型特定施設です。介護専用型特定施設のうち、入居定員が29人以下のものが地域密着型特定施設です。

⑹　混合型特定施設入居者生活介護

令和７（2025）年及び令和22（2040）年を見据え、県全域の状況を勘案して、必要利用定員総数を定めています。

推定利用定員（自立・要支援者の入居割合を考慮し、混合型特定施設入居者生活介護の事業が行われる特定施設の入居定員に県が定める係数を乗じて算出した数）の総数がこれを超える場合には、事業者の指定をしないこととします。

推定利用定員の算出に用いる係数は、本県では、厚生労働省令で定められた上限である70％とします。

なお、養護老人ホームが特定施設入居者生活介護に係る指定を受ける場合は、本計画の必要利用定員総数には含めないこととします。

【広域型施設・居住系サービスの年度別必要入所（利用）定員総数（圏域別）】

①　施設サービス

（単位：人）

圏域	区分	現在の入所定員総数	第8期計画			第8期中の増減
			令和3年度（2021）	令和4年度（2022）	令和5年度（2023）	
県南東部	介護老人福祉施設	4,219	4,219	4,219	4,219	0
	介護老人保健施設	2,942	2,942	2,942	2,942	0
	介護医療院	0 (272)	0 (272)	0 (272)	0 (278)	0 (6)
	介護療養型医療施設	22	22	17	0	△ 22
	計	7,183 (7,455)	7,183 (7,455)	7,178 (7,450)	7,161 (7,439)	△ 22 (△ 16)
県南西部	介護老人福祉施設	3,025	3,025	3,025	3,025	0
	介護老人保健施設	2,477	2,477	2,477	2,477	0
	介護医療院	0 (170)	0 (281)	0 (365)	0 (365)	0 (195)
	介護療養型医療施設	203	116	20	0	△ 203
	計	5,705 (5,875)	5,618 (5,899)	5,522 (5,887)	5,502 (5,867)	△ 203 (△ 8)
高梁・新見	介護老人福祉施設	740	740	740	740	0
	介護老人保健施設	320	320	320	320	0
	介護医療院	0 (72)	0 (72)	0 (72)	0 (72)	0 (0)
	介護療養型医療施設	0	0	0	0	0
	計	1,060 (1,132)	1,060 (1,132)	1,060 (1,132)	1,060 (1,132)	0 (0)
真庭	介護老人福祉施設	415	415	415	415	0
	介護老人保健施設	130	130	130	130	0
	介護医療院	0 (108)	0 (108)	0 (108)	0 (119)	0 (11)
	介護療養型医療施設	11	11	11	0	△ 11
	計	556 (664)	556 (664)	556 (664)	545 (664)	△ 11 (0)
津山・勝英	介護老人福祉施設	1,419	1,419	1,419	1,419	0
	介護老人保健施設	693	693	693	693	0
	介護医療院	0 (97)	0 (139)	0 (155)	0 (155)	0 (58)
	介護療養型医療施設	0	0	0	0	0
	計	2,112 (2,209)	2,112 (2,251)	2,112 (2,267)	2,112 (2,267)	0 (58)
県計	介護老人福祉施設	9,818	9,818	9,818	9,818	0
	介護老人保健施設	6,562	6,562	6,562	6,562	0
	介護医療院	0 (719)	0 (872)	0 (972)	0 (989)	0 (270)
	介護療養型医療施設	236	149	48	0	△ 236
	計	16,616 (17,335)	16,529 (17,401)	16,428 (17,400)	16,380 (17,369)	△ 236 (34)

※「現在の入所定員総数」には、第７期計画分として令和２（2020）年度までに整備に着手し、令和３（2021）年度以降に指定する見込のものを含む。
※「必要入所定員総数」には、療養病床等からの転換に伴う入所定員の増加分を含まない。
・介護療養型医療施設及び医療療養病床が介護保険施設に転換する場合
・介護療養型老人保健施設が介護医療院に転換する場合
※「介護医療院」及び「計」の括弧内の数は、療養病床等からの転換に伴う入所定員の増加分を必要入所定員総数に加えたものを参考として示したもの

②　居住系サービス

（単位：人）

圏域	区分	現在の利用定員総数	第8期計画 令和3年度（2021）	第8期計画 令和4年度（2022）	第8期計画 令和5年度（2023）	第8期中の増減
県南東部	介護専用型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
	混合型特定施設入居者生活介護	1,497 (2,138)	1,497 (2,138)	1,562 (2,230)	1,582 (2,259)	85 (121)
	計	1,497 (2,138)	1,497 (2,138)	1,562 (2,230)	1,582 (2,259)	85 (121)
県南西部	介護専用型特定施設入居者生活介護	30	30	30	30	0
	混合型特定施設入居者生活介護	1,559 (2,227)	1,559 (2,227)	1,608 (2,297)	1,608 (2,297)	49 (70)
	計	1,589 (2,257)	1,589 (2,257)	1,638 (2,327)	1,638 (2,327)	49 (70)
高梁・新見	介護専用型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
	混合型特定施設入居者生活介護	62 (88)	62 (88)	69 (98)	69 (98)	7 (10)
	計	62 (88)	62 (88)	69 (98)	69 (98)	7 (10)
真庭	介護専用型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
	混合型特定施設入居者生活介護	28 (40)	28 (40)	28 (40)	28 (40)	0 (0)
	計	28 (40)	28 (40)	28 (40)	28 (40)	0 (0)
津山・勝英	介護専用型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
	混合型特定施設入居者生活介護	269 (383)	269 (383)	269 (383)	269 (383)	0 (0)
	計	269 (383)	269 (383)	269 (383)	269 (383)	0 (0)
県計	介護専用型特定施設入居者生活介護	30	30	30	30	0
	混合型特定施設入居者生活介護	3,415 (4,876)	3,415 (4,876)	3,536 (5,048)	3,556 (5,077)	141 (201)
	計	3,445 (4,906)	3,445 (4,906)	3,566 (5,078)	3,586 (5,107)	141 (201)

※「混合型特定施設入居者生活介護」の括弧内の数は、混合型特定施設入居者生活介護の事業が行われる特定施設の入居定員の総数を参考として示したものであり、必要利用定員総数を70%（推定利用定員の算出係数：入居定員に対する要介護者の推定割合）で除して得られる数

※「現在の利用定員総数」には、第７期計画分として令和２（2020）年度までに整備に着手し、令和３（2021）年度以降に指定する見込のものを含む。

※「必要利用定員総数」には、介護療養型医療施設及び医療療養病床からの転換に伴う利用定員の増加分を含まない。

また、養護老人ホームが特定施設入居者生活介護を行う場合の利用定員（令和２（2020）年度現在792床指定）は含まない。

【広域型施設・居住系サービスの年度別整備目標数（圏域別）】

○「必要入所（利用）定員総数」に含むもの

※これを超える定員増については、指定等をしない。（いわゆる「総量規制」）

（単位：人）

圏域	区分	第8期計画 令和3年度（2021）	第8期計画 令和4年度（2022）	第8期計画 令和5年度（2023）	計
県南東部	介護老人福祉施設				
	介護老人保健施設				
	介護医療院				
	小計	0	0	0	0
	介護専用型特定施設入居者生活介護				
	混合型特定施設入居者生活介護		92	29	121
	計	0	92	29	121
県南西部	介護老人福祉施設				
	介護老人保健施設				
	介護医療院				
	小計	0	0	0	0
	介護専用型特定施設入居者生活介護				
	混合型特定施設入居者生活介護		70		70
	計	0	70	0	70
高梁・新見	介護老人福祉施設				
	介護老人保健施設				
	介護医療院				
	小計	0	0	0	0
	介護専用型特定施設入居者生活介護				
	混合型特定施設入居者生活介護		10		10
	計	0	10	0	10
真庭	介護老人福祉施設				
	介護老人保健施設				
	介護医療院				
	小計	0	0	0	0
	介護専用型特定施設入居者生活介護				
	混合型特定施設入居者生活介護				
	計	0	0	0	0
津山・勝英	介護老人福祉施設				
	介護老人保健施設				
	介護医療院				
	小計	0	0	0	0
	介護専用型特定施設入居者生活介護				
	混合型特定施設入居者生活介護				
	計	0	0	0	0
県計	介護老人福祉施設				
	介護老人保健施設				
	介護医療院				
	小計	0	0	0	0
	介護専用型特定施設入居者生活介護				
	混合型特定施設入居者生活介護		172	29	201
	計	0	172	29	201

※混合型特定施設入居者生活介護については、指定を受ける特定施設全体の入居定員である。必要利用定員総数に含まれるのは、入居定員に70%を乗じて得た数

〈参考〉「必要入所（利用）定員総数」に含まないものの整備見込（外数）

※介護療養型医療施設及び医療療養病床が介護保険施設等に転換する場合
※介護療養型老人保健施設が介護医療院に転換する場合
※養護老人ホームが特定施設入居者生活介護に係る指定を受ける場合

（単位：人）

圏域	区分	第8期計画			計
		令和3年度（2021）	令和4年度（2022）	令和5年度（2023）	
県南東部	介護老人福祉施設				
	介護老人保健施設				
	介護医療院			6	6
	小計	0	0	6	6
	介護専用型特定施設入居者生活介護				
	混合型特定施設入居者生活介護				
	計	0	0	6	6
県南西部	介護老人福祉施設				
	介護老人保健施設				
	介護医療院	111	84		195
	小計	111	84	0	195
	介護専用型特定施設入居者生活介護				
	混合型特定施設入居者生活介護				
	計	111	84	0	195
高梁・新見	介護老人福祉施設				
	介護老人保健施設				
	介護医療院				
	小計	0	0	0	0
	介護専用型特定施設入居者生活介護				
	混合型特定施設入居者生活介護				
	計	0	0	0	0
真庭	介護老人福祉施設				
	介護老人保健施設				
	介護医療院			11	11
	小計	0	0	11	11
	介護専用型特定施設入居者生活介護				
	混合型特定施設入居者生活介護				
	計	0	0	11	11
津山・勝英	介護老人福祉施設				
	介護老人保健施設				
	介護医療院	42	16		58
	小計	42	16	0	58
	介護専用型特定施設入居者生活介護				
	混合型特定施設入居者生活介護				
	計	42	16	0	58
県計	介護老人福祉施設				
	介護老人保健施設				
	介護医療院	153	100	17	270
	小計	153	100	17	270
	介護専用型特定施設入居者生活介護				
	混合型特定施設入居者生活介護				
	計	153	100	17	270

※混合型特定施設入居者生活介護については、指定を受ける特定施設全体の入居定員

2　地域密着型の施設及び居住系サービスの必要利用定員総数

市町村は、市町村介護保険事業計画において、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護それぞれの必要利用定員総数を定めています。これを超える定員増については、市町村は、指定をしないことができます。

【年度別必要利用定員総数（市町村別）】

（単位：人）

区分	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護				認知症対応型共同生活介護				地域密着型特定施設入居者生活介護			
	R2年度(2020)現在	第8期計画			R2年度(2020)現在	第8期計画			R2年度(2020)現在	第8期計画		
		R3年度(2021)	R4年度(2022)	R5年度(2023)		R3年度(2021)	R4年度(2022)	R5年度(2023)		R3年度(2021)	R4年度(2022)	R5年度(2023)
岡山市	957	957	957	986	1,744	1,744	1,744	1,780				
玉野市	87	87	87	87	234	234	252	252				
備前市	127	127	127	127	71	71	71	71				
瀬戸内市					81	81	81	81				
赤磐市	29	29	29	29	72	72	72	72				
和気町					81	81	81	81				
吉備中央町					36	36	36	36				
県南東部圏域	1,200	1,200	1,200	1,229	2,319	2,319	2,337	2,373				
倉敷市	468	468	468	497	1,344	1,344	1,344	1,362	58	58	87	87
笠岡市	49	49	49	49	162	162	171	171				
井原市	49	49	49	49	153	153	153	153				
総社市	29	29	29	29	165	165	165	165				
浅口市					45	54	54	54				
早島町					18	18	18	18				
里庄町					63	63	63	63				
矢掛町	20	20	20	20	36	36	36	36				
県南西部圏域	615	615	615	644	1,986	1,995	2,004	2,022	58	58	87	87
高梁市	86	86	86	86	117	117	117	117				
新見市					99	108	108	108				
高梁・新見圏域	86	86	86	86	216	225	225	225				
真庭市	141	145	145	145	135	135	135	135	20	20	20	20
新庄村												
真庭圏域	141	145	145	145	135	135	135	135	20	20	20	20
津山市					324	324	324	324	111	111	111	111
美作市	45	45	45	45	126	126	126	126				
鏡野町	29	29	29	29	108	108	108	108				
勝央町					36	36	36	36				
奈義町	20	20	20	20	27	27	27	27				
西粟倉村												
久米南町					18	18	18	18				
美咲町	65	65	65	65	54	54	54	54				
津山・勝英圏域	159	159	159	159	693	693	693	693	111	111	111	111
合計	2,201	2,205	2,205	2,263	5,349	5,367	5,394	5,448	189	189	218	218

※現在の利用定員総数には、第７期計画分として令和２（2020）年度までに整備に着手し、令和３（2021）年度以降に指定する見込のものを含む。

【年度別整備目標数（市町村別）】

（単位：人）

区分	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護				認知症対応型共同生活介護				地域密着型特定施設入居者生活介護			
	R3年度(2021)	R4年度(2022)	R5年度(2023)	計	R3年度(2021)	R4年度(2022)	R5年度(2023)	計	R3年度(2021)	R4年度(2022)	R5年度(2023)	計
岡山市			29	29			36	36				
玉野市						18		18				
備前市												
瀬戸内市												
赤磐市												
和気町												
吉備中央町												
県南東部圏域			29	29		18	36	54				
倉敷市			29	29			18	18		29		29
笠岡市						9		9				
井原市												
総社市												
浅口市					9			9				
早島町												
里庄町												
矢掛町												
県南西部圏域			29	29	9	9	18	36		29		29
高梁市												
新見市					9			9				
高梁・新見圏域					9			9				
真庭市	4			4								
新庄村												
真庭圏域	4			4								
津山市												
美作市												
鏡野町												
勝央町												
奈義町												
西粟倉村												
久米南町												
美咲町												
津山・勝英圏域												
合計	4		58	62	18	27	54	99		29		29

３　個室・ユニット型施設の整備

入所者一人ひとりの意思や人格を尊重し、生活が連続したものとなるよう配慮しながら、個性や生活のリズムに沿い、他人との人間関係を築き日常生活を営める環境の整備を促進するため、市町村と連携して、介護老人福祉施設等の新設や大規模改修、改築等において、従来型施設に対するニーズ等にも配慮しつつ、個室やユニット型施設（個室）の整備を進めます。

入所者の生活を中心においたユニットケアの推進のためには、適切な建物（ハード）の整備に加え、施設に従事する職員の資質向上が必要不可欠であり、今後の社会の変化や、更なる高齢社会の進展、ユニットケアを提供する施設を取り巻く環境の変化等も視野に入れた、望まれる人材の育成を進めます。

【「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する基本方針（令和２年厚生労働省告示第29号）」において示されたユニット型施設の入所定員の割合の目標】

施　設　の　区　分		令和７(2025)年度までの達成目標
介護保険施設及び地域密着型介護老人福祉施設		50％
	うち介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設	70％

【ユニット型施設（個室又は個室的多床室）の入所定員の推移】

（単位：人）

		H17年(2005)	H20年(2008)	H23年(2011)	H26年(2014)	H29年(2017)	R２年(2020)
介護老人福祉施設	入所定員計	7,454	8,142	8,411	8,908	9,673	9,818
	ユニット型	496	1,644	2,098	2,605	3,470	3,630
介護老人保健施設	入所定員計	5,691	5,828	6,131	6,324	6,595	6,612
	ユニット型	0	170	253	293	373	570
介護医療院	入所定員計	－	－	－	－	－	496
	ユニット型	－	－	－	－	－	63
介護療養型医療施設	入所定員計	2,068	1,322	1,046	814	612	402
	ユニット型	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設	入所定員計	－	230	627	1,368	1,724	2,114
	ユニット型	－	145	517	1,248	1,602	1,963
合　計	入所定員計　①	15,213	15,522	16,215	17,414	18,604	19,442
	ユニット型　②	496	1,959	2,868	4,146	5,445	6,226
ユニット型の入所定員の割合　(②/①)		3.3%	12.6%	17.7%	23.8%	29.3%	32.0%
再掲 介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設	入所定員計　③	7,454	8,372	9,038	10,276	11,397	11,932
	ユニット型　④	496	1,789	2,615	3,853	5,072	5,593
再掲 ユニット型の入所定員の割合　(④/③)		6.7%	21.4%	28.9%	37.5%	44.5%	46.9%

※各年４月１日現在

４　必要性の高い者の優先的な入所の確保

平成27（2015）年４月以降、介護老人福祉施設と地域密着型介護老人福祉施設への入所が原則要介護３以上の者に限定されるとともに、やむを得ない事情により居宅で日常生活を営むことが困難な要介護１又は２の者に、市町村の適切な関与の下、特例的な入所が認められたことから、平成27（2015）年２月に「岡山県指定介護老人福祉施設等入所指針」の一部を改正し、適正な運用を進めています。

第５章　人材の確保・育成及び業務の効率化等

今後、増加が見込まれる要介護状態や認知症の高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域で生活を継続できる地域包括ケアシステムを推進するためには、介護サービスに従事する介護職員、訪問看護職員、介護支援専門員の確保及び資質の向上、ＩＣＴの活用などによる業務の効率化等が大きな課題となります。

Ⅰ　介護職員

介護職員は、訪問サービス・通所サービス等の在宅サービスや老人福祉施設等の施設サービスにおいて、直接介護に従事する職員で、介護サービスの職種の中で最も多くの人数を必要とします。

１　令和７（2025）年及び令和22（2040）年において必要となる介護職員の需給状況

令和７（2025）年に利用が見込まれる介護サービスを提供するには、介護職員が約３万７千人必要となります。これに対して、今後の離職者や入職者等の推移を踏まえた上で推計すれば、約1.5千人不足し、同様に、令和22（2040）年には、約４千人の不足が見込まれます。【図表５－１】

【図表５－１】本県における介護職員の需給推計

（単位：人）

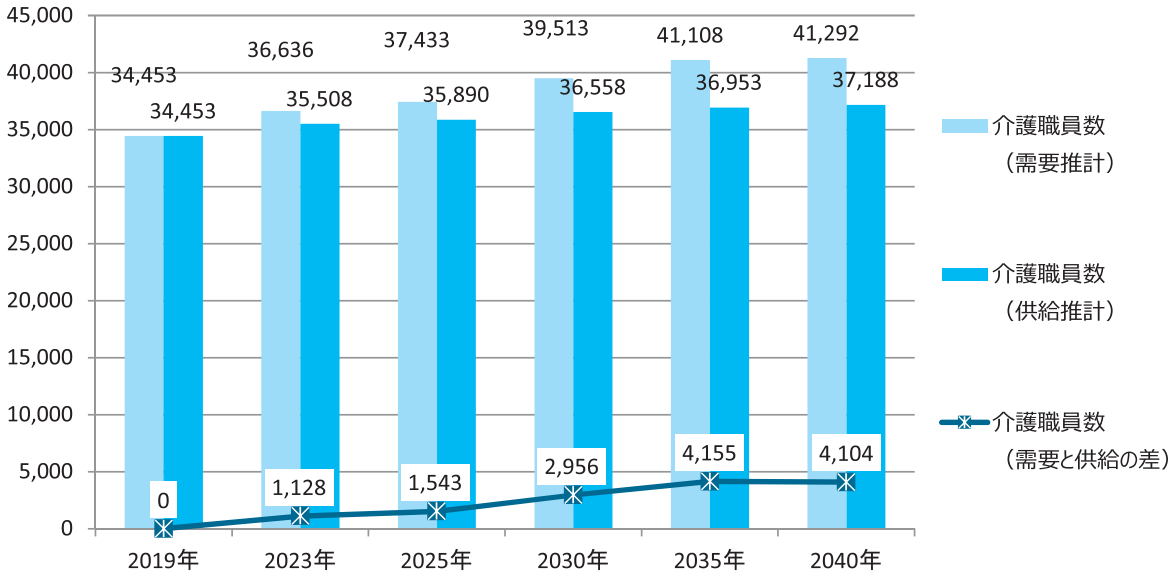

２　介護職員の確保における現状と課題

介護職については「社会的に意義のある仕事」、「やりがいのある仕事」など肯定的なイメージもある一方で、「夜勤などがあり、きつい仕事」、「給与水準が低い仕事」、「将来に不安がある仕事」など、一面的な見方が流布され、マイナスイメージが生じており、人材の参入の阻害要因となっているとの指摘もあります。

一方で、介護の仕事は、我が国の社会保障制度の根幹を担う重要な仕事であり、また、「人を支え、人とともに成長できる」やりがいのある仕事であることから、仕事へのマイナスイメージを払拭するとともに、介護の仕事の魅力を広く発信していくことが必要です。

また、介護福祉士として登録している人のうち、実際に介護職員として働いている人は全国で約６割程度にとどまっている状況があります。一方、調査（注１）によると、介護福祉士で、現在は福祉・介護・医療分野で働いていないが、過去に働いたことのある人のうち、55.6%は、「是非もう一度福祉・介護・医療分野で働きたい」、「条件があえば働きたい」と答えています。結婚、出産・育児により離職した介護福祉士も多いことから、このような復帰意欲を汲み上げ、離職者や有資格者の再就職を支援し、即戦力として活用していくことが必要です。

福祉・介護職員の県内有効求人倍率（令和元（2019）年度平均）は、4.16倍と全職種の1.99倍を大きく上回っています。さらに、生産年齢人口の減少に伴い介護分野での人材確保が一段と厳しくなることが予想されます。介護人材のすそ野を拡げ、介護未経験者を含む多様な人材の参入を促進するとともに、介護福祉士を目指す学生を増やしていくことも必要です。

また、本県の介護職員離職率は16.0%（注２）となっており、全産業の平均15.6%（注３）より高い状況にあります。仕事を辞めた理由（注１）としては、「業務に関連する心身の不調」、「法人・事業所の理念や運営の在り方に不満があった」、「職場の人間関係に問題があった」が多くなっていることから、職場における雇用管理のあり方が要因となっているものと考えられます。介護の仕事への定着を図るために、介護職員が仕事上の悩みなどを抱え込まず、安心してやりがいを感じながら働き続けることができる環境の整備が必要です。【図表５－２】

【図表５-２】離職率

	平成25年度(2013)	平成26年度(2014)	平成27年度(2015)	平成28年度(2016)	平成29年度(2017)	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)
全産業(全国)	15.6	15.5	15.0	15.0	14.9	14.6	15.6
介護関係(全国)	16.6	16.5	16.5	16.7	16.2	15.4	15.4
介護関係(岡山県)	17.8	14.3	16.7	16.3	12.9	12.4	16.0

資料〈全産業〉：厚生労働省「雇用動向調査」
資料〈介護関係〉：公益財団法人介護労働安定センター「介護労働実態調査」

さらに、ＥＰＡ（経済連携協定）、技能実習、特定技能等の制度により、外国人を介護職員として受け入れる事業所が増えてきていることから、外国人介護人材が円滑に就労・定着できるよう支援していくことが求められています。

このほかにも、人材確保のためには様々な課題がありますが、これらの課題を解決し、将来に向けて前述の介護職員の需給ギャップを埋めていくためには、国が進める職員の処遇改善やキャリアパス制度の確立などの根幹となる取組と並行して、地域では、関係する機関や事業所・団体が連携・協働しながら、地域の実情に即した施策を効率的・効果的に実施するなど、総合的な取組が求められます。

注１：公益財団法人社会福祉振興・試験センター「平成27（2015）年度社会福祉士・介護福祉士就労状況調査」
注２：公益財団法人介護労働安定センター「令和元（2019）年度介護労働実態調査」
注３：厚生労働省「令和元（2019）年雇用動向調査」

３　人材確保のための施策

⑴　推進体制の整備

①　岡山県福祉人材センター

豊かな人間性を備えた質の高い人材の福祉・介護分野への就業と定着を促進するため、県では、社会福祉法第93条第１項に基づき、岡山県社会福祉協議会を「岡山県福祉人材センター」に指定して、運営を委託しています。福祉人材センターでは、無料職業紹介や就職相談・斡旋を行うほか、「福祉の就職総合フェア」の開催や専門員によるきめ細かなマッチングにより、福祉・介護分野への就業を支援しています。また、福祉・介護分野で働く職員を対象に、各種研修会や仕事の悩み相談を実施するなど、資質の向上と定着を促進するほか、離職した介護福祉士等の届出制度の推進により有資格者の復職支援を行っています。さらに、求職者と求人事業所をつなぐ福祉人材センターは、それぞれのニーズを踏まえた福祉・介護人材確保の中核を担う存在であるため、その役割を広く周知するとともに、その機能を高めていきます。

②　岡山県福祉・介護人材確保対策推進協議会

今後、生産年齢人口が減少していく中で介護人材を継続的に確保していくためには、行政の取組だけではなく、魅力ある職場づくりや他業種に負けない採用戦略の展開など事業所の取組が欠かせません。このため、県、県教育委員会、福祉人材センター、事業所（団体）、職能団体、養成施設、労働局など関係する全ての機関や団体で構成するネットワーク組織「岡山県福祉・介護人材確保対策推進協議会」において、目標を共有し、役割分担を明確にしながら、連携と協働の意識を醸成し、オール岡山で地域の実情に応じた人材の確保に取り組みます。

⑵　人材確保の推進

介護分野への多様な人材の参入を促し、職員が生き活きと働き続けることができる環境づくりを行うため、以下の４つの観点から取組を進めます。また、事業ごとの実施状況を把握し、事後評価を行うことで施策を充実・改善しながら、中長期的な視野を持って事業を推進します。

①「入職者を増やす」

将来の担い手となる小・中・高校生等に介護の仕事に対する理解や魅力を知ってもらうための出前講座や施設見学を実施するほか、介護福祉士養成施設における若年世代の参入促進（中学校・高校等の訪問による進路相談・介護の仕事の魅力紹介等）に係る取組を推進します。

また、若者・女性・中高年齢層等、多様な人材の介護分野への参入のきっかけとなるよう入門的な研修やセミナーを実施するとともに、外国人介護人材の受入れ環境の整備など、入職者のすそ野を拡げます。

さらに、福祉・介護の仕事に関する情報を一元的に集約したホームページ『おかやまフクシ・カイゴＷＥＢ』などを活用し、介護の仕事の魅力やイベント情報

等を積極的に発信します。

②「離職者の再就職を促す」

離職した介護福祉士等の届出制度の推進により、現在介護の仕事に就いていない有資格者や離職者の情報を把握するとともに、ブランクがあることによる不安を解消するため、最新の介護の知識や技術を学習するためのセミナーや就職相談会等の開催、再就職準備金の貸付等により、スムーズな再就職を支援します。

③「離職者を減らす」

現在働いている介護職員が、やりがいを感じながら安心して働き続けるため、悩み相談の場を設けるとともに、新人職員の合同入職式を開催して仲間づくりを促すなど、職員が悩みを抱え込まず気軽に相談できる仕組みづくりを行います。

また、キャリアアップのための各種研修の開催等により職員の資質向上を図るとともに、研修受講時の代替職員の確保や研修受講経費の補助など事業所の人材育成等を支援する取組を行います。

④「働きやすい職場づくり」

現介護職員の離職を防ぎ、求職者に選んでもらえる職場づくりには、事業所自らの取組が欠かせないため、人材育成や就業環境の改善などに積極的に取り組む事業所であることを登録し、その取組内容を見える化する福祉・介護職場の認証評価制度「おかやま☆フクシ・カイゴ職場すまいる宣言」の実施により、働きやすい職場づくりを促します。

また、介護職員の身体的負担の軽減や業務の効率化を図るための介護ロボット導入やＩＣＴの活用による事業所の業務改善を支援します。

目標指標

指　標　名	現　　状 令和元（2019）年度	目　　標 令和５（2023）年度
「おかやま☆フクシ・カイゴ職場すまいる宣言」登録数	124事業所	234事業所

Ⅱ　訪問看護職員

１　訪問看護の現状

⑴　訪問看護ステーションで就業する看護職員

平成30（2018）年12月末現在の本県の看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師）就業者数は、29,590人で、そのうち訪問看護ステーションには868人が就業しており、平成28（2016）年の770人から98人増加しています。【図表５－３】【図表５－４】

訪問看護ステーションの事業所数は、令和２（2020）年には163事業所があり近年は増加しています。【図表５－５】

⑵　看護職員の確保の状況

平成30（2018）年度中の岡山県ナースセンターの有効求人倍率は3.5倍で推移するなど、各施設が求める看護職員が十分に確保できていない状況です。今後の更なる高齢化の進展や人口減少に対応するため、必要な看護職員確保について検討する必要があります。

また、専門看護師、認定看護師、看護師の特定行為研修（注）修了者など専門的な看護を提供できる人材の育成が望まれます。

【図表５-３】就業場所別看護職員数（平成30（2018）年12月末現在）（単位：人）

病院	診療所	助産所	訪問看護ステーション	介護老人保健施設	社会福祉施設	保健所・都道府県・市区町村	事業所	学校・研究機関等	その他	計
18,661	4,590	32	868	3,499	336	872	141	489	102	29,590

資料：保健師助産師看護師法第33条の規定による届出人数

【図表５-４】訪問看護ステーションの就業者数（各年12月末現在）（単位：人）

平成16年（2004）	平成18年（2006）	平成20年（2008）	平成22年（2010）	平成24年（2012）	平成26年（2014）	平成28年（2016）	平成30年（2018）
538	546	533	543	601	638	770	868

資料：保健師助産師看護師法第33条の規定による届出人数

【図表５-５】訪問看護ステーションの事業所数（各年４月１日現在）（単位：事業所）

平成23年（2011）	平成24年（2012）	平成25年（2013）	平成26年（2014）	平成27年（2015）	平成28年（2016）	平成29年（2017）	平成30年（2018）	平成31年（2019）	令和２年（2020）
103	114	117	119	127	139	141	148	157	163

資料：岡山県長寿社会課

2　人材確保・育成のための施策

⑴　総合的な看護職員の確保対策

在宅医療等の需要増加に見合った看護職員が確保できるよう、関係団体等と連携しながら効果的な看護職員確保対策に取り組みます。

⑵　再就業の促進

離職時の届出が確実に行われるよう周知に努め、「岡山県ナースセンター」の取組を支援するとともに、ハローワーク等の関係機関と連携し、未就業看護職員の再就業の促進を図ります。

また、未就業看護職員に対する実践的な研修や、県内各地で行う出張相談や技術講習会により、再就業を支援します。

⑶　資質の向上

①　訪問看護に必要な知識、技術の習得を目的とした講習会を開催します。また、訪問看護推進協議会による訪問看護に関する課題及び対策の検討、研修企画や普及啓発事業の企画・調整等を行い、訪問看護職員の確保とともに資質の向上に努めます。

②　訪問看護ステーションと病院など機能が異なる施設の看護職員が相互に交流、出向などを行い、幅広い視野を持った人材を育成していきます。

③　今後必要とされる分野の専門・認定看護師の養成を促進するため、教育機関に看護師を派遣する施設を支援します。また、特定行為に係る看護師の研修制度についての周知とともに研修を行うための体制整備を進めます。

⑷　普及啓発

県民の訪問看護の利用促進を図るため、医療機関等へのアプローチや県民に向けての情報発信及び広報活動等を支援します。

注：特定行為に係る看護師の研修制度とは、看護師が手順書により行う特定行為を標準化することで、今後の急性期医療から在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成することを目的として、平成27（2015）年10月に施行された制度です。
看護師が行う診療の補助行為のうち、38の行為が特定行為とされ、特定行為は医師、歯科医師の判断を待たずに手順書により実施できます。この特定行為を行うには、指定研修機関が行う研修を修了する必要があります。

Ⅲ　介護支援専門員

１　現状と課題

本県における介護支援専門員の登録者数は、平成21（2009）年度に１万人に達し、令和元（2019）年度末時点で約１万４千人となっています。【図表５－６】

介護支援専門員は、毎年、登録者数が増えており、今後とも業務に従事する人の更なる資質向上を図ることが求められています。

【図表５-６】本県の介護支援専門員登録数

（単位：人）

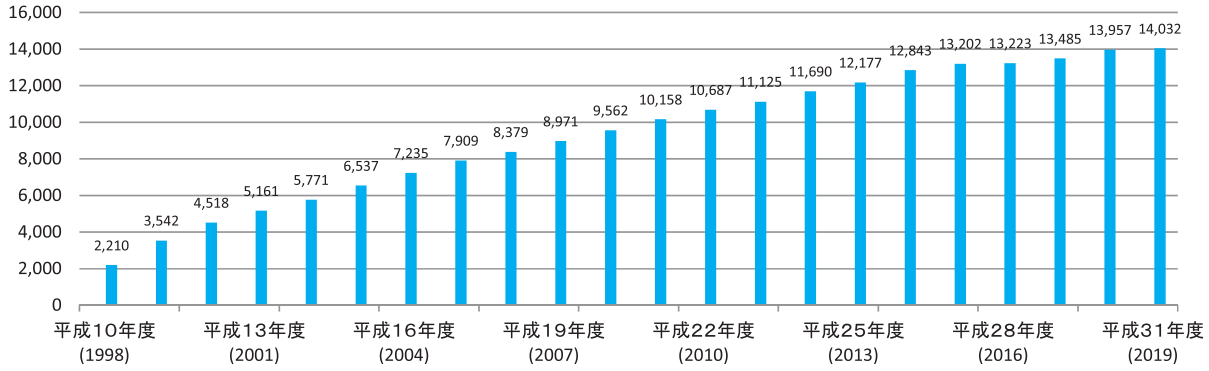

２　人材育成

介護支援専門員は、実務経験年数に応じた法定研修が体系化され、実務に従事する場合は、その受講が義務付けられています。

他職種との協働や医療との連携を進めるとともに、介護離職の防止の実現に向け、介護に取り組む家族等への支援技術の向上を含めた資質の向上を図るため、岡山県介護支援専門員協会等の職能団体と連携し、研修の充実を図ります。

また、研修受講者の負担軽減を図るため、自宅等からの受講も可能となるオンラインによる研修の実施を検討します。

事業所や職種間の調整や介護支援専門員に対する指導や助言等を行う主任介護支援専門員の養成についても、実践力を高めることができるよう、事例検討等の演習カリキュラムの充実を図ります。

Ⅳ　業務の効率化及び質の向上

業務の効率化及び質の向上に向けて、国が示す方針に基づき、押印及び原本証明の省略や、更新申請等の電子メールでの提出、申請様式のホームページにおけるダウンロード等、個々の申請に係る手続の簡素化を進めるとともに、様式例の活用による標準化を進め介護分野の文書に係る負担を軽減します。

また、地域医療介護総合確保基金を活用し、要介護者の移乗や入浴の支援、見守り等を行うための介護ロボットの導入や、介護記録の作成から請求業務までを一気通貫で行うためのＩＣＴの活用などを促進することにより、介護職員の身体的負担や事業所の業務改善を図り、介護職員が質の高いサービスの提供に取り組めるよう支援します。【図表５－７】

さらに、介護現場における業務仕分けを行い、資格・知識・経験等が必要のない業務については元気高齢者が担うなどの業務改善を促進することにより、業務の効率化を図ります。

【図表５-７】ＩＣＴ（テクノロジー機器）の効果的な活用イメージ

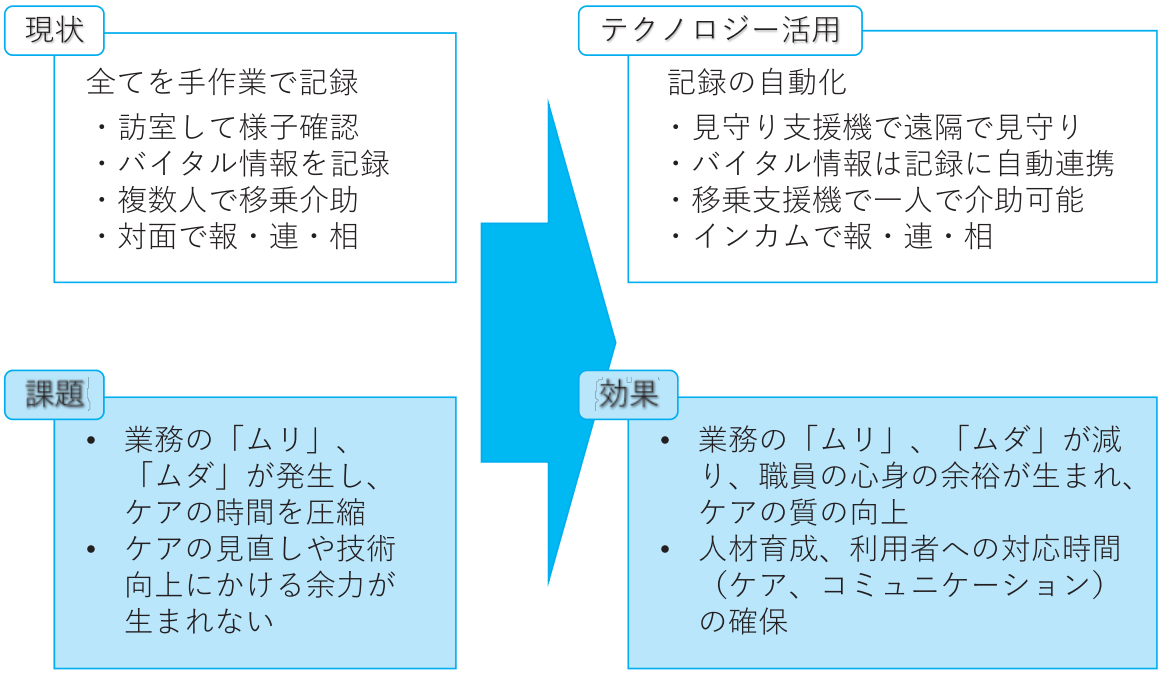

第６章　介護保険制度の公正・円滑な運営

Ⅰ　制度の普及促進

１　介護サービス情報の公表

介護サービス情報の公表制度は、介護保険法に基づき、利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための情報を都道府県及び政令市が提供する仕組みです。毎年、介護サービス事業所・施設から県に報告される介護サービス情報が全国で一元化されたホームページで公表され、利用したい地域のサービスの内容を確認することができます。

サービス付き高齢者向け住宅情報提供システムとの連携により、サービス付き高齢者向け住宅の入居者が、周辺にある介護サービス事業所等を分かりやすく確認できる機能や、空き情報（定員に対する空き数）を公表・更新した介護サービス事業所等を検索結果の上位に表示する機能などの付加により利便性の向上が図られており、介護サービス情報の公表制度がより一層活用されるよう、市町村と連携して制度の周知を図るとともに、事業者に対し積極的な情報の公表・更新を働きかけ、最新かつ充実した情報の提供に努めます。【図表６－１】

２　広報・啓発

県は、保険者である市町村と連携して、様々な機会を通じて、広く県民に対し、介護保険制度の基本理念やサービス内容などについて周知を図りながら、制度の円滑な運営を目指します。

【図表６-１】

県の検索サイトのURL:https://www.pref.okayama.jp/page/571279.html

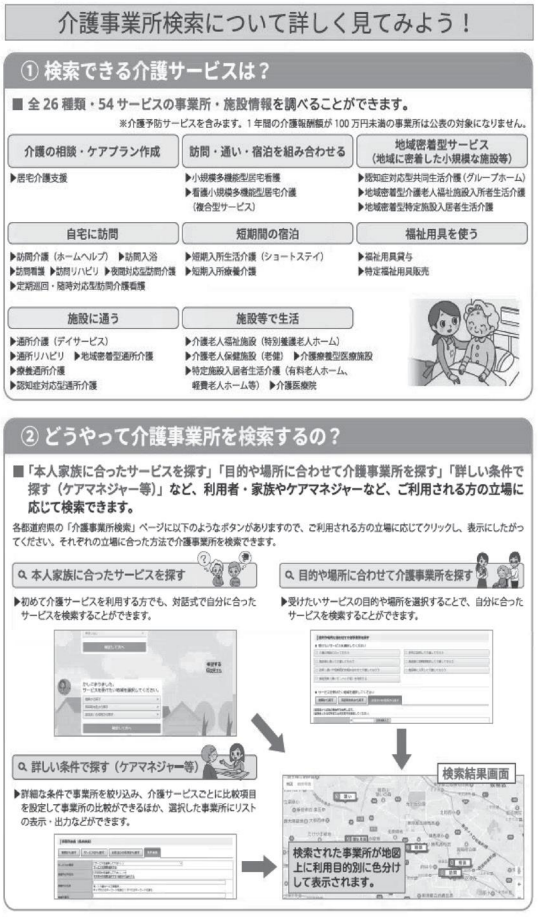

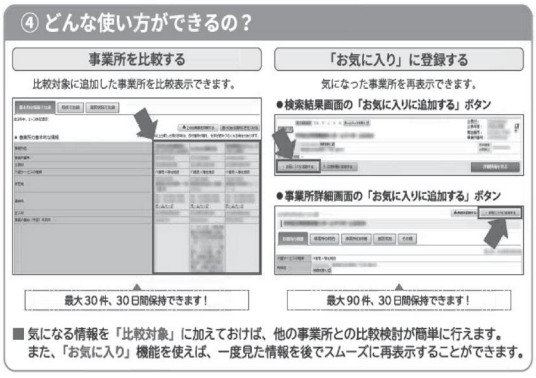

Ⅱ　公正・円滑な運営と相談体制

1　要支援・要介護認定の適正化

保険給付の前提となる要支援・要介護認定は、全国一律の基準により行われます。このため、保険者である市町村において実施される認定調査と介護認定審査会における審査判定が、基準により客観的かつ公平・公正に行われるよう、認定調査員や介護認定審査会委員等に対する研修会を開催するとともに、保険者ごとの要介護認定データの比較を保険者に情報提供するなどにより、各保険者間の要支援・要介護認定の平準化を図ります。

2　事業者の指導監督

介護保険制度への信頼性を維持する上で、介護報酬の不正請求や運営基準違反等に対する厳正な対応が必要です。このため、居宅サービス事業者の増加やサービス付き高齢者向け住宅等への居宅サービス事業所の併設といったサービス形態の多様化にも対応した指導監督ができる体制を整備し、市町村による事業者指導と連携しながら、重点的、効果的な指導監督を実施します。

3　岡山県介護保険審査会

要介護・要支援認定や保険料等に関して不服がある場合は、県に設置された介護保険審査会に審査請求を行うことができます。要介護･要支援認定に関する審査請求は、法律の専門家、保健・医療・福祉の学識経験者等で構成される合議体において、要介護・要支援認定以外の審査請求は、被保険者代表委員、市町村代表委員、公益代表委員で構成される合議体において、公平・公正な審査が行われています。介護保険審査会の適正な運営により、不服申立ての制度が円滑に機能し、権利利益の迅速かつ適切な救済が図られるよう努めます。

４　相談体制

介護保険制度の利用についての相談は、市町村、岡山県国民健康保険団体連合会、県が、それぞれの役割を担いながら、重層的に対応します。

⑴　市町村・地域包括支援センター

利用者に最も身近な市町村・地域包括支援センターは、住民の各種相談に幅広く対応するとともに、必要により介護サービス事業者等の支援につないでいます。このため、市町村･地域包括支援センターにおいて、介護サービス事業者のほか、様々な機関と十分な連携が図られ、ワンストップの相談対応が行われるよう、技術的な助言等を行います。

⑵　岡山県国民健康保険団体連合会

岡山県国民健康保険団体連合会は、「介護110番」として、利用者からのサービスに関する苦情等の相談や不適正な事業者情報等の受付を行っています。このため、相談への対応等が適切に行われるよう、技術的な助言等を行います。

⑶　県

市町村や岡山県国民健康保険団体連合会と連携を図りながら、介護保険制度に関する相談に対応します。

Ⅲ　介護給付の適正化（第５期介護給付適正化計画）

後期高齢者の増加に伴い、今後も介護サービスの利用者の増加が見込まれる中で、利用者が真に必要とする過不足のないサービスの提供と限られた資源・財源の適切で効率的な活用との両立が求められています。このため、市町村（保険者）における保険給付が適正に行われ、制度が安定的に運営できるよう、県は、介護報酬の審査業務を担う岡山県国民健康保険団体連合会と連携しながら、市町村の介護給付適正化の取組を支援します。

１　市町村職員の知識・技術の習得支援

介護給付適正化は、市町村が保険者機能を発揮して積極的に取り組むべきものです。その一方で、適正化事業の実施に当たっては、市町村職員の保険給付の仕組みや給付データの分析等に関する知識が一定程度の水準まで達していることが必要となります。

県は、地域包括ケア「見える化」システムを活用して保険者ごとの給付の特徴や適正化事業に必要な着眼点等を学ぶ研修会の開催や、介護保険業務の経験の浅い職員とベテラン職員が市町村を超えて意見交換する機会を設けることなどにより、市町村職員の知識・技術の習得を支援します。

２　適正化主要５事業の推進

介護給付適正化の効果の高いものとして、国の介護給付適正化指針に定められている主要５事業のうち、ケアプラン点検及び縦覧点検・医療情報との突合は、給付費の適正化に直結しています。縦覧点検・医療情報との突合については、ほとんどの市町村が、岡山県国民健康保険団体連合会に委託することにより、介護報酬の審査過程におけるチェックが効率的・効果的に行われています。

県は、全ての市町村で主要５事業が実施されるよう、研修会等を通じて市町村を支援するとともに、特に、ケアプラン点検の効率的・効果的実施方法の普及を重点的取組と位置付けて、市町村支援を行います。【図表６－２】【図表６－３】【図表６－４】

【図表６-２】適正化主要５事業

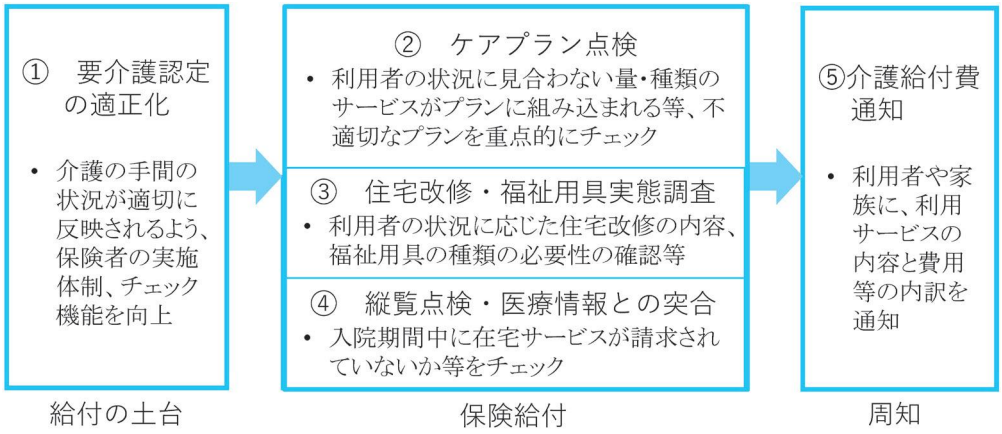

【図表６-３】適正化主要５事業の取組状況

主要５事業の実施状況	平成30(2018)年度				令和元(2019)年度			
	実施状況(市町村)	実施率(%)	過誤件数(件)	効果額(千円)	実施状況(市町村)	実施率(%)	過誤件数(件)	効果額(千円)
1　要介護認定の適正化	27	100			27	100		
2　ケアプラン点検	27	100	22	697	27	100	87	540
3　住宅改修・福祉用具実態調査	27	100			27	100		
4　縦覧点検・医療情報との突合	26	96	1,789	55,879	26	96	2,112	63,265
5　介護給付費通知	27	100			27	100		

資料：介護給付適正化実施状況調査等

【図表６-４】ケアプラン点検の状況

ケアプラン全数に占める点検数の割合(%)	平成30(2018)年度(市町村)	令和元(2019)年度(市町村)
0	0	0
～　0.5未満	11	12
0.5以上　～　1.0未満	5	4
1.0以上　～　1.5未満	4	3
1.5以上　～　2.0未満	1	2
2.0以上　～　2.5未満	1	1
2.5以上　～　3.0未満	1	1
3.0以上　～　3.5未満	1	1
3.5以上　～　4.0未満	0	0
4.0以上　～	3	3

資料：介護給付適正化実施状況調査

３　ケアプラン点検の効率的・効果的実施方法の普及

ケアプラン点検については、全ての市町村で実施されていますが、ケアプラン全数に占める点検数の割合は低い状況となっています。

ケアプランは、利用者ごとの居宅サービスの種類と量を決めるものであり、本県の年間給付費1,713億円の48.2％が居宅サービス費（注１）であることを踏まえると、ケアプランに組み込まれたサービスが、利用者の状態に見合った真に必要なものとなっているかを点検し、介護支援専門員に対し、適切なケアプランの作成を促すことは、給付の適正化につながります。

このため、市町村が、効率的・効果的にケアプラン点検を実施し、給付の適正化に結び付けることができるよう、岡山県国民健康保険団体連合会の協力の下、介護給付適正化システム及びケアプランを分析するためのシステムの活用により、点検の必要性の高いケアプランの抽出方法を普及します。

また、県民局単位で、市町村職員に対し、実践形式のケアプラン点検演習を実施するとともに、不適切な可能性の高いケアプランについて、岡山県介護支援専門員協会の協力の下、ケアプラン点検アドバイザーを派遣して、市町村が行う介護支援専門員の対面指導を支援します。【図表６－５】

【図表６-５】市町村のケアプラン点検の支援

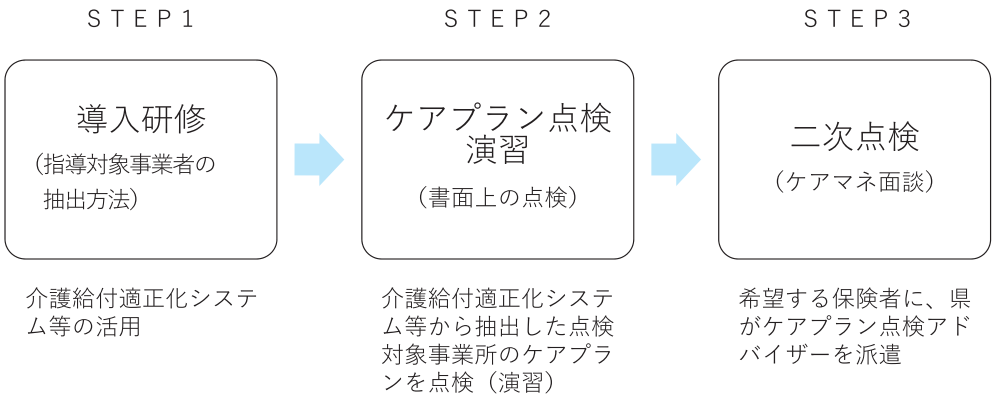

４　適正化事業と事業者指導監督との連携

ケアプラン点検から浮かび上がった不適切な事例などの情報は、県及び市町村の事業者指導監督部門と共有し、事業者指導に活用する等、適正化事業と事業者指導監督機能の連携を進めます。

目標指標

指　標　名	現　　状 令和元(2019)年度	目　　標 令和５(2023)年度末
適正化主要５事業全てを実施している市町村数	26市町村	27市町村
ケアプラン点検アドバイザーを派遣する市町村数	８市町村	12市町村

注１：令和２(2020)年度給付費（見込み）総額から施設系サービス費36.6％、居住系サービス15.2％を除いた額の給付費総額に占める割合　53ページ参照

計画の目標指標（再掲）

	指標名	現状 R元（2019）年度	目標 R5（2023）年度	備考
1	訪問看護（介護給付におけるサービス利用見込み）	60,984回／月	77,653回／月	3章Ⅱ
2	看護小規模多機能型居宅介護の利用者数	209人／月	523人／月	
3	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者数	273人／月	411人／月	
4	認知症サポーター養成講座受講者数	193,916人	240,000人	3章Ⅲ
5	認知症サポート医の数	232人	313人	
6	かかりつけ医認知症対応力向上研修修了者数	1,831人	2,080人	
7	病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修修了者数	1,952人	2,680人	
8	看護職員認知症対応力向上研修修了者数	429人	620人	
9	歯科医師認知症対応力向上研修修了者数	420人	780人	
10	薬剤師認知症対応力向上研修修了者数	933人	1,730人	
11	認知症介護実践研修（実践者研修）修了者数	9,603人	10,800人	
12	認知症介護実践研修（実践リーダー研修）修了者数	1,229人	1,420人	
13	認知症介護指導者養成研修修了者数	47人	50人	
14	チームオレンジ設置市町村数	0市町村	10市町村	
15	多職種協働による地域ケア個別会議を定期開催している市町村数	21市町村 （R2（2020）年度）	27市町村	3章Ⅳ
16	地域ケア個別会議に係る研修修了者数	557人 （R2（2020）年度）	800人	
17	通いの場の参加率	7.9%	8%	3章Ⅴ
18	市町村を支援することができるリハビリテーション専門職数	588人 （R2（2020）年度）	750人	
19	生活支援コーディネーター等研修修了者数	125人 （R2（2020）年度）	200人	
20	通所付添サポーターの養成数	344人 （R2（2020）年度）	500人	
21	住民互助による通所付添活動の実施市町村数	10市町村 （R2（2020）年度）	15市町村	
22	「おかやま☆フクシ・カイゴ職場すまいる宣言」登録数	124事業所	234事業所	5章Ⅰ
23	適正化主要5事業全てを実施している市町村数	26市町村	27市町村	6章Ⅲ
24	ケアプラン点検アドバイザーを派遣する市町村数	8市町村	12市町村	

資　　料

Ⅰ　介護給付等対象サービスの事業量の見込み

（単位：人、千円）

区　分				令和2年度（2020）	令和3年度（2021）	令和4年度（2022）	令和5年度（2023）	令和7年度（2025）	令和22年度（2040）
被保険者数（単位：人）				1,173,382	1,172,337	1,171,049	1,169,827	1,166,047	1,073,536
	第1号被保険者		①	573,428	574,639	574,903	575,181	575,265	574,463
	第2号被保険者			599,954	597,698	596,146	594,646	590,782	499,073
要支援・要介護認定者総数（単位：人）				119,715	121,990	124,362	126,642	130,811	145,394
	うち第1号被保険者		②	117,794	120,071	122,420	124,687	128,817	143,478
	要介護認定率		②／①	20.5%	20.9%	21.3%	21.7%	22.4%	25.0%
介護給付・予防給付	利用者数（単位：人）	在宅系（介護給付）サービス	③	43,113	44,013	45,013	46,050	47,116	51,629
		在宅系（予防給付）サービス	④	14,355	15,017	15,556	16,070	16,992	19,043
		施設系サービス	⑤	19,046	19,470	19,653	19,834	20,606	22,894
		居住系サービス	⑥	10,135	10,401	10,782	11,019	11,403	12,811
		計	⑦	86,649	88,901	91,004	92,973	96,117	106,377
	給付費（単位：千円）	在宅系（介護給付）サービス	⑧	77,612,382	81,528,276	84,885,581	87,931,668	90,300,441	101,016,667
		在宅系（予防給付）サービス	⑨	4,938,155	5,180,830	5,323,413	5,450,200	5,622,972	5,971,559
		施設系サービス	⑩	62,708,774	64,469,042	65,119,974	65,763,493	68,348,615	76,183,101
		居住系サービス	⑪	26,058,169	26,793,286	27,717,612	28,313,808	29,300,032	33,107,315
		計	⑫	171,317,480	177,971,434	183,046,580	187,459,169	193,572,060	216,278,642
	一人当たり給付費（単位：千円）	在宅系（介護給付）サービス	⑧/③	1,800	1,852	1,886	1,909	1,917	1,957
		在宅系（予防給付）サービス	⑨/④	344	345	342	339	331	314
		施設系サービス	⑩/⑤	3,292	3,311	3,313	3,316	3,317	3,328
		居住系サービス	⑪/⑥	2,571	2,576	2,571	2,570	2,570	2,584
		計	⑫/⑦	1,977	2,002	2,011	2,016	2,014	2,033
特定入所者介護（介護予防）サービス費、高額（高額医療合算）介護（介護予防）サービス費、審査支払手数料					10,139,048	9,952,423	10,231,565	10,584,033	14,735,713
地域支援事業（事業費）				9,637,074	9,901,575	10,182,934	10,405,936	10,623,466	10,584,727

※市町村介護保険事業計画における推計値を集計したもの
※施設系サービス：介護保険施設及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
※居住系サービス：特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、
認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護
及び地域密着型特定施設入居者生活介護

Ⅱ　岡山県の人口構造・高齢者（65歳以上）の状況

1　人口構造

（単位：人）

年　次			平成2年（1990）	平成12年（2000）	平成17年（2005）	平成22年（2010）	平成27年（2015）
総人口①			1,925,877	1,950,828	1,957,264	1,945,276	1,921,525
40～64歳②			665,202	656,687	646,316	623,780	599,321
		構成比（②/①）	34.5%	33.7%	33.0%	32.1%	31.2%
前期高齢者		65～74歳③	160,313	222,356	224,639	234,845	271,659
		構成比（③/①）	8.3%	11.4%	11.5%	12.1%	14.1%
後期高齢者		75歳以上④	125,451	171,302	213,415	249,873	269,217
		構成比（④/①）	6.5%	8.8%	10.9%	12.8%	14.0%
再掲	年少人口		335,191	291,346	275,743	264,853	247,890
		構成比	17.4%	14.9%	14.1%	13.7%	12.9%
	生産年齢人口		1,286,221	1,265,122	1,236,318	1,178,493	1,098,140
		構成比	66.8%	64.9%	63.2%	61.1%	57.1%
	老年人口		285,764	393,658	438,054	484,718	540,876
		構成比	14.8%	20.2%	22.4%	25.1%	28.1%
全国高齢化率			12.0%	17.3%	20.1%	23.0%	26.7%

資料：国勢調査

2　高齢者のいる世帯の状況の推移

（単位：世帯、%）

年　次			平成2年（1990）	平成12年（2000）	平成17年（2005）	平成22年（2010）	平成27年（2015）
一般世帯数①			607,668	689,733	724,474	752,878	771,242
高齢者のいる世帯②			201,073	260,233	285,502	310,469	339,416
	構成比（②/①）		33.1	37.7	39.4	41.2	44.0
内訳	高齢単身世帯③		30,186	50,144	62,674	71,762	86,275
		構成比（③/②）	15.0	19.3	22.0	23.1	25.4
	高齢夫婦世帯④		42,706	66,879	77,504	87,916	98,452
		構成比（④/②）	21.2	25.7	27.1	28.3	29.0
	その他の同居世帯⑤		128,181	143,210	145,324	150,791	154,689
		構成比（⑤/②）	63.7	55.0	50.9	48.6	45.6

資料：国勢調査

3　高齢者の住居状況

（単位：世帯、％）

区　分		一般世帯	高齢者のいる世帯（再掲）			
			高齢単身世帯	高齢夫婦世帯	その他の同居世帯	計
持ち家		507,829	63,875	91,213	142,967	298,055
	構成比	65.8	74.0	92.6	92.4	87.8
公営の借家		19,910	5,115	1,850	2,410	9,375
	構成比	2.6	5.9	1.9	1.6	2.8
機構・公社の借家		2,734	296	138	263	697
	構成比	0.4	0.3	0.1	0.2	0.2
民営の借家		202,187	15,392	4,413	8,063	27,868
	構成比	26.2	17.8	4.5	5.2	8.2
給与住宅		18,972	196	184	315	695
	構成比	2.5	0.2	0.2	0.2	0.2
間借り		6,130	741	211	315	1,267
	構成比	0.8	0.9	0.2	0.2	0.4
住宅以外・不詳		13,480	660	443	356	1,459
	構成比	1.7	0.8	0.4	0.2	0.4
合　計		771,242	86,275	98,452	154,689	339,416
	構成比	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：平成27（2015）年国勢調査

4　一人暮らし高齢者の状況

（単位：人、％）

区　分		65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳～	計	男女別構成比
男		8,991	5,656	3,956	3,476	3,303	25,382	29.4
	構成比	35.4	22.3	15.6	13.7	13.0	100.0	
女		10,438	11,410	12,412	13,580	13,053	60,893	70.6
	構成比	17.1	18.7	20.4	22.3	21.4	100.0	
合　計		19,429	17,066	16,368	17,056	16,356	86,275	100.0
	構成比	22.5	19.8	19.0	19.8	19.0	100.0	

資料：平成27（2015）年国勢調査

5　高齢者の就業状況

（単位：人、％）

区　分		高齢者の就業人口	産業別内訳						
			農林漁業・鉱業	建設・製造業	電気・ガス・情報通信業・運輸業	卸売・小売業	金融・保険・不動産業	サービス業・その他	計
男		71,373	16,168	15,907	4,807	9,208	2,711	22,572	71,373
	構成比	59.1	22.7	22.3	6.7	12.9	3.8	31.6	100.0
女		49,430	9,683	6,663	690	8,402	1,923	22,069	49,430
	構成比	40.9	19.6	13.5	1.4	17.0	3.9	44.6	100.0
合　計		120,803	25,851	22,570	5,497	17,610	4,634	44,641	120,803
	構成比	100.0	21.4	18.7	4.6	14.6	3.8	37.0	100.0

資料：平成27（2015）年国勢調査

6　老人クラブの加入状況

（単位：人、％）

区　分	平成29年度（2017）	平成30年度（2018）	令和元年度（2019）
老人クラブ（クラブ）	2,613	2,563	2,515
会員数（人）	144,969	141,557	137,061
60歳以上人口（人）	670,311	671,399	673,007
老人クラブ加入率（％）	21.6	21.1	20.4

資料：福祉行政報告例、岡山県毎月流動人口調査
※各年度末現在（ただし、60歳以上人口は毎年10月１日現在）

7　高齢者の市町村別状況

（単位：人）

区　分		総　人　口	高齢者数	高齢化率	順　位	
県南東部圏域	岡山市	720,300	186,718	26.4	27	
	玉野市	56,824	21,993	38.8	13	
	備前市	32,271	12,771	39.7	10	
	瀬戸内市	35,757	12,428	34.9	19	
	赤磐市	42,448	14,408	34.0	20	
	和気町	13,434	5,589	41.6	7	
	吉備中央町	10,613	4,510	42.5	3	
	小　計	911,647	258,417	28.7		5
県南西部圏域	倉敷市	475,139	129,169	28.4	25	
	笠岡市	46,387	17,340	37.5	14	
	井原市	38,437	14,356	37.4	15	
	総社市	68,357	19,477	28.7	24	
	浅口市	32,808	12,055	36.8	16	
	早島町	12,578	3,466	27.7	26	
	里庄町	10,964	3,429	31.3	22	
	矢掛町	13,280	5,190	39.1	12	
	小　計	697,950	204,482	30.2		4
高梁・新見圏域	高梁市	29,123	11,971	41.6	8	
	新見市	27,762	11,602	42.0	4	
	小　計	56,885	23,573	41.8		1
真庭圏域	真庭市	42,461	17,073	40.3	9	
	新庄村	806	349	43.3	2	
	小　計	43,267	17,422	40.3		2
津山・勝英圏域	津山市	99,651	30,865	31.2	23	
	美作市	25,651	10,697	41.8	5	
	鏡野町	11,973	4,688	39.2	11	
	勝央町	10,957	3,448	31.5	21	
	奈義町	5,535	1,966	35.6	18	
	西粟倉村	1,390	504	36.3	17	
	久米南町	4,462	2,020	45.3	1	
	美咲町	12,988	5,410	41.7	6	
	小　計	172,607	59,598	34.7		3
県　計		1,882,356	563,492	30.5		
全　国		12,588万人	3,619万人	28.7		

資料：岡山県毎月流動人口調査（全国は総務省統計局人口推計月報・概算値）
※令和２（2020）年10月１日現在
※高齢化率は、総人口（年齢不詳を除く）に対する高齢者数の割合

8　圏域別年齢区分別人口構成比

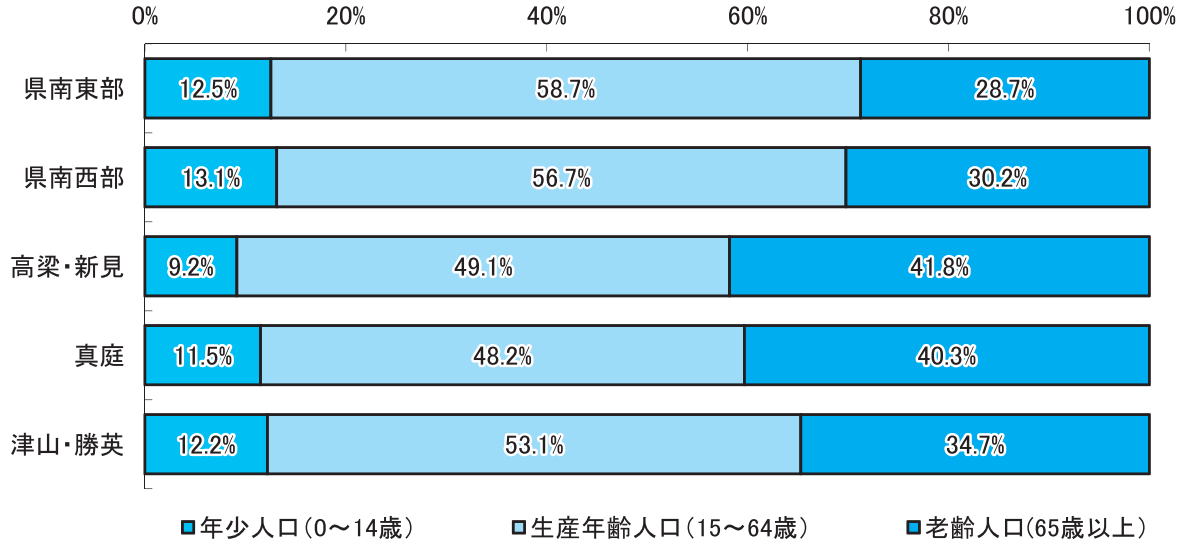

資料：岡山県毎月流動人口調査
※令和２（2020）年10月１日現在

9　高齢者医療の現状

【後期高齢者医療制度】（国制度）

平成20（2008）年４月１日から老人保健制度に代えて開始

ア　対　象　者　　75歳以上の者
　　65～74歳の一定の障害のある者

イ　一部負担金　　原則として医療費の１割
　　現役並み所得者は３割

ウ　実 施 主 体　　後期高齢者医療広域連合（窓口業務及び保険料徴収事務は市町村）

後期高齢者医療の実施状況

区　分		平成28年度（2016）	平成29年度（2017）	平成30年度（2018）
受給対象者（人）	岡山県	275,094	281,606	287,535
	全　国	16,457,820	16,963,330	17,415,926
件　数（件）	岡山県	7,772,308	7,963,465	8,122,624
	全　国	503,042,735	520,022,946	535,205,094
医療費（百万円）	岡山県	265,732	274,757	280,654
	全　国	15,380,608	16,022,892	16,424,644
一人当たり医療費（円）	岡山県	965,966	975,682	976,070
	全　国	934,547	944,561	943,082

資料：厚生労働省「後期高齢者医療事業年報」

10　要支援・要介護認定者数等

(1)　要支援・要介護認定者数の推移

（単位：人）

区　　分	平成13年3月末(2001)	平成15年3月末(2003)	平成18年3月末(2006)	平成21年3月末(2009)	平成24年3月末(2012)	平成27年3月末(2015)	平成30年3月末(2018)	平成31年3月末(2019)	令和2年3月末(2020)
第1号被保険者数　①	399,301	419,329	440,030	472,380	492,746	538,890	560,482	564,152	566,567
認定者数	54,722	71,168	84,897	90,498	100,838	112,298	115,849	118,128	118,896
第1号被保険者②	53,222	69,135	82,481	88,096	98,344	110,179	113,911	116,179	116,999
第2号被保険者	1,500	2,033	2,416	2,402	2,494	2,119	1,938	1,949	1,897
認定率　②／①	13.3%	16.5%	18.7%	18.6%	20.0%	20.4%	20.3%	20.6%	20.7%
（全国平均）	11.0%	13.9%	16.1%	16.0%	17.3%	17.9%	18.0%	18.3%	18.5%

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和２年３月末は「同（月報）」

(2)　要支援・要介護認定者数

（単位：人）

区　　分		平成13年3月末(2001)	平成15年3月末(2003)	平成18年3月末(2006)	平成21年3月末(2009)	平成24年3月末(2012)	平成27年3月末(2015)	平成30年3月末(2018)	平成31年3月末(2019)	令和2年3月末(2020)	全国(R2.3末)
第1号＋第2号	要支援1	8,092	11,297	14,117	9,757	13,228	15,605	15,201	16,085	16,096	934,336
	要支援2				14,534	14,624	17,093	17,393	17,974	17,883	944,440
	経過的要介護				0						
	要介護1	15,561	22,419	29,215	15,502	18,296	21,282	23,429	24,041	24,126	1,351,698
	要介護2	10,065	13,060	12,527	15,673	17,819	19,907	20,570	20,457	20,542	1,156,016
	要介護3	6,943	8,305	10,681	13,825	13,173	13,795	14,901	15,109	15,329	879,622
	要介護4	7,027	7,843	9,542	10,778	12,163	13,137	13,432	13,563	13,929	817,695
	要介護5	7,034	8,244	8,815	10,429	11,535	11,479	10,923	10,899	10,991	602,475
	合　　計	54,722	71,168	84,897	90,498	100,838	112,298	115,849	118,128	118,896	6,686,282
第1号被保険者	要支援1	8,027	11,182	13,924	9,626	13,012	15,421	15,041	15,886	15,898	922,266
	要支援2				14,187	14,292	16,759	17,066	17,620	17,555	924,379
	経過的要介護				0						
	要介護1	15,206	21,848	28,425	15,191	17,897	20,934	23,123	23,752	23,851	1,330,743
	要介護2	9,688	12,515	12,033	15,110	17,274	19,449	20,165	20,062	20,163	1,129,262
	要介護3	6,728	8,036	10,345	13,393	12,796	13,505	14,629	14,855	15,062	862,100
	要介護4	6,814	7,584	9,277	10,504	11,874	12,897	13,206	13,343	13,696	803,074
	要介護5	6,759	7,970	8,477	10,085	11,199	11,214	10,681	10,661	10,774	586,500
	合　　計	53,222	69,135	82,481	88,096	98,344	110,179	113,911	116,179	116,999	6,558,324
要支援1～要介護2③		32,921	45,545	54,382	54,114	62,475	72,563	75,395	77,320	77,467	4,306,650
	認定率　③／①	8.2%	10.9%	12.4%	11.5%	12.7%	13.5%	13.5%	13.7%	13.7%	12.1%
	構成比　③／②	61.9%	65.9%	65.9%	61.4%	63.5%	65.9%	66.2%	66.6%	66.2%	65.7%
要介護3～5　④		20,301	23,590	28,099	33,982	35,869	37,616	38,516	38,859	39,532	2,251,674
	認定率　④／①	5.1%	5.6%	6.4%	7.2%	7.3%	7.0%	6.9%	6.9%	7.0%	6.3%
	構成比　④／②	38.1%	34.1%	34.1%	38.6%	36.5%	34.1%	33.8%	33.4%	33.8%	34.3%

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和２年３月末は「同（月報）」

⑶　県内市町村の要介護度別認定率

（単位：％）

		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計認定率	順位（高率順）
全国		2.6	2.6	3.7	3.2	2.4	2.3	1.7	18.5	
岡山県		2.8	3.1	4.2	3.6	2.7	2.4	1.9	20.7	
県南東部	岡山市	3.0	3.1	4.2	4.0	2.6	2.4	2.0	21.2	10
	玉野市	2.3	2.0	4.7	3.2	3.7	2.1	1.6	19.7	16
	備前市	3.2	2.2	4.2	2.0	1.8	1.9	1.5	16.9	25
	瀬戸内市	2.6	2.0	5.2	3.1	2.5	2.4	2.1	20.0	14
	赤磐市	2.9	2.7	3.3	2.2	2.0	2.2	1.5	16.8	26
	和気町	2.7	0.9	4.1	2.3	2.2	2.2	1.6	15.9	27
	吉備中央町	2.9	2.5	5.1	4.8	3.8	3.3	1.8	24.2	1
県南西部	倉敷市	2.9	4.0	4.1	3.7	2.7	2.3	1.6	21.3	9
	笠岡市	2.7	5.4	3.3	3.3	2.5	2.3	1.6	21.1	12
	井原市	3.2	2.6	4.5	3.7	2.5	2.8	2.0	21.2	11
	総社市	2.2	3.9	2.9	3.2	2.3	2.4	1.9	18.9	20
	浅口市	2.6	2.9	3.4	2.3	2.1	2.4	1.5	17.2	24
	早島町	2.2	2.9	4.3	3.6	2.9	1.9	1.9	19.6	17
	里庄町	3.1	2.2	4.6	3.0	2.2	2.4	1.6	19.0	19
	矢掛町	1.9	1.7	5.7	3.1	3.0	2.5	1.9	19.8	15
高梁・新見	高梁市	2.3	2.9	3.8	4.2	4.3	3.3	2.5	23.2	4
	新見市	2.7	2.6	5.2	3.8	2.9	2.7	2.6	22.4	7
真庭	真庭市	2.4	2.1	4.7	2.8	2.3	2.9	2.5	19.6	18
	新庄村	1.1	2.1	4.2	4.5	5.3	3.2	2.1	22.5	6
津山・勝英	津山市	2.5	2.4	4.5	3.3	2.6	2.4	2.3	20.1	13
	美作市	4.6	2.4	4.7	3.2	2.8	3.0	2.2	22.9	5
	鏡野町	2.9	1.9	4.2	2.6	2.0	2.8	1.6	18.0	21
	勝央町	1.6	2.1	3.8	3.5	2.3	2.7	1.9	17.9	22
	奈義町	1.2	1.2	3.2	3.3	3.6	2.8	2.3	17.6	23
	西粟倉村	1.3	2.6	5.4	4.9	4.5	3.2	2.1	23.9	2
	久米南町	2.0	2.7	4.7	3.9	3.5	2.3	3.0	22.0	8
	美咲町	1.1	2.7	4.5	5.3	3.6	3.6	2.8	23.6	3

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）」令和２(2020) 年３月末

⑷　県内市町村の要介護度別認定率（年齢調整済み）

（単位：％）

		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計認定率	順位（高率順）
全国		2.6	2.6	3.7	3.2	2.4	2.3	1.7	18.5	
岡山県		2.7	2.9	4.0	3.3	2.5	2.2	1.8	19.4	
県南東部	岡山市	2.9	3.0	4.1	3.9	2.5	2.3	1.9	20.7	2
	玉野市	2.3	2.0	4.6	3.1	3.6	2.0	1.5	19.1	4
	備前市	3.0	2.1	3.9	1.9	1.7	1.8	1.4	15.8	20
	瀬戸内市	2.5	1.9	4.9	2.8	2.3	2.2	1.9	18.6	8
	赤磐市	3.0	2.7	3.3	2.2	2.0	2.1	1.5	16.8	18
	和気町	2.4	0.8	3.7	2.0	1.9	1.9	1.4	14.1	27
	吉備中央町	2.5	2.1	4.1	3.6	2.8	2.4	1.4	18.7	7
県南西部	倉敷市	3.0	4.0	4.2	3.7	2.8	2.3	1.6	21.7	1
	笠岡市	2.4	4.7	2.9	2.8	2.1	1.8	1.3	18.1	9
	井原市	2.8	2.2	3.8	3.0	2.1	2.3	1.6	17.7	14
	総社市	2.3	4.0	2.9	3.2	2.3	2.4	1.9	18.8	6
	浅口市	2.4	2.7	3.1	2.1	1.9	2.2	1.4	15.8	20
	早島町	2.2	2.9	4.4	3.7	2.8	1.9	1.9	19.8	3
	里庄町	3.0	2.1	4.3	2.8	2.0	2.2	1.5	18.0	11
	矢掛町	1.6	1.4	4.7	2.6	2.4	2.0	1.6	16.3	19
高梁・新見	高梁市	1.8	2.3	2.9	3.2	3.1	2.3	1.7	17.3	15
	新見市	2.2	2.1	4.0	2.9	2.1	1.9	1.9	17.1	16
真庭	真庭市	2.0	1.7	3.7	2.2	1.8	2.3	1.9	15.6	22
	新庄村	0.6	1.6	2.9	2.9	3.4	2.4	1.4	15.2	24
津山・勝英	津山市	2.4	2.2	4.1	3.0	2.3	2.1	2.0	18.1	9
	美作市	3.8	1.9	3.8	2.4	2.1	2.3	1.7	18.0	11
	鏡野町	2.5	1.7	3.5	2.2	1.7	2.3	1.2	15.1	25
	勝央町	1.5	1.8	3.3	3.0	1.8	2.3	1.6	15.3	23
	奈義町	1.0	1.0	2.6	2.7	2.9	2.2	1.8	14.2	26
	西粟倉村	1.0	1.9	4.2	4.1	3.3	2.0	1.5	18.0	11
	久米南町	1.5	2.3	3.7	2.8	2.6	1.8	2.2	16.9	17
	美咲町	0.9	2.3	3.7	4.3	2.8	2.8	2.2	19.0	5

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）」令和２(2020) 年３月末、
　　総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

※認定率を比較するため、地域間の人口構造（性・年齢構成）の差による影響を除いて比較可能となるよう、全国の第１号被保険者の性別・年齢階級別の人口構造を用いて調整計算された認定率

⑸　都道府県の要介護度別認定率

（単位：％）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計認定率	順位（高率順）
全国	2.6	2.6	3.7	3.2	2.4	2.3	1.7	18.5	
北海道	3.5	2.9	4.6	3.2	2.1	2.0	1.6	20.0	8
青森県	1.5	1.8	3.8	3.6	2.6	2.6	2.0	17.8	31
岩手県	2.4	2.2	3.8	3.5	2.7	2.7	2.0	19.2	17
宮城県	3.0	2.3	3.8	3.0	2.2	2.4	1.6	18.3	27
秋田県	2.0	2.2	4.3	3.7	3.0	2.8	2.1	20.1	7
山形県	1.6	1.9	3.7	3.5	2.7	2.5	1.9	17.9	30
福島県	2.3	2.5	3.9	3.5	2.7	2.5	1.9	19.2	18
茨城県	1.5	1.8	3.4	2.9	2.3	2.0	1.4	15.4	46
栃木県	1.8	2.3	3.0	2.8	2.2	2.2	1.4	15.8	44
群馬県	2.0	2.1	3.6	3.0	2.4	2.4	1.8	17.3	37
埼玉県	1.8	1.9	3.5	2.7	2.1	1.9	1.4	15.4	47
千葉県	2.2	2.2	3.4	2.8	2.2	2.0	1.4	16.3	42
東京都	3.0	2.6	3.9	3.3	2.4	2.3	1.8	19.4	16
神奈川県	2.3	2.6	3.3	3.3	2.4	2.1	1.5	17.6	33
新潟県	2.0	2.6	3.5	3.3	2.9	2.6	2.0	18.8	23
富山県	2.0	2.1	4.1	3.5	2.8	2.4	1.8	18.7	24
石川県	1.9	2.3	3.9	3.1	2.4	2.2	1.6	17.5	35
福井県	1.4	2.2	3.5	3.5	2.7	2.6	1.7	17.6	34
山梨県	0.7	1.5	2.7	3.5	3.2	2.3	1.5	15.6	45
長野県	1.9	2.3	3.7	2.9	2.3	2.4	1.7	17.2	38
岐阜県	1.9	2.5	3.2	3.1	2.5	2.2	1.5	16.9	39
静岡県	1.8	2.1	3.9	2.8	2.3	2.0	1.3	16.1	43
愛知県	2.4	2.9	3.0	2.9	2.2	2.0	1.3	16.6	40
三重県	2.4	2.4	4.1	3.0	2.5	2.4	1.7	18.5	25
滋賀県	2.1	2.2	3.8	3.3	2.5	2.0	1.5	17.4	36
京都府	2.7	3.3	3.6	4.1	3.0	2.3	1.7	20.8	4
大阪府	4.1	3.2	3.6	3.7	2.6	2.5	1.9	21.7	2
兵庫県	3.8	3.5	3.7	2.9	2.3	2.2	1.6	20.0	10
奈良県	2.5	3.2	3.1	3.4	2.5	2.2	1.4	18.4	26
和歌山県	3.9	3.3	4.1	3.3	2.6	2.6	2.0	21.8	1
鳥取県	2.3	3.2	3.2	3.5	2.6	2.6	2.0	19.4	15
島根県	2.6	2.8	4.6	3.7	2.7	2.5	1.9	20.8	5
岡山県	2.8	3.1	4.2	3.6	2.7	2.4	1.9	20.7	6
広島県	3.3	2.8	3.8	3.1	2.4	2.1	1.7	19.1	19
山口県	2.8	2.5	4.6	3.0	2.2	2.3	1.6	19.0	21
徳島県	2.2	3.1	3.9	3.6	2.8	2.6	1.8	20.0	9
香川県	2.4	3.1	4.0	3.5	2.7	2.3	1.6	19.6	13
愛媛県	3.6	2.8	4.5	3.1	2.4	2.5	2.0	20.9	3
高知県	2.2	2.1	4.2	3.2	2.5	2.6	2.2	19.0	22
福岡県	3.1	2.9	4.1	3.0	2.3	2.3	1.5	19.1	20
佐賀県	2.7	2.7	4.5	2.7	2.3	1.9	1.3	18.2	28
長崎県	2.6	3.0	4.7	3.1	2.6	2.4	1.4	19.9	11
熊本県	2.3	2.6	4.5	3.5	2.6	2.6	1.7	19.8	12
大分県	2.5	2.3	4.2	2.8	2.1	2.4	1.8	18.1	29
宮崎県	1.5	2.0	3.8	2.8	2.4	2.2	1.8	16.4	41
鹿児島県	2.6	2.5	4.2	3.0	2.5	2.7	2.1	19.6	14
沖縄県	1.6	2.5	3.0	3.0	2.8	3.2	1.8	17.7	32

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）」令和２（2020）年３月末

(6) 都道府県の要介護度別認定率（年齢調整済み）

（単位：%）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計 調整済み 認定率	順位 （高率順）
全国	2.6	2.6	3.7	3.2	2.4	2.3	1.7	18.5	
北海道	3.5	2.9	4.6	3.2	2.1	2.0	1.6	19.9	5
青森県	1.4	1.7	3.7	3.5	2.5	2.5	2.0	17.5	30
岩手県	2.2	2.1	3.5	3.2	2.4	2.4	1.8	17.6	28
宮城県	3.0	2.3	3.8	3.0	2.2	2.3	1.5	18.1	16
秋田県	1.9	2.0	3.9	3.3	2.6	2.4	1.9	18.0	19
山形県	1.4	1.7	3.3	3.1	2.4	2.2	1.7	15.8	44
福島県	2.2	2.4	3.7	3.3	2.5	2.4	1.7	18.1	16
茨城県	1.6	2.0	3.6	3.1	2.5	2.1	1.5	16.4	41
栃木県	1.9	2.5	3.2	2.9	2.3	2.3	1.5	16.6	40
群馬県	2.0	2.2	3.7	3.0	2.4	2.4	1.8	17.5	30
埼玉県	2.0	2.2	4.0	3.1	2.5	2.2	1.6	17.6	28
千葉県	2.4	2.3	3.7	3.1	2.5	2.3	1.6	17.9	20
東京都	3.0	2.5	3.9	3.2	2.4	2.4	1.9	19.3	8
神奈川県	2.3	2.7	3.5	3.5	2.5	2.3	1.7	18.6	12
新潟県	1.9	2.4	3.2	3.1	2.6	2.3	1.8	17.3	34
富山県	2.0	2.0	3.9	3.3	2.6	2.2	1.7	17.7	25
石川県	1.9	2.3	3.8	3.1	2.3	2.1	1.6	17.1	35
福井県	1.3	2.1	3.3	3.2	2.5	2.4	1.6	16.3	42
山梨県	0.7	1.5	2.6	3.3	3.0	2.1	1.4	14.6	47
長野県	1.8	2.1	3.3	2.5	2.0	2.0	1.5	15.2	45
岐阜県	1.9	2.5	3.2	3.1	2.5	2.2	1.5	16.8	37
静岡県	1.8	2.1	3.9	2.8	2.3	2.0	1.3	16.1	43
愛知県	2.5	3.0	3.2	3.1	2.4	2.1	1.4	17.7	25
三重県	2.4	2.3	4.0	3.0	2.4	2.3	1.6	18.1	16
滋賀県	2.2	2.3	3.9	3.4	2.5	2.1	1.5	17.8	23
京都府	2.7	3.3	3.6	4.1	3.0	2.3	1.7	20.8	2
大阪府	4.2	3.3	3.7	3.9	2.8	2.7	2.1	22.7	1
兵庫県	3.8	3.5	3.7	2.9	2.4	2.2	1.6	20.2	4
奈良県	2.6	3.3	3.2	3.5	2.6	2.2	1.5	19.0	10
和歌山県	3.7	3.2	3.8	3.1	2.5	2.4	1.9	20.6	3
鳥取県	2.2	3.0	2.9	3.1	2.3	2.2	1.7	17.4	33
島根県	2.4	2.5	3.9	3.1	2.2	2.0	1.6	17.8	23
岡山県	2.7	2.9	4.0	3.3	2.5	2.2	1.8	19.4	6
広島県	3.2	2.7	3.7	3.0	2.3	2.0	1.6	18.6	12
山口県	2.7	2.3	4.3	2.8	2.0	2.1	1.5	17.7	25
徳島県	2.2	3.0	3.7	3.4	2.6	2.3	1.6	18.7	11
香川県	2.3	3.0	3.8	3.3	2.5	2.2	1.5	18.5	15
愛媛県	3.4	2.7	4.2	2.9	2.2	2.2	1.8	19.4	6
高知県	2.1	2.0	3.7	2.8	2.2	2.2	1.9	16.8	37
福岡県	3.1	2.9	4.1	3.1	2.3	2.2	1.4	19.1	9
佐賀県	2.6	2.6	4.2	2.5	2.2	1.7	1.2	17.0	36
長崎県	2.5	2.8	4.5	2.9	2.4	2.2	1.3	18.6	12
熊本県	2.2	2.4	4.1	3.1	2.3	2.2	1.5	17.9	20
大分県	2.4	2.1	3.9	2.6	1.9	2.2	1.6	16.7	39
宮崎県	1.4	1.8	3.5	2.6	2.2	2.0	1.6	15.2	45
鹿児島県	2.4	2.3	3.8	2.6	2.2	2.4	1.8	17.5	30
沖縄県	1.6	2.6	3.0	3.0	2.8	3.2	1.8	17.9	20

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）」令和２(2020) 年３月末、
総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

※認定率を比較するため、地域間の人口構造（性・年齢構成）の差による影響を除いて比較可能となるよう、全国の第１号被保険者の性別・年齢階級別の人口構造を用いて調整計算された認定率

11　サービスの利用状況

(1)　サービス受給者数の推移

（単位：人／月）

区　　分	平成12年度(2000)	平成15年度(2003)	平成18年度(2006)	平成21年度(2009)	平成24年度(2012)	平成27年度(2015)	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)
居宅サービス （対平成30年度比）	26,875 (41.1%)	43,207 (66.1%)	48,862 (74.8%)	53,880 (82.5%)	61,893 (94.7%)	68,966 (105.5%)	65,344 (100.0%)	67,139 (102.7%)	68,022 (104.1%)
地域密着型サービス （対平成30年度比）			3,912 (22.1%)	6,197 (35.0%)	8,514 (48.1%)	10,532 (59.5%)	17,707 (100.0%)	18,124 (102.4%)	18,063 (102.0%)
施設サービス （対平成30年度比）	13,008 (77.7%)	14,343 (85.7%)	14,838 (88.6%)	14,934 (89.2%)	15,793 (94.3%)	16,399 (98.0%)	16,742 (100.0%)	16,739 (100.0%)	16,757 (100.1%)
合計 （対平成30年度比）	39,884 (40.0%)	57,550 (57.7%)	67,612 (67.8%)	75,011 (75.2%)	86,200 (86.4%)	95,897 (96.1%)	99,793 (100.0%)	102,002 (102.2%)	102,842 (103.1%)

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和元～２年度は「同（月報）」
※居宅サービス、地域密着型サービスには、それぞれ介護予防サービス、地域密着型介護予防サービスを含む。
※サービス間の重複利用がある。
※平成12年度の居宅サービス、施設サービス及び平成18年度の地域密着型サービスは11か月分の１か月平均
※令和２年度は３月サービス分から７か月分の１か月平均
※平成28年４月サービス分から、通所介護のうち小規模な通所介護や療養通所介護は、居宅サービスから地域密着型サービスへ移行
※平成29年４月サービス分から、介護予防訪問介護と介護予防通所介護は、介護予防サービスから地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）へ移行（一部市町村は、平成28年３月又は４月サービス分から）

(2)　主な居宅（介護予防）サービスの利用状況

（単位：件／月）

区　　分	平成12年度(2000)	平成15年度(2003)	平成18年度(2006)	平成21年度(2009)	平成24年度(2012)	平成27年度(2015)	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)
訪問介護 （対平成30年度比）	8,396 (57.5%)	19,154 (131.3%)	20,652 (141.5%)	20,339 (139.4%)	21,529 (147.5%)	21,320 (146.1%)	14,592 (100.0%)	14,353 (98.4%)	14,214 (97.4%)
訪問入浴介護 （対平成30年度比）	445 (85.6%)	559 (107.7%)	512 (98.6%)	565 (108.6%)	640 (123.2%)	563 (108.4%)	520 (100.0%)	512 (98.6%)	555 (106.9%)
訪問看護 （対平成30年度比）	3,697 (49.6%)	4,702 (63.1%)	4,520 (60.7%)	4,781 (64.2%)	5,441 (73.0%)	6,162 (82.7%)	7,449 (100.0%)	7,919 (106.3%)	8,322 (111.7%)
訪問リハビリテーション （対平成30年度比）	592 (41.9%)	710 (50.3%)	650 (46.0%)	811 (57.4%)	984 (69.6%)	1,115 (78.9%)	1,413 (100.0%)	1,525 (107.9%)	1,607 (113.7%)
通所介護 （対平成30年度比）	9,927 (49.6%)	16,273 (81.3%)	22,060 (110.3%)	25,239 (126.1%)	29,326 (146.6%)	34,632 (173.1%)	20,008 (100.0%)	20,409 (102.0%)	20,177 (100.8%)
通所リハビリテーション （対平成30年度比）	11,100 (81.8%)	12,187 (89.9%)	11,646 (85.9%)	11,073 (81.6%)	11,276 (83.1%)	12,316 (90.8%)	13,563 (100.0%)	14,177 (104.5%)	13,675 (100.8%)
短期入所 （対平成30年度比）	1,971 (26.4%)	4,034 (54.0%)	4,797 (64.2%)	5,970 (80.0%)	6,673 (89.4%)	7,226 (96.8%)	7,467 (100.0%)	7,505 (100.5%)	6,673 (89.4%)
福祉用具貸与 （対平成30年度比）	2,646 (6.9%)	13,034 (34.2%)	15,458 (40.5%)	18,662 (49.0%)	25,361 (66.5%)	32,660 (85.7%)	38,122 (100.0%)	39,788 (104.4%)	41,292 (108.3%)

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和元～２年度は国保連合会で審査済の介護給付費明細書の数
※件数は、審査決定した請求（介護給付費明細書等）の件数
※平成12年度は11か月分の１か月平均
※令和２年度は３月サービス分から７か月分の１か月平均
※平成28年４月サービス分から、通所介護のうち小規模な通所介護や療養通所介護は、居宅サービスから地域密着型サービスへ移行
※平成29年４月サービス分から、介護予防訪問介護と介護予防通所介護は、介護予防サービスから地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）へ移行（一部市町村は、平成28年３月又は４月サービス分から）

⑶　主な地域密着型（介護予防）サービスの利用状況

（単位：件／月）

区　　分	平成18年度（2006）	平成21年度（2009）	平成24年度（2012）	平成27年度（2015）	平成28年度（2016）	平成29年度（2017）	平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護（対平成30年度比）			4 （1.3%）	130 （47.3%）	155 （56.5%）	222 （80.9%）	274 （100.0%）	280 （102.0%）	290 （105.7%）
夜間対応型訪問介護 （対平成30年度比）	0 （0.0%）	0 （0.0%）	0 （0.0%）	11 （152.3%）	15 （202.3%）	19 （256.8%）	7 （100.0%）	6 （77.3%）	1 （15.6%）
地域密着型通所介護 （対平成30年度比）					6,259 （101.2%）	6,166 （99.7%）	6,183 （100.0%）	6,294 （101.8%）	6,073 （98.2%）
認知症対応型通所介護 （対平成30年度比）	472 （60.7%）	802 （103.2%）	737 （94.9%）	756 （97.3%）	764 （98.3%）	763 （98.2%）	777 （100.0%）	814 （104.8%）	808 （104.0%）
小規模多機能型居宅介護 （対平成30年度比）	127 （3.6%）	1,158 （32.5%）	2,144 （60.1%）	2,999 （84.1%）	3,241 （90.9%）	3,439 （96.5%）	3,564 （100.0%）	3,689 （103.5%）	3,776 （106.0%）
看護小規模多機能型居宅介護 （対平成30年度比）			12 （6.3%）	62 （32.8%）	87 （45.8%）	110 （57.9%）	190 （100.0%）	211 （111.1%）	239 （125.6%）

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和元～２年度は国保連合会で審査済の介護給付費明細書の数

※件数は、審査決定した請求（介護給付費明細書等）の件数

※平成18年度等、サービス開始年度は11か月分の１か月平均

※令和２年度は３月サービス分から７か月分の１か月平均

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護は、平成24年４月サービス分から。

※平成28年４月サービス分から、通所介護のうち小規模な通所介護や療養通所介護（利用定員19人未満）が、居宅サービスから地域密着型通所介護へ移行

⑷　居宅（介護予防）サービス、地域密着型（介護予防）サービスの支給限度基準額に対する平均利用割合

区　　分	支給限度額に対する平均利用割合			平均利用単位数（単位／月）			支給限度基準額（単位／月）	
	平成30年度（2018）	令和元年9月（2019）	令和2年9月（2020）	平成30年度（2018）	令和元年9月（2019）	令和2年9月（2020）	平成26（2014）年4月～	令和元（2019）年10月～
要支援1	34.4%	35.1%	35.8%	1,719	1,758	1,800	5,003	5,032
要支援2	26.0%	26.6%	27.7%	2,727	2,785	2,917	10,473	10,531
要介護1	53.2%	53.7%	56.2%	8,877	8,969	9,423	16,692	16,765
要介護2	62.9%	63.6%	65.8%	12,331	12,473	12,964	19,616	19,705
要介護3	70.6%	71.2%	74.2%	19,004	19,180	20,057	26,931	27,048
要介護4	74.8%	75.5%	79.9%	23,054	23,266	24,706	30,806	30,938
要介護5	78.7%	79.9%	82.7%	28,387	28,827	29,935	36,065	36,217
合計（加重平均）	60.7%	61.2%	63.6%	11,254	11,237	11,691		

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和元年度は「同（月報）」、令和２年度は国保連合会で審査済の介護給付費明細書に係るもの

※居宅（介護予防）サービス及び地域密着型（介護予防）サービスについては、要介護度に応じた「支給限度基準額」（保険対象費用の上限）が設定されている。（ただし、両サービスのうち、（介護予防）居宅療養管理指導及び施設系・居住系のサービスは、対象外）

※「平均利用単位数」は、対象サービスの総利用単位数を利用者数で除して計算（ここでは、居宅介護支援及び介護予防支援（ケアマネジメント）の件数を「利用者数」としている。）

⑸　施設系・居住系のサービスの利用状況等

①　施設系のサービスの利用状況

（単位：件／月）

区　分		平成12年度(2000)	平成15年度(2003)	平成18年度(2006)	平成21年度(2009)	平成24年度(2012)	平成27年度(2015)	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)
広域型（施設サービス）	介護老人福祉施設（対平成30年度比）	6,264 (65.1%)	7,125 (74.0%)	7,981 (82.9%)	8,180 (85.0%)	8,827 (91.7%)	9,428 (97.9%)	9,628 (100.0%)	9,561 (99.3%)	9,543 (99.1%)
	介護老人保健施設（対平成30年度比）	5,224 (78.5%)	5,604 (84.2%)	5,688 (85.5%)	5,911 (88.8%)	6,297 (94.6%)	6,442 (96.8%)	6,654 (100.0%)	6,543 (98.3%)	6,513 (97.9%)
	介護医療院（対平成30年度比）							171 (100.0%)	388 (226.8%)	541 (316.3%)
	介護療養型医療施設（対平成30年度比）	1,899 (361.7%)	2,159 (411.3%)	1,629 (310.3%)	1,120 (213.3%)	816 (155.5%)	688 (131.1%)	525 (100.0%)	419 (79.8%)	323 (61.6%)
	小　計（対平成30年度比）	13,387 (78.8%)	14,888 (87.7%)	15,297 (90.1%)	15,210 (89.6%)	15,940 (93.9%)	16,558 (97.5%)	16,978 (100.0%)	16,910 (99.6%)	16,920 (99.7%)
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（対平成30年度比）				56 (2.9%)	335 (17.3%)	888 (45.9%)	1,610 (83.3%)	1,933 (100.0%)	2,034 (105.2%)	2,065 (106.8%)
合　計（対平成30年度比）		13,387 (70.8%)	14,888 (78.7%)	15,354 (81.2%)	15,545 (82.2%)	16,828 (89.0%)	18,168 (96.1%)	18,911 (100.0%)	18,943 (100.2%)	18,984 (100.4%)

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和元～２年度は国保連合会で審査済の介護給付費明細書の数
※件数は、審査決定した請求（介護給付費明細書等）の件数
※平成12年度の各欄、平成18年度の地域密着型サービス及び平成30年度の介護医療院は11か月分の１か月平均
※令和２年度は３月サービス分から７か月分の１か月平均

②　施設系のサービスの要介護度別の利用状況

（単位：件／月）

区　分		平成12年度(2000)	平成15年度(2003)	平成18年度(2006)	平成21年度(2009)	平成24年度(2012)	平成27年度(2015)	平成30年度(2018)	令和元年9月(2019)	令和2年9月(2020)
施設系のサービス	要支援1	80	10	9	0	0	－	0	－	－
	要支援2			27	1	0	0	－	－	－
	要介護1	1,677	1,198	936	548	735	804	845	919	859
	要介護2	2,195	2,162	1,838	1,651	1,776	1,895	1,751	1,713	1,615
	要介護3	2,605	2,760	3,182	3,277	3,253	3,748	4,229	4,193	4,183
	要介護4	3,582	4,070	4,472	4,524	5,237	5,855	6,332	6,463	6,681
	要介護5	3,256	4,689	4,839	5,545	5,827	5,867	5,740	5,832	5,709
	計　A	13,395	14,888	15,302	15,545	16,828	18,168	18,897	19,120	19,047
	要介護3～5　B	9,443	11,518	12,493	13,346	14,318	15,470	16,301	16,488	16,573
	割合　B/A	70.5%	77.4%	81.6%	85.9%	85.1%	85.1%	86.3%	86.2%	87.0%
	平均要介護度	3.32	3.59	3.67	3.83	3.81	3.78	3.76	3.76	3.78

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和元～２年度は国保連合会で審査済の介護給付費明細書の数
※件数は、審査決定した請求（介護給付費明細書等）の件数
※平成12年度及び平成18年度は11か月分の１か月平均
※令和元～２年度は当月サービス分

③　施設サービスの受給者数

（単位：人／月）

区　分		平成12年度(2000)	平成15年度(2003)	平成18年度(2006)	平成21年度(2009)	平成24年度(2012)	平成27年度(2015)	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)
広域型（施設サービス）	介護老人福祉施設 （対平成30年度比）	6,088 (63.6%)	6,887 (71.9%)	7,731 (80.7%)	8,063 (84.2%)	8,793 (91.8%)	9,400 (98.1%)	9,579 (100.0%)	9,517 (99.4%)	9,511 (99.3%)
	介護老人保健施設 （対平成30年度比）	5,120 (77.8%)	5,410 (82.2%)	5,596 (85.0%)	5,846 (88.8%)	6,253 (95.0%)	6,378 (96.9%)	6,583 (100.0%)	6,471 (98.3%)	6,433 (97.7%)
	介護医療院 （対平成30年度比）							169 (100.0%)	384 (227.3%)	537 (317.8%)
	介護療養型医療施設 （対平成30年度比）	1,800 (346.7%)	2,046 (394.0%)	1,528 (294.1%)	1,092 (210.2%)	814 (156.8%)	681 (131.1%)	519 (100.0%)	414 (79.6%)	318 (61.3%)
	計 （対平成30年度比）	13,008 (77.7%)	14,343 (85.7%)	14,854 (88.7%)	14,934 (89.2%)	15,793 (94.3%)	16,399 (98.0%)	16,742 (100.0%)	16,739 (100.0%)	16,757 (100.1%)

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和元～２年度は「同（月報）」
※平成12年度の各欄及び平成30年度の介護医療院は11か月分の１か月平均
※令和２年度は３月サービス分から７か月分の１か月平均
※平成19年度からは、同一月に２施設以上で施設サービスを受けた場合、施設ごとにそれぞれ受給者数を１人と計上するが、計には１人と計上しているため、４施設の合算と計が一致しない。

④　施設サービスの要介護度別の受給者数

（単位：人／月）

区　分		平成12年 4月(2000)	平成15年 4月(2003)	平成18年度(2006)	平成21年度(2009)	平成24年度(2012)	平成27年度(2015)	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)
広域型（施設サービス）	要支援1	164	13	8	0	0	－	0	－	0
	要支援2			27	1	0	0	－	0	0
	要介護1	1,636	1,170	914	533	710	760	808	859	847
	要介護2	1,969	2,253	1,782	1,579	1,684	1,764	1,659	1,620	1,562
	要介護3	2,330	2,639	3,078	3,133	3,012	3,343	3,735	3,705	3,663
	要介護4	3,244	3,714	4,306	4,332	4,886	5,259	5,542	5,569	5,683
	要介護5	2,795	4,282	4,671	5,356	5,501	5,273	4,998	4,986	5,002
	計　A	12,138	14,071	14,786	14,934	15,793	16,399	16,742	16,739	16,757
	要介護3～5　B	8,369	10,635	12,055	12,821	13,399	13,875	14,275	14,260	14,348
	割合　B/A	68.9%	75.6%	81.5%	85.9%	84.8%	84.6%	85.3%	85.2%	85.6%
	平均要介護度	3.24	3.54	3.67	3.83	3.81	3.76	3.73	3.73	3.74

資料：平成17年度以前は厚生労働省「介護保険事業調査」、平成18～30年度は同「介護保険事業状況報告（年報）」、令和元～２年度は「同（月報）」
※平成18年度は11か月分の１か月平均
※令和２年度は３月サービス分から７か月分の１か月平均

⑤　居住系のサービスの利用状況

（単位：件／月）

区　分		平成12年度(2000)	平成15年度(2003)	平成18年度(2006)	平成21年度(2009)	平成24年度(2012)	平成27年度(2015)	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)
広域型	特定施設入居者生活介護 （対平成30年度比）	（データ無し）	634 (13.7%)	1,793 (38.6%)	3,109 (67.0%)	3,825 (82.4%)	4,200 (90.5%)	4,640 (100.0%)	4,765 (102.7%)	4,824 (104.0%)
地域密着型	認知症対応型共同生活介護 （対平成30年度比）	（データ無し）	1,542 (30.2%)	3,435 (67.2%)	4,025 (78.8%)	4,700 (92.0%)	4,945 (96.8%)	5,111 (100.0%)	5,127 (100.3%)	5,130 (100.4%)
	地域密着型特定施設入居者生活介護 （対平成30年度比）			0 (0.0%)	62 (34.8%)	120 (67.3%)	148 (83.4%)	178 (100.0%)	178 (100.4%)	179 (100.8%)
	小　計 （対平成30年度比）	（データ無し）	1,542 (29.2%)	3,435 (64.9%)	4,087 (77.3%)	4,819 (91.1%)	5,094 (96.3%)	5,289 (100.0%)	5,305 (100.3%)	5,309 (100.4%)
合　計 （対平成30年度比）		（データ無し）	2,176 (21.9%)	5,228 (52.7%)	7,196 (72.5%)	8,644 (87.1%)	9,294 (93.6%)	9,929 (100.0%)	10,070 (101.4%)	10,133 (102.1%)

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和元～２年度は国保連合会で審査済の介護給付費明細書の数
※介護予防を含む。
※件数は、審査決定した請求（介護給付費明細書等）の件数
※平成12～13年度は統計が無い。
※認知症対応型共同生活介護は、平成18年３月サービス分までは居宅サービス、平成18年４月サービス分から地域密着型サービスに位置づけられている。
※平成18年度の地域密着型特定施設入居者生活介護は11か月分の１か月平均
※令和２年度は３月サービス分から７か月分の１か月平均

⑥　居住系のサービスの要介護度別の利用状況

（単位：件／月）

区　分		平成12年度(2000)	平成15年度(2003)	平成18年度(2006)	平成21年度(2009)	平成24年度(2012)	平成27年度(2015)	平成30年度(2018)	令和元年9月(2019)	令和2年9月(2020)
居住系のサービス	要支援1	（データ無し）	68	83	170	241	252	303	326	302
	要支援2			179	336	298	301	340	346	357
	要介護1	（データ無し）	582	1,264	1,391	1,735	1,885	2,180	2,165	2,220
	要介護2	（データ無し）	634	1,279	1,553	1,941	2,155	2,274	2,328	2,318
	要介護3	（データ無し）	483	1,282	1,800	1,853	1,991	2,157	2,155	2,239
	要介護4	（データ無し）	296	818	1,247	1,501	1,564	1,572	1,620	1,656
	要介護5	（データ無し）	114	355	699	1,075	1,146	1,103	1,133	1,066
	計　A	（データ無し）	2,176	5,261	7,196	8,644	9,294	9,929	10,073	10,158
	要介護3～5　B	（データ無し）	892	2,455	3,746	4,428	4,701	4,833	4,908	4,961
	割合　B/A		41.0%	46.7%	52.1%	51.2%	50.6%	48.7%	48.7%	48.8%
	平均要介護度		2.29	2.40	2.53	2.58	2.57	2.49	2.49	2.48

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和元～２年度は国保連合会で審査済の介護給付費明細書の数
※件数は、審査決定した請求（介護給付費明細書等）の件数
※平成12～13年度は統計が無い。
※平成18年度は11か月分の１か月平均、また、経過的要介護は要支援２に含めている。
※令和元～２年度は当月サービス分

12　介護給付費の支給状況等

⑴　介護給付費（介護予防を含む）の推移

（単位：百万円）

区分		第1期計画 ※1、3			第2期計画 ※3			第3期計画 ※1、3			（第4期計画）
		平成12年度（2000）	平成13年度（2001）	平成14年度（2002）	平成15年度（2003）	平成16年度（2004）	平成17年度（2005）	平成18年度（2006）	平成19年度（2007）	平成20年度（2008）	平成21年度（2009）
居宅サービス ※1～5	計画	29,303	35,704	39,982	47,292	52,152	56,550	55,432	57,459	61,635	61,210
	実績	22,523	31,720	39,475	46,242	52,348	56,585	50,064	52,252	55,224	59,795
	計画比	79.4%	90.8%	100.8%	100.1%	101.9%	104.4%	90.3%	90.9%	89.6%	97.7%
地域密着型サービス ※1、2、4	計画							14,041	16,957	19,432	17,786
	実績							9,385	12,153	13,953	15,634
	計画比							66.8%	71.7%	71.8%	87.9%
施設サービス ※1	計画	47,620	52,622	53,279	55,847	58,002	59,832	46,801	47,650	47,995	46,502
	実績	44,549	51,394	52,983	51,535	52,411	49,632	44,243	44,763	44,771	46,576
	計画比	93.6%	97.7%	99.4%	92.3%	90.4%	83.0%	94.5%	93.9%	93.3%	100.2%
その他 ※3	計画	－	－	－	－	－	－	5,335	5,493	5,637	7,240
	実績	752	707	810	1,086	806	2,451	5,495	5,933	6,305	6,956
	計画比	－	－	－	－	－	－	103.0%	108.0%	111.9%	96.1%
合計	計画	76,922	88,325	93,260	103,140	110,154	116,382	121,609	127,559	134,699	132,738
	実績	67,823	83,821	93,268	98,863	105,565	108,668	109,188	115,100	120,254	128,960
	（30年度比）		（49.2%）	（54.7%）	（58.0%）	（61.9%）	（63.7%）	（64.0%）	（67.5%）	（70.5%）	（75.6%）
	計画比	88.2%	94.9%	100.0%	95.9%	95.8%	93.4%	89.8%	90.2%	89.3%	97.2%

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和元年度は「同（月報）」及び長寿社会課調べ

※1　居宅サービス、地域密着型サービスには、それぞれ介護予防サービス、地域密着型介護予防サービスを含む。

※2　平成12年度の居宅サービス、施設サービス及び平成18年度の地域密着型サービスは11か月分

※3　「その他」の内訳は、次のとおりである。

・高額介護(介護予防)サービス費
・高額医療合算介護(介護予防)サービス費［平成20年４月サービス分からで平成21年８月から支給申請受付］
・特定入所者介護(介護予防)サービス費［低所得の施設入所者の補足給付、平成17年10月サービス分から］
・審査支払手数料　等

ただし、第１期及び第２期の「計画」及び「計画比」においては、これらの費用は、居宅サービスに含む。

※4　平成28年４月サービス分から、通所介護のうち小規模な通所介護や療養通所介護は、居宅サービスから地域密着型サービスへ移行

※5　平成29年４月サービス分から、介護予防訪問介護と介護予防通所介護は、介護予防サービスから地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）へ移行（一部市町村は、平成28年３月又は４月サービス分から）

⑵　構成割合

区分	第1期計画 ※1、3			第2期計画 ※3			第3期計画 ※1、3			（第4期計画）
	平成12年度（2000）	平成13年度（2001）	平成14年度（2002）	平成15年度（2003）	平成16年度（2004）	平成17年度（2005）	平成18年度（2006）	平成19年度（2007）	平成20年度（2008）	平成21年度（2009）
居宅サービス ※1～5	33.2%	37.8%	42.3%	46.8%	49.6%	52.1%	45.9%	45.4%	45.9%	46.4%
地域密着型サービス ※1、2、4							8.6%	10.6%	11.6%	12.1%
施設サービス ※1	65.7%	61.3%	56.8%	52.1%	49.6%	45.7%	40.5%	38.9%	37.2%	36.1%
その他 ※3	1.1%	0.8%	0.9%	1.1%	0.8%	2.3%	5.0%	5.2%	5.2%	5.4%

⑴　介護給付費（介護予防を含む）の推移（つづき）

（単位：百万円）

区　分		第4期計画 ※3		第5期計画			第6期計画 ※4、5			第7期計画	
		平成22年度（2010）	平成23年度（2011）	平成24年度（2012）	平成25年度（2013）	平成26年度（2014）	平成27年度（2015）	平成28年度（2016）	平成29年度（2017）	平成30年度（2018）	令和元年度（2019）
居宅サービス ※1～5	計画	64,378	68,000	71,783	75,512	78,922	81,526	74,631	75,686	73,473	75,612
	実績	63,305	66,799	69,945	73,047	76,391	76,966	72,089	71,831	71,300	73,633
	計画比	98.3%	98.2%	97.4%	96.7%	96.8%	94.4%	96.6%	94.9%	97.0%	97.4%
地域密着型サービス ※1、2、4	計画	20,140	22,217	23,025	24,743	26,339	28,810	36,383	39,393	37,683	39,175
	実績	17,503	19,484	21,761	23,727	25,519	26,743	32,809	34,736	36,442	37,667
	計画比	86.9%	87.7%	94.5%	95.9%	96.9%	92.8%	90.2%	88.2%	96.7%	96.1%
施設サービス ※1	計画	48,562	50,731	50,962	52,011	54,606	51,373	51,894	53,144	53,241	53,645
	実績	47,392	48,110	48,850	49,530	50,374	50,369	50,176	51,144	52,886	53,913
	計画比	97.6%	94.8%	95.9%	95.2%	92.3%	98.0%	96.7%	96.2%	99.3%	100.5%
その他 ※3	計画	7,844	8,537	8,277	8,704	9,129	9,638	9,737	10,220	10,510	10,912
	実績	7,307	7,978	8,602	9,062	9,494	9,905	9,836	9,569	9,878	10,545
	計画比	93.2%	93.4%	103.9%	104.1%	104.0%	102.8%	101.0%	93.6%	94.0%	96.6%
合　計	計画	140,924	149,485	154,047	160,969	168,996	171,348	172,645	178,444	174,907	179,345
	実績	135,507	142,372	149,158	155,366	161,778	163,983	164,910	167,280	170,504	175,758
	（30年度比）	（79.5%）	（83.5%）	（87.5%）	（91.1%）	（94.9%）	（96.2%）	（96.7%）	（98.1%）	（100.0%）	（103.1%）
	計画比	96.2%	95.2%	96.8%	96.5%	95.7%	95.7%	95.5%	93.7%	97.5%	98.0%

⑵　構成割合（つづき）

区　分	第4期計画 ※3		第5期計画			第6期計画 ※4、5			第7期計画	
	平成22年度（2010）	平成23年度（2011）	平成24年度（2012）	平成25年度（2013）	平成26年度（2014）	平成27年度（2015）	平成28年度（2016）	平成29年度（2017）	平成30年度（2018）	令和元年度（2019）
居宅サービス ※1～5	46.7%	46.9%	46.9%	47.0%	47.2%	46.9%	43.7%	42.9%	41.8%	41.9%
地域密着型サービス ※1、2、4	12.9%	13.7%	14.6%	15.3%	15.8%	16.3%	19.9%	20.8%	21.4%	21.4%
施設サービス ※1	35.0%	33.8%	32.8%	31.9%	31.1%	30.7%	30.4%	30.6%	31.0%	30.7%
その他 ※3	5.4%	5.6%	5.8%	5.8%	5.9%	6.0%	6.0%	5.7%	5.8%	6.0%

13　県内保険料基準額（月額）の推移

（単位：円／月）

市町村名	市町村合併の年月日	第1期 平成12(2000) －平成14(2002)	第2期 平成15(2003) －平成17(2005)		市町村名	第3期 平成18(2006) －平成20(2008)
岡山市		3,384	3,920		岡山市	4,760
御津町	平成17(2005)/3/22	2,900	2,800			
瀬崎町	平成17(2005)/3/22	2,858	4,200			
建部町	平成19(2007)/1/22	2,900	3,600		建部町	4,870
瀬戸町	平成19(2007)/1/22	3,516	2,419		瀬戸町	3,407
玉野市		3,172	3,600		玉野市	4,400
備前市	平成17(2005)/3/22	2,700	3,700		備前市	4,200
日生町	平成17(2005)/3/22	2,358	3,608			
吉永町	平成17(2005)/3/22	2,600	4,167			
邑久広域連合(牛窓町、邑久町、長船町)	平成16(2004)/11/1	2,741	3,316		瀬戸内市	4,600
山陽町	平成17(2005)/3/7	2,691	3,750		赤磐市	4,100
赤坂町	平成17(2005)/3/7	2,516	3,641			
熊山町	平成17(2005)/3/7	2,058	3,258			
吉井町	平成17(2005)/3/7	3,116	3,975			
和気町	平成18(2006)/3/1	3,150	3,891		和気町	4,267
佐伯町	平成18(2006)/3/1	2,450	2,691			
加茂川町	平成16(2004)/10/1	2,900	3,200		吉備中央町	4,450
賀陽町	平成16(2004)/10/1	2,741	3,308			
倉敷市		3,366	3,920		倉敷市	4,760
船穂町	平成17(2005)/8/1	2,753	3,830			
真備町	平成17(2005)/8/1	3,200	3,825			
笠岡市		2,825	3,484		笠岡市	4,142
井原市		2,900	3,200		井原市	4,100
美星町	平成17(2005)/3/1	2,308	2,900			
芳井町	平成17(2005)/3/1	2,158	3,700			
総社市	平成17(2005)/3/22	3,000	3,400		総社市	4,100
山手村	平成17(2005)/3/22	2,800	4,213			
清音村	平成17(2005)/3/22	2,990	3,705			
金光町	平成18(2006)/3/21	2,904	4,300		浅口市	4,920
鴨方町	平成18(2006)/3/21	2,886	4,280			
寄島町	平成18(2006)/3/21	3,396	4,540			
早島町		2,860	3,140		早島町	3,630
里庄町		3,183	3,980		里庄町	4,390
矢掛町		2,666	3,050		矢掛町	4,300
高梁市	平成16(2004)/10/1	2,708	3,233		高梁市	3,600
有漢町	平成16(2004)/10/1	2,952	3,100			
成羽町	平成16(2004)/10/1	2,550	2,358			
川上町	平成16(2004)/10/1	2,833	3,625			
備中町	平成16(2004)/10/1	2,808	2,450			
阿新広域事務組合(新見市、大佐町、神郷町、哲多町、哲西町)	平成17(2005)/3/31	2,214	2,900		新見市	3,750
北房町	平成17(2005)/3/31	2,208	3,142		真庭市	3,580
勝山町	平成17(2005)/3/31	2,722	2,860			
落合町	平成17(2005)/3/31	2,640	2,907			
湯原町	平成17(2005)/3/31	2,943	3,313			
久世町	平成17(2005)/3/31	2,571	2,974			
美甘村	平成17(2005)/3/31	2,533	3,098			
川上村	平成17(2005)/3/31	2,508	2,100			
八束村	平成17(2005)/3/31	2,880	2,850			
中和村	平成17(2005)/3/31	2,555	3,100			
新庄村		2,257	3,061		新庄村	3,693
津山市		3,307	3,730		津山市	4,268
加茂町	平成17(2005)/2/28	2,866	4,441			
阿波村	平成17(2005)/2/28	2,783	3,325			
勝北町	平成17(2005)/2/28	2,708	3,608			
久米町	平成17(2005)/2/28	2,441	2,816			
勝田町	平成17(2005)/3/31	3,583	3,759		美作市	4,200
大原町	平成17(2005)/3/31	2,700	3,266			
東粟倉村	平成17(2005)/3/31	2,716	3,200			
美作町	平成17(2005)/3/31	2,716	4,167			
作東町	平成17(2005)/3/31	2,733	3,650			
英田町	平成17(2005)/3/31	2,708	3,691			
鏡野町	平成17(2005)/3/1	2,191	3,333		鏡野町	3,535
富村	平成17(2005)/3/1	3,141	3,492			
奥津町	平成17(2005)/3/1	2,075	3,558			
上齋原村	平成17(2005)/3/1	1,925	2,241			
勝央町		2,775	3,584		勝央町	4,383
奈義町		2,733	3,575		奈義町	3,700
西粟倉村		2,728	2,649		西粟倉村	3,500
久米南町		2,450	3,075		久米南町	3,650
中央町	平成17(2005)/3/22	2,625	2,441		美咲町	3,900
旭町	平成17(2005)/3/22	2,058	2,992			
柵原町	平成17(2005)/3/22	3,250	3,917			
岡山県加重平均		3,072	3,663		岡山県加重平均	4,449
全国加重平均		2,911	3,293		全国加重平均	4,090

資料：岡山県長寿社会課

13　県内保険料基準額（月額）の推移（つづき）

（単位：円／月）

市町村名	第4期 平成21(2009) －平成23(2011))	第5期 平成24(2012) －平成26(2014)	第6期 平成27(2015) －平成29(2017)	第7期 平成30(2018) －令和2(2020)	第8期	
					令和3(2021) －令和5(2023)	対前期比伸び率
岡山市	4,760	5,520	6,160	6,160	6,640	7.8%
玉野市	4,000	5,100	6,000	6,000	6,000	0.0%
備前市	4,100	4,700	5,300	5,900	5,600	△ 5.1%
瀬戸内市	4,600	5,400	6,100	6,200	6,200	0.0%
赤磐市	4,200	4,850	5,800	5,900	5,900	0.0%
和気町	4,392	4,465	5,000	5,900	5,900	0.0%
吉備中央町	4,875	5,350	7,200	7,200	6,800	△ 5.6%
倉敷市	4,700	5,430	5,850	6,050	6,250	3.3%
笠岡市	4,142	5,200	5,800	6,420	6,000	△ 6.5%
井原市	4,100	4,800	5,400	5,900	6,300	6.8%
総社市	4,200	4,700	5,200	5,400	5,700	5.6%
浅口市	4,500	4,800	5,300	5,500	5,500	0.0%
早島町	4,660	5,900	6,000	6,000	6,000	0.0%
里庄町	4,680	4,800	4,800	5,200	5,600	7.7%
矢掛町	4,290	5,300	5,800	6,000	5,900	△ 1.7%
高梁市	3,683	4,875	5,600	6,300	6,600	4.8%
新見市	3,800	4,700	5,800	6,000	6,000	0.0%
真庭市	3,630	4,540	5,160	5,670	5,770	1.8%
新庄村	4,208	4,998	5,664	6,200	6,700	8.1%
津山市	4,268	4,910	5,800	5,900	6,000	1.7%
美作市	4,500	5,200	6,450	6,150	6,150	0.0%
鏡野町	3,900	4,200	6,400	6,400	5,900	△ 7.8%
勝央町	4,600	5,100	6,700	6,600	6,600	0.0%
奈義町	4,700	4,700	6,700	6,700	6,700	0.0%
西粟倉村	4,000	4,200	5,500	7,500	7,000	△ 6.7%
久米南町	3,890	4,900	6,280	6,600	6,600	0.0%
美咲町	4,400	5,390	7,800	7,000	6,300	△ 10.0%
岡山県加重平均	4,474	5,224	5,914	6,064	6,271	3.4%
全国加重平均	4,160	4,972	5,514	5,869		

Ⅲ　県全体及び圏域別要介護認定者数等の見込み

※数値は、市町村介護保険事業計画を集計したもの

1　県全体

【前期高齢者数、後期高齢者数】

（単位：人）

区　分		令和2年度（2020）	第8期計画 令和3年度（2021）	第8期計画 令和4年度（2022）	第8期計画 令和5年度（2023）	令和7年度（2025）	令和22年度（2040）
第1号被保険者数	①	573,428	574,639	574,903	575,181	575,265	574,463
前期高齢者(65～74歳)	②	268,497	265,775	255,633	245,012	226,818	243,606
後期高齢者	③	304,931	308,864	319,270	330,169	348,447	330,857
後期高齢者(75～84歳)	④	196,041	197,983	206,081	215,493	231,705	177,820
後期高齢者(85歳～)	⑤	108,890	110,881	113,189	114,676	116,742	153,037
後期高齢者の割合	③／①	53.2%	53.7%	55.5%	57.4%	60.6%	57.6%
うち後期高齢者（85歳以上）の割合	⑤／①	19.0%	19.3%	19.7%	19.9%	20.3%	26.6%

【要支援・要介護認定者数】

（単位：人）

区　分		令和2年度（2020）	第8期計画 令和3年度（2021）	第8期計画 令和4年度（2022）	第8期計画 令和5年度（2023）	令和7年度（2025）	令和22年度（2040）
要　支　援		33,697	34,487	35,148	35,877	37,037	39,715
要支援1		16,120	16,481	16,753	17,108	17,646	18,725
要支援2		17,577	18,006	18,395	18,769	19,391	20,990
要　介　護		84,097	85,584	87,272	88,810	91,780	103,763
要介護1		24,135	24,598	25,115	25,589	26,432	29,268
要介護2		20,190	20,581	20,972	21,335	22,064	24,925
要介護3		15,126	15,328	15,600	15,855	16,402	18,695
要介護4		13,979	14,215	14,497	14,712	15,195	17,496
要介護5		10,667	10,862	11,088	11,319	11,687	13,379
再掲 要介護2以下（軽度）	⑥	78,022	79,666	81,235	82,801	85,533	93,908
再掲 要介護3以上（中重度）	⑦	39,772	40,405	41,185	41,886	43,284	49,570
合　計	⑧	117,794	120,071	122,420	124,687	128,817	143,478
認定率	⑧／①	20.5%	20.9%	21.3%	21.7%	22.4%	25.0%
要介護2以下（軽度）	⑥／①	13.6%	13.9%	14.1%	14.4%	14.9%	16.3%
要介護3以上（中重度）	⑦／①	6.9%	7.0%	7.2%	7.3%	7.5%	8.6%

高齢者数及び要介護認定率の推計（県全体）

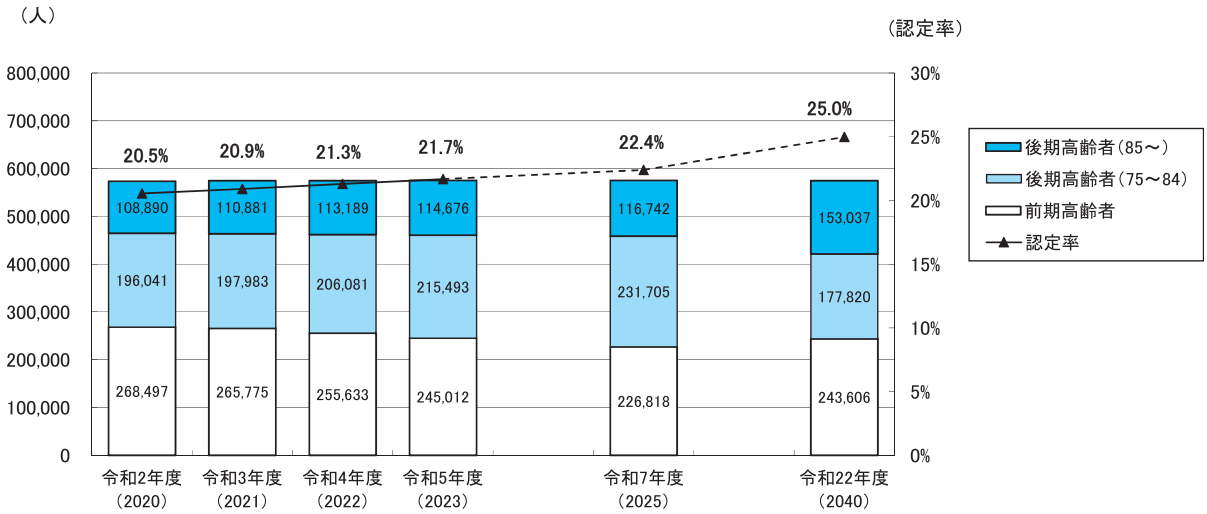

2　県南東部圏域

【前期高齢者数、後期高齢者数】

（単位：人）

区　分	令和2年度（2020）	第8期計画 令和3年度（2021）	第8期計画 令和4年度（2022）	第8期計画 令和5年度（2023）	令和7年度（2025）	令和22年度（2040）
第1号被保険者数　①	258,368	259,487	259,910	260,402	261,187	269,088
前期高齢者(65～74歳)　②	122,065	122,918	117,645	112,158	103,800	118,002
後期高齢者　③	136,303	136,569	142,265	148,244	157,387	151,086
後期高齢者(75～84歳)　④	88,920	88,437	92,790	98,016	106,317	82,917
後期高齢者(85歳～)　⑤	47,383	48,132	49,475	50,228	51,070	68,169
後期高齢者の割合　③／①	52.8%	52.6%	54.7%	56.9%	60.3%	56.1%
うち後期高齢者（85歳以上）の割合　⑤／①	18.3%	18.5%	19.0%	19.3%	19.6%	25.3%

【要支援・要介護認定者数】

（単位：人）

区　分	令和2年度（2020）	第8期計画 令和3年度（2021）	第8期計画 令和4年度（2022）	第8期計画 令和5年度（2023）	令和7年度（2025）	令和22年度（2040）
要　支　援	14,678	15,122	15,455	15,787	16,386	18,217
要支援1	7,473	7,669	7,832	8,009	8,308	9,163
要支援2	7,205	7,453	7,623	7,778	8,078	9,054
要　介　護	38,425	39,274	40,160	40,979	42,517	48,037
要介護1	11,152	11,369	11,617	11,854	12,293	13,729
要介護2	9,360	9,608	9,831	10,046	10,430	11,809
要介護3	6,898	7,041	7,198	7,345	7,621	8,621
要介護4	6,164	6,253	6,402	6,518	6,763	7,713
要介護5	4,851	5,003	5,112	5,216	5,410	6,165
再掲　要介護2以下（軽度）　⑥	35,190	36,099	36,903	37,687	39,109	43,755
再掲　要介護3以上（中重度）　⑦	17,913	18,297	18,712	19,079	19,794	22,499
合　計　⑧	53,103	54,396	55,615	56,766	58,903	66,254
認定率　⑧／①	20.6%	21.0%	21.4%	21.8%	22.6%	24.6%
要介護2以下（軽度）⑥／①	13.6%	13.9%	14.2%	14.5%	15.0%	16.3%
要介護3以上（中重度）⑦／①	6.9%	7.1%	7.2%	7.3%	7.6%	8.4%

高齢者数及び要介護認定率の推計（県南東部圏域）

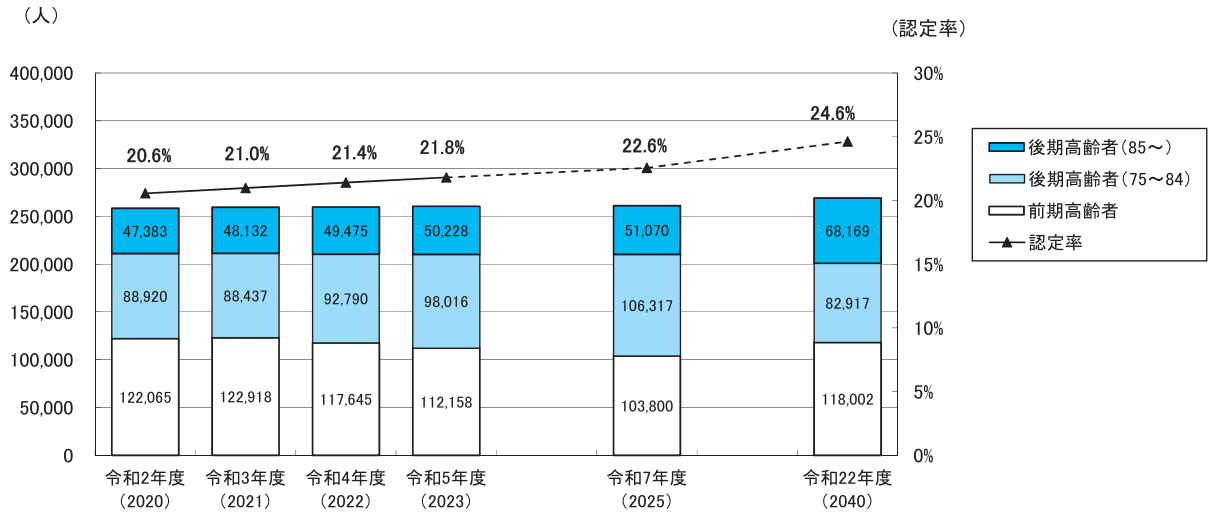

３　県南西部圏域

【前期高齢者数、後期高齢者数】

（単位：人）

区　　分		令和2年度（2020）	第8期計画 令和3年度（2021）	第8期計画 令和4年度（2022）	第8期計画 令和5年度（2023）	令和7年度（2025）	令和22年度（2040）
第1号被保険者数	①	213,752	214,318	214,626	214,897	215,249	219,594
前期高齢者(65～74歳)	②	100,965	98,700	94,923	90,941	83,475	94,357
後期高齢者	③	112,787	115,618	119,703	123,956	131,774	125,237
後期高齢者(75～84歳)	④	74,833	76,647	79,678	83,061	89,426	66,465
後期高齢者(85歳～)	⑤	37,954	38,971	40,025	40,895	42,348	58,772
後期高齢者の割合	③／①	52.8%	53.9%	55.8%	57.7%	61.2%	57.0%
うち後期高齢者（85歳以上）の割合	⑤／①	17.8%	18.2%	18.6%	19.0%	19.7%	26.8%

【要支援・要介護認定者数】

（単位：人）

区　　分		令和2年度（2020）	第8期計画 令和3年度（2021）	第8期計画 令和4年度（2022）	第8期計画 令和5年度（2023）	令和7年度（2025）	令和22年度（2040）
要　支　援		13,990	14,270	14,631	15,034	15,626	16,570
要支援1		5,992	6,103	6,250	6,434	6,696	6,976
要支援2		7,998	8,167	8,381	8,600	8,930	9,594
要　介　護		29,358	30,009	30,774	31,468	32,823	38,978
要介護1		8,428	8,744	9,037	9,274	9,672	11,022
要介護2		7,251	7,359	7,507	7,653	7,983	9,401
要介護3		5,349	5,397	5,500	5,605	5,855	7,070
要介護4		4,928	5,041	5,144	5,230	5,451	6,736
要介護5		3,402	3,468	3,586	3,706	3,862	4,749
再掲 要介護2以下（軽度）	⑥	29,669	30,373	31,175	31,961	33,281	36,993
再掲 要介護3以上（中重度）	⑦	13,679	13,906	14,230	14,541	15,168	18,555
合　　計	⑧	43,348	44,279	45,405	46,502	48,449	55,548
認定率	⑧／①	20.3%	20.7%	21.2%	21.6%	22.5%	25.3%
要介護2以下（軽度）	⑥／①	13.9%	14.2%	14.5%	14.9%	15.5%	16.8%
要介護3以上（中重度）	⑦／①	6.4%	6.5%	6.6%	6.8%	7.0%	8.4%

高齢者数及び要介護認定率の推計（県南西部圏域）

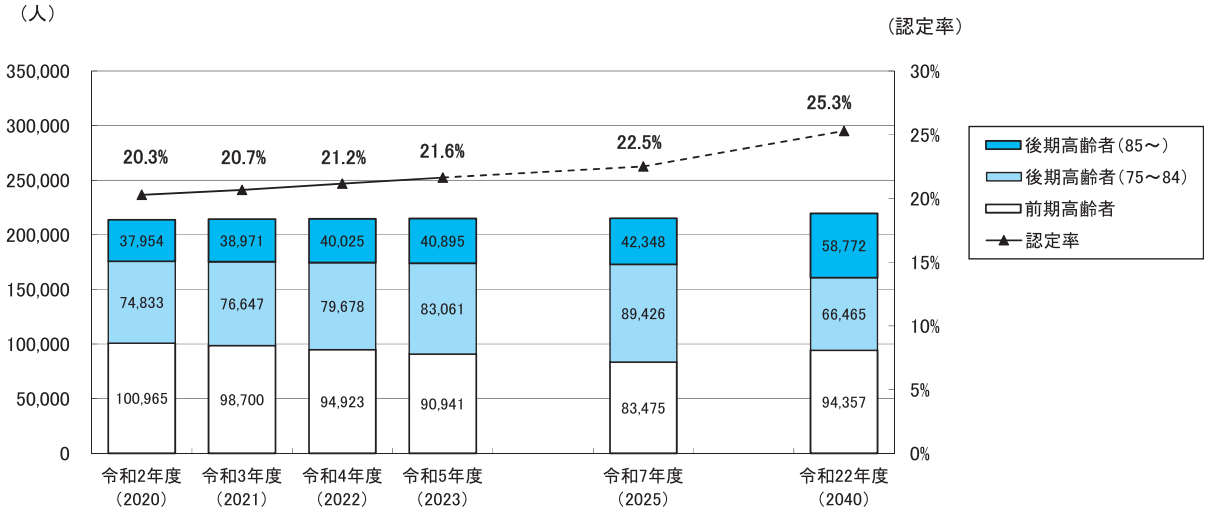

4　高梁・新見圏域

【前期高齢者数、後期高齢者数】

（単位：人）

区　分	令和2年度（2020）	第8期計画 令和3年度（2021）	第8期計画 令和4年度（2022）	第8期計画 令和5年度（2023）	令和7年度（2025）	令和22年度（2040）
第1号被保険者数　①	23,808	23,629	23,449	23,268	22,909	18,062
前期高齢者(65～74歳)　②	9,932	9,709	9,495	9,276	8,846	5,633
後期高齢者　③	13,876	13,920	13,954	13,992	14,063	12,429
後期高齢者(75～84歳)　④	7,714	7,750	7,820	7,893	8,034	6,262
後期高齢者(85歳～)　⑤	6,162	6,170	6,134	6,099	6,029	6,167
後期高齢者の割合　③／①	58.3%	58.9%	59.5%	60.1%	61.4%	68.8%
うち後期高齢者（85歳以上）の割合　⑤／①	25.9%	26.1%	26.2%	26.2%	26.3%	34.1%

【要支援・要介護認定者数】

（単位：人）

区　分	令和2年度（2020）	第8期計画 令和3年度（2021）	第8期計画 令和4年度（2022）	第8期計画 令和5年度（2023）	令和7年度（2025）	令和22年度（2040）
要　支　援	1,295	1,281	1,268	1,261	1,244	1,129
要支援1	632	620	613	609	598	538
要支援2	663	661	655	652	646	591
要　介　護	4,234	4,231	4,226	4,214	4,211	3,989
要介護1	1,058	1,023	1,017	1,011	1,003	941
要介護2	1,002	1,011	1,000	995	989	932
要介護3	856	875	876	873	878	842
要介護4	722	717	724	722	728	695
要介護5	596	605	609	613	613	579
再掲　要介護2以下（軽度）　⑥	3,355	3,315	3,285	3,267	3,236	3,002
再掲　要介護3以上（中重度）　⑦	2,174	2,197	2,209	2,208	2,219	2,116
合　計　⑧	5,529	5,512	5,494	5,475	5,455	5,118
認定率　⑧／①	23.2%	23.3%	23.4%	23.5%	23.8%	28.3%
要介護2以下（軽度）⑥／①	14.1%	14.0%	14.0%	14.0%	14.1%	16.6%
要介護3以上（中重度）⑦／①	9.1%	9.3%	9.4%	9.5%	9.7%	11.7%

高齢者数及び要介護認定率の推計（高梁・新見圏域）

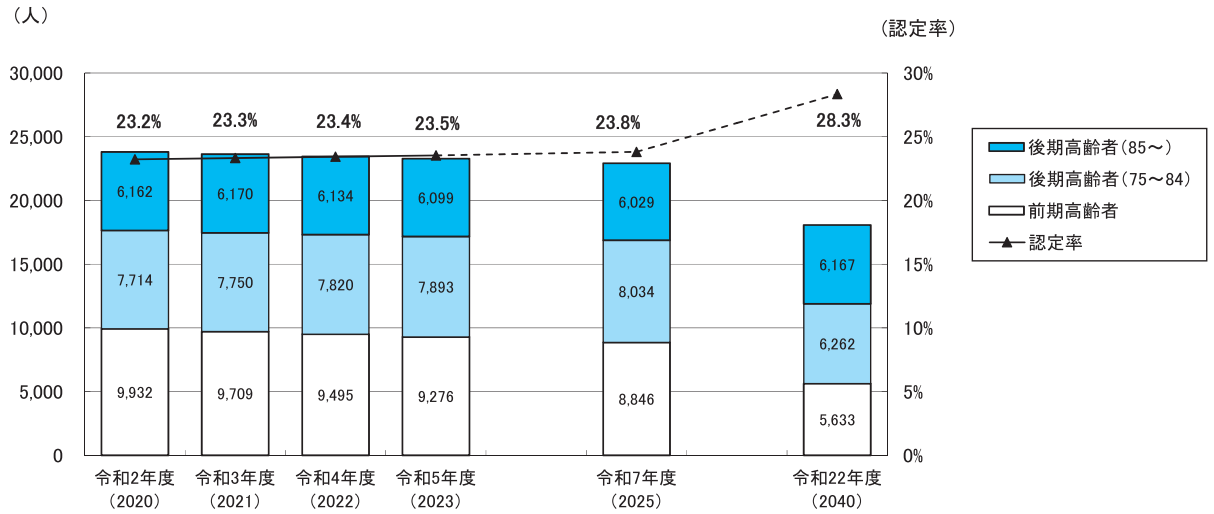

５　真庭圏域

【前期高齢者数、後期高齢者数】

（単位：人）

区　　分		令和2年度（2020）	第8期計画 令和3年度（2021）	第8期計画 令和4年度（2022）	第8期計画 令和5年度（2023）	令和7年度（2025）	令和22年度（2040）
第1号被保険者数	①	17,568	17,481	17,390	17,306	17,129	14,275
前期高齢者(65～74歳)	②	7,788	7,590	7,404	7,221	6,848	4,691
後期高齢者	③	9,780	9,891	9,986	10,085	10,281	9,584
後期高齢者(75～84歳)	④	5,501	5,619	5,735	5,854	6,090	4,867
後期高齢者(85歳～)	⑤	4,279	4,272	4,251	4,231	4,191	4,717
後期高齢者の割合	③／①	55.7%	56.6%	57.4%	58.3%	60.0%	67.1%
うち後期高齢者（85歳以上）の割合	⑤／①	24.4%	24.4%	24.4%	24.4%	24.5%	33.0%

【要支援・要介護認定者数】

（単位：人）

区　　分		令和2年度（2020）	第8期計画 令和3年度（2021）	第8期計画 令和4年度（2022）	第8期計画 令和5年度（2023）	令和7年度（2025）	令和22年度（2040）
要　支　援		774	768	763	760	754	765
要支援1		413	421	418	412	408	416
要支援2		361	347	345	348	346	349
要　介　護		2,653	2,612	2,638	2,647	2,664	2,717
要介護1		777	722	718	716	717	730
要介護2		529	550	561	563	569	574
要介護3		390	383	389	392	395	406
要介護4		530	549	565	573	578	598
要介護5		427	408	405	403	405	409
再掲 要介護2以下（軽度）	⑥	2,080	2,040	2,042	2,039	2,040	2,069
再掲 要介護3以上（中重度）	⑦	1,347	1,340	1,359	1,368	1,378	1,413
合　　計	⑧	3,427	3,380	3,401	3,407	3,418	3,482
認定率	⑧／①	19.5%	19.3%	19.6%	19.7%	20.0%	24.4%
要介護2以下（軽度）	⑥／①	11.8%	11.7%	11.7%	11.8%	11.9%	14.5%
要介護3以上（中重度）	⑦／①	7.7%	7.7%	7.8%	7.9%	8.0%	9.9%

高齢者数及び要介護認定率の推計（真庭圏域）

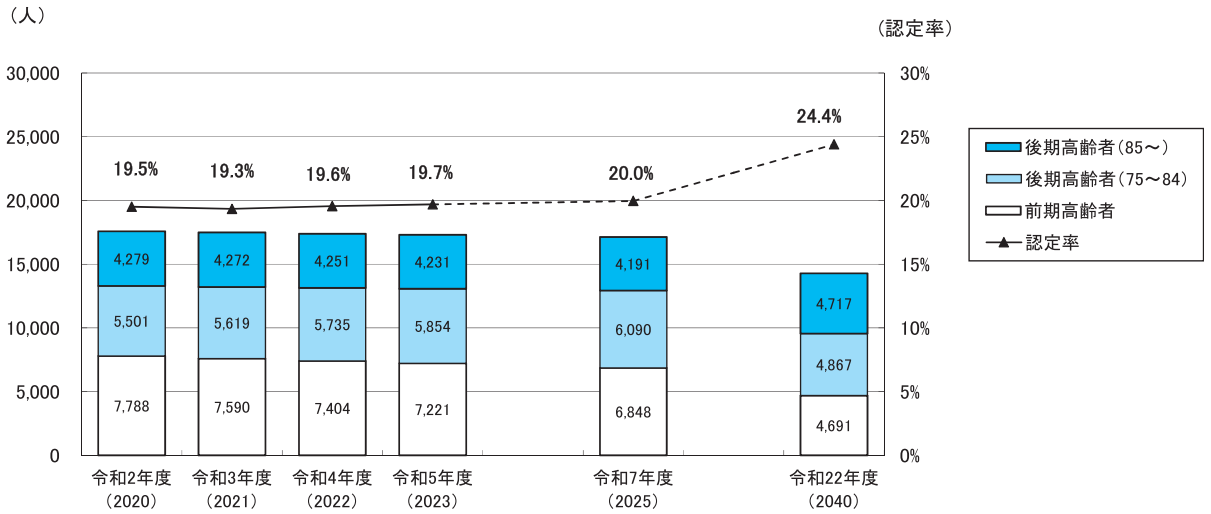

6　津山・勝英圏域

【前期高齢者数、後期高齢者数】

（単位：人）

区　分	令和2年度（2020）	第8期計画 令和3年度（2021）	第8期計画 令和4年度（2022）	第8期計画 令和5年度（2023）	令和7年度（2025）	令和22年度（2040）
第1号被保険者数　①	59,932	59,724	59,528	59,308	58,791	53,444
前期高齢者(65～74歳)　②	27,747	26,858	26,166	25,416	23,849	20,923
後期高齢者　③	32,185	32,866	33,362	33,892	34,942	32,521
後期高齢者(75～84歳)　④	19,073	19,530	20,058	20,669	21,838	17,309
後期高齢者(85歳～)　⑤	13,112	13,336	13,304	13,223	13,104	15,212
後期高齢者の割合　③／①	53.7%	55.0%	56.0%	57.1%	59.4%	60.9%
うち後期高齢者（85歳以上）の割合　⑤／①	21.9%	22.3%	22.3%	22.3%	22.3%	28.5%

【要支援・要介護認定者数】

（単位：人）

区　分	令和2年度（2020）	第8期計画 令和3年度（2021）	第8期計画 令和4年度（2022）	第8期計画 令和5年度（2023）	令和7年度（2025）	令和22年度（2040）
要　支　援	2,960	3,046	3,031	3,035	3,027	3,034
要支援1	1,610	1,668	1,640	1,644	1,636	1,632
要支援2	1,350	1,378	1,391	1,391	1,391	1,402
要　介　護	9,427	9,458	9,474	9,502	9,565	10,042
要介護1	2,720	2,740	2,726	2,734	2,747	2,846
要介護2	2,048	2,053	2,073	2,078	2,093	2,209
要介護3	1,633	1,632	1,637	1,640	1,653	1,756
要介護4	1,635	1,655	1,662	1,669	1,675	1,754
要介護5	1,391	1,378	1,376	1,381	1,397	1,477
再掲　要介護2以下（軽度）　⑥	7,728	7,839	7,830	7,847	7,867	8,089
再掲　要介護3以上（中重度）　⑦	4,659	4,665	4,675	4,690	4,725	4,987
合　計　⑧	12,387	12,504	12,505	12,537	12,592	13,076
認定率　⑧／①	20.7%	20.9%	21.0%	21.1%	21.4%	24.5%
要介護2以下（軽度）⑥／①	12.9%	13.1%	13.2%	13.2%	13.4%	15.1%
要介護3以上（中重度）⑦／①	7.8%	7.8%	7.9%	7.9%	8.0%	9.3%

高齢者数及び要介護認定率の推計（津山・勝英圏域）

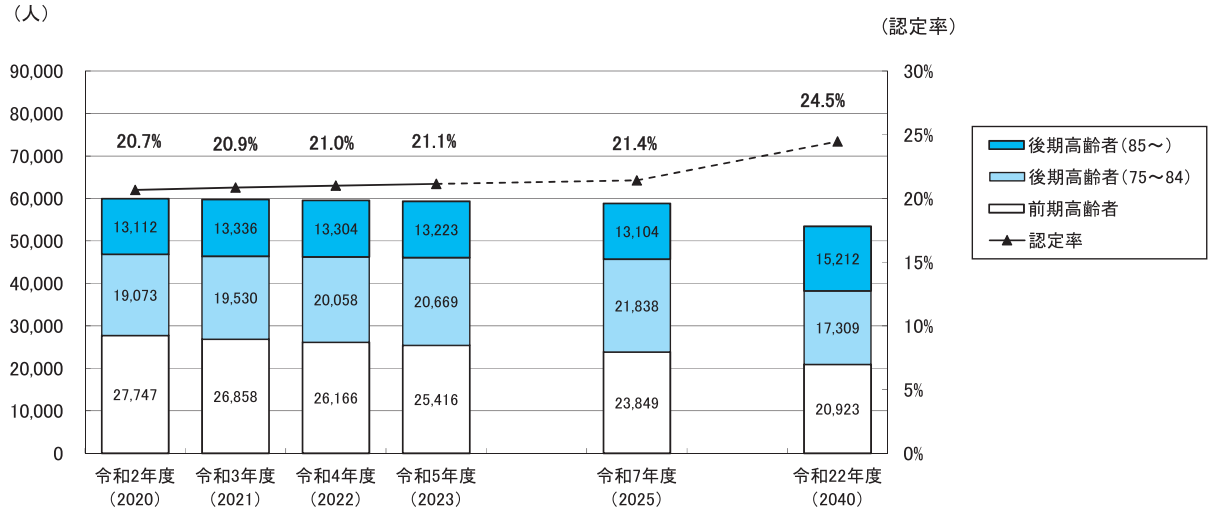

Ⅳ　介護給付等対象サービスの利用実績等

1　介護サービス等給付費の全国平均との比較

次のグラフは、岡山県の第１号被保険者一人当たりの介護給付費の実績（令和元（2019）年９月サービス分）を、全国平均を100とした場合の指数で示して比較したものです。

訪問サービスと居宅介護支援･介護予防支援が全国平均を下回っています。それ以外のサービスの多くは全国平均を上回っています。

(1)　給付費全体（予防給付を含む）

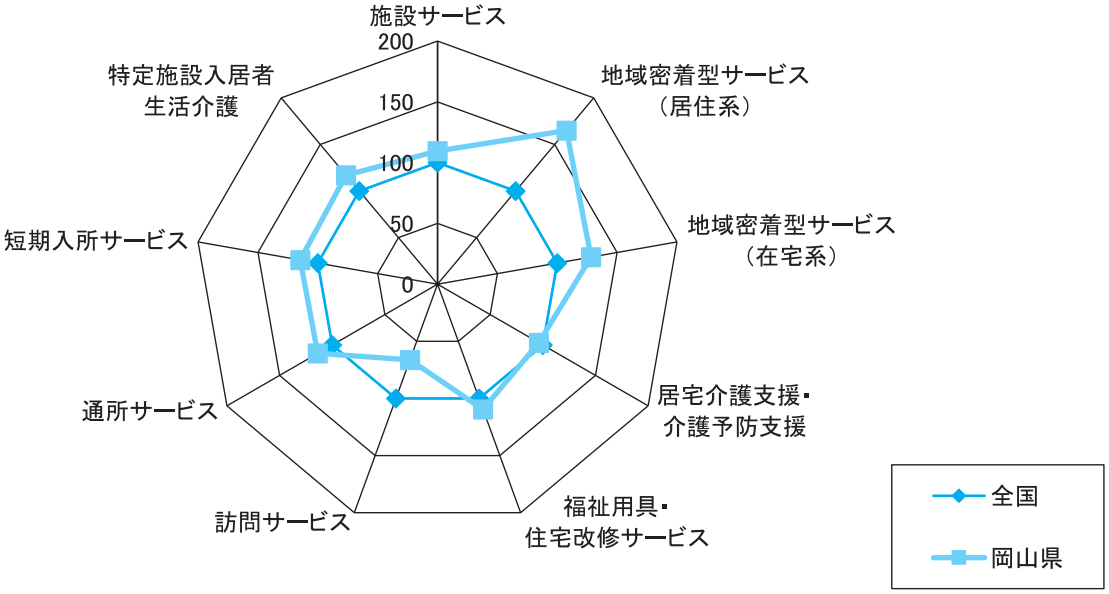

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）」
※地域密着型サービス（居住系）：認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の計
※地域密着型サービス（在宅系）：居住系を除く地域密着型サービスの計
※福祉用具・住宅改修サービス：福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修の計
※訪問サービス：訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導の計
※通所サービス：通所介護、通所リハビリテーションの計
※短期入所サービス：短期入所生活介護、短期入所療養介護の計

⑵　在宅系のサービス　－　居宅サービス、介護予防サービス

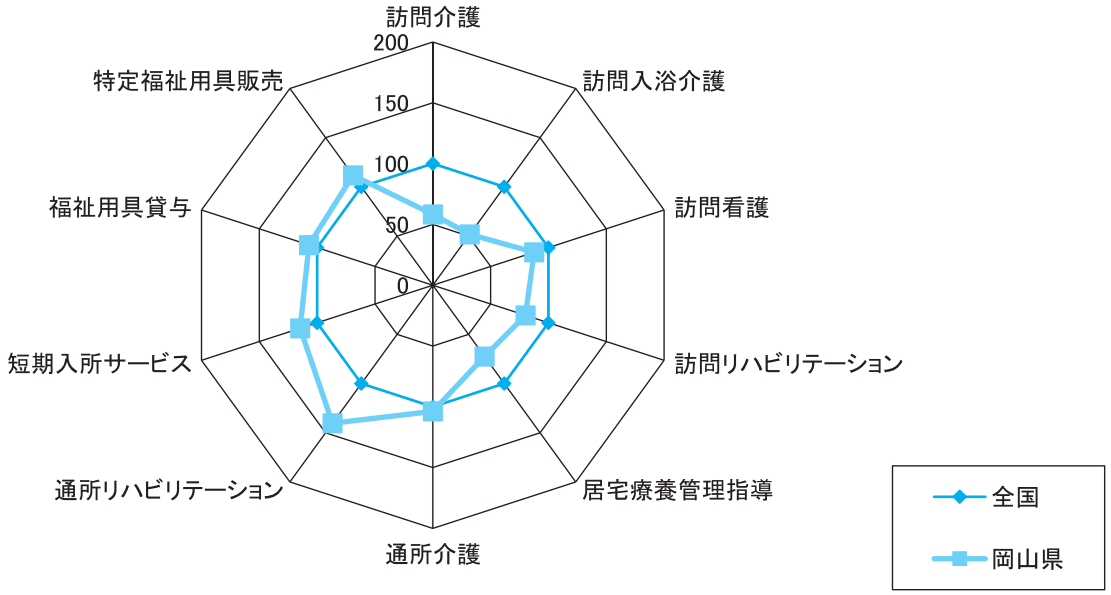

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）」

⑶　在宅系のサービス　－　地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス

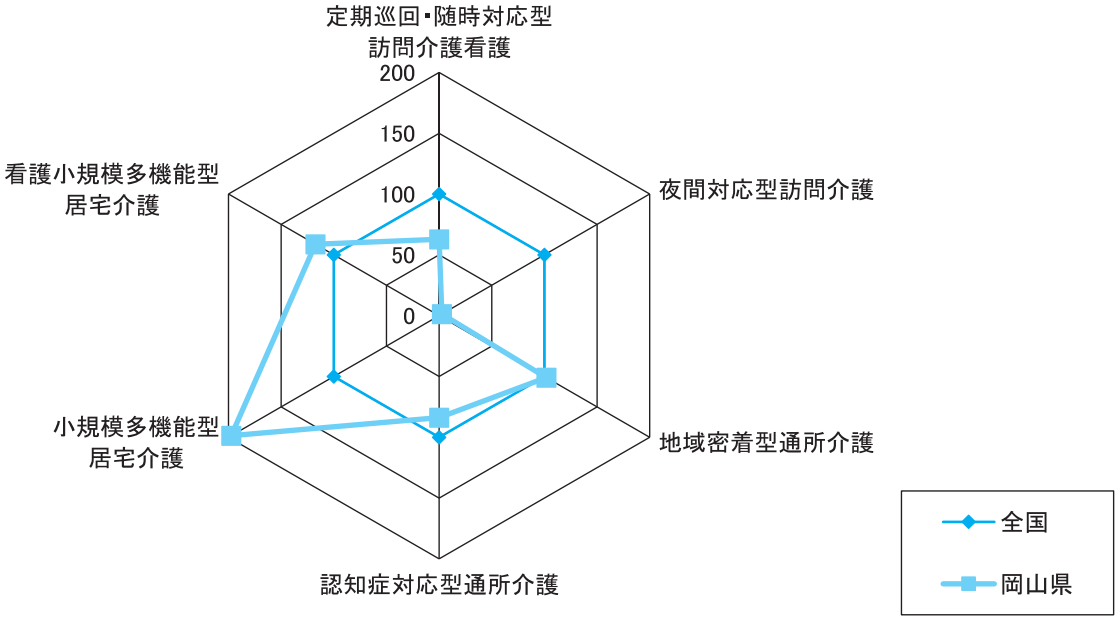

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）」

(4) 施設系・居住系のサービス

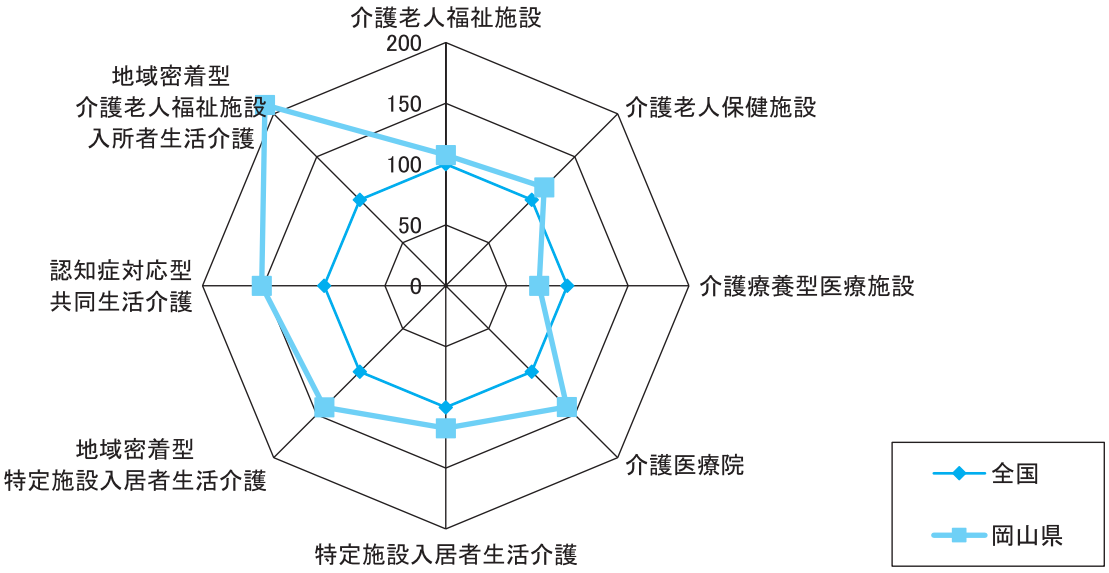

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）」

2　居宅サービス、介護予防サービス（居住系のサービスを除く。）

⑴　訪問介護

介護福祉士等の訪問介護員（ホームヘルパー）等が居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談と助言その他の必要な日常生活上の世話を行うサービスです。

利用の状況

区　　分		訪問介護		
		平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）
計　　画（回/月）		249,503	254,086	258,534
実　　績（回/月）		237,829	238,537	248,908
	対計画比	95.3%	93.9%	96.3%
	対前年度比	98.6%	100.3%	104.3%
	受給者数（人/月）	12,925	12,750	12,677
	対前年度比	98.7%	98.7%	99.4%
	1人当たり利用回数（回/月）	18.4	18.7	19.6
	対前年度比	99.9%	101.7%	104.9%

資料：平成30年度は厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和元～２年度は「同（月報）」
※令和２年度の実績は４月審査分～10月審査分の平均
※平成29年４月サービス分から、介護予防訪問介護は、介護予防サービスから地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）へ移行（一部市町村は、平成28年３月又は４月サービス分から）

事業者指定の状況（４月１日現在の事業所数）

圏域名	訪問介護			
	平成12年4月（2000）	平成30年4月（2018）	平成31年4月（2019）	令和2年4月（2020）
県南東部	110	258	253	259
県南西部	72	149	146	143
高梁・新見	21	15	13	13
真庭	15	9	7	6
津山・勝英	44	51	48	48
県計	262	482	467	469

⑵　訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車等で居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行うサービスです。

利用の状況

区　　分	訪問入浴介護			介護予防訪問入浴介護		
	平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）	平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）
計　　画（回/月）	2,879	2,930	3,034	41	41	42
実　　績（回/月）	2,534	2,540	2,759	44	46	26
対計画比	88.0%	86.7%	90.9%	106.9%	111.6%	61.9%
対前年度比	98.3%	100.3%	108.6%	119.8%	104.4%	56.8%
受給者数（人/月）	506	499	540	8	9	5
対前年度比	97.9%	98.6%	108.3%	110.6%	112.8%	56.6%
1人当たり利用回数（回/月）	5.0	5.1	5.1	5.6	5.2	5.2
対前年度比	100.5%	101.7%	100.3%	108.3%	92.6%	100.4%

資料：平成30年度は厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和元～２年度は「同（月報）」
※令和２年度の実績は４月審査分～10月審査分の平均

事業者指定の状況（４月１日現在の事業所数）

圏域名	訪問入浴介護				介護予防訪問入浴介護		
	平成12年4月（2000）	平成30年4月（2018）	平成31年4月（2019）	令和2年4月（2020）	平成30年4月（2018）	平成31年4月（2019）	令和2年4月（2020）
県南東部	11	6	6	6	6	6	6
県南西部	6	7	7	7	7	7	7
高梁･新見	3	2	1	1	2	2	2
真庭	6	1	1	1	1	1	1
津山･勝英	11	3	3	3	3	2	3
県計	37	19	18	18	19	18	19

⑶　訪問看護、介護予防訪問看護

主治医の指示に基づき、看護師又は保健師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。

利用の状況

区　　分	訪問看護			介護予防訪問看護		
	平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）	平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）
計　　画（回/月）	59,247	61,475	63,460	8,842	9,469	10,145
実　　績（回/月）	58,471	60,984	64,355	8,679	9,406	10,488
対計画比	98.7%	99.2%	101.4%	98.2%	99.3%	103.4%
対前年度比	104.8%	104.3%	105.5%	109.5%	108.4%	111.5%
受給者数（人/月）	6,023	6,394	6,683	1,111	1,209	1,299
対前年度比	104.8%	106.2%	104.5%	107.9%	108.8%	107.5%
1人当たり利用回数（回/月）	9.7	9.5	9.6	7.8	7.8	8.1
対前年度比	100.0%	98.2%	100.9%	101.5%	99.6%	103.7%

資料：平成30年度は厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和元～２年度は「同（月報）」
※令和２年度の実績は４月審査分～10月審査分の平均

事業者指定の状況（４月１日現在の事業所数）

圏域名	訪問看護				介護予防訪問看護		
	平成12年4月（2000）	平成30年4月（2018）	平成31年4月（2019）	令和2年4月（2020）	平成30年4月（2018）	平成31年4月（2019）	令和2年4月（2020）
県南東部		829	848	869	806	825	837
県南西部		487	503	512	481	497	506
高梁･新見		43	43	43	42	42	41
真庭		31	31	32	31	31	31
津山･勝英		135	139	144	132	136	140
県計	613	1,525	1,564	1,600	1,492	1,531	1,555

※保険医療機関の指定があったときに介護保険事業者（指定居宅サービス事業者）の指定があったものとみなされる「みなし指定」の数を含む。

⑷　訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション

主治医の指示に基づき、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うサービスです。

利用の状況

区　　分		訪問リハビリテーション			介護予防訪問リハビリテーション		
		平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）	平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）
計　　画（回/月）		13,464	14,154	14,841	2,818	3,221	3,620
実　　績（回/月）		13,391	14,622	15,851	2,474	2,553	2,585
	対計画比	99.5%	103.3%	106.8%	87.8%	79.3%	71.4%
	対前年度比	110.6%	109.2%	108.4%	107.0%	103.2%	101.3%
	受給者数（人/月）	1,155	1,253	1,334	237	251	241
	対前年度比	109.2%	108.4%	106.5%	105.3%	105.7%	96.3%
	1人当たり利用回数（回/月）	11.6	11.7	11.9	10.4	10.2	10.7
	対前年度比	101.3%	100.7%	101.8%	101.6%	97.6%	105.1%

資料：平成30年度は厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和元～２年度は「同（月報）」
※令和２年度の実績は４月審査分～10月審査分の平均

事業者指定の状況（４月１日現在の事業所数）

圏域名	訪問リハビリテーション				介護予防訪問リハビリテーション		
	平成12年4月（2000）	平成30年4月（2018）	平成31年4月（2019）	令和2年4月（2020）	平成30年4月（2018）	平成31年4月（2019）	令和2年4月（2020）
県南東部		702	714	735	680	694	707
県南西部		405	422	432	400	417	428
高梁･新見		34	34	33	33	33	31
真庭		17	17	18	18	18	18
津山･勝英		108	112	115	105	108	111
県計	389	1,266	1,299	1,333	1,236	1,270	1,295

※保険医療機関の指定があったときに介護保険事業者（指定居宅サービス事業者）の指定があったものとみなされる「みなし指定」の数を含む。

⑸　居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、保健師、看護師、准看護師、管理栄養士が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。

・医師、歯科医師：計画的・継続的な医学的・歯科医学的管理に基づく居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供や利用者等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導と助言

・薬剤師：医師又は歯科医師の指示・薬学的管理指導計画に基づく薬学的な管理と指導

・歯科衛生士、保健師、看護師、准看護師：訪問歯科診療を行った歯科医師の指示・訪問指導計画に基づく口腔内の清掃又は有床義歯の清掃に関する指導

・管理栄養士：計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づく栄養指導

利用の状況

区　　分		居宅療養管理指導			介護予防居宅療養管理指導		
		平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）	平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）
計　　画（人/月）		9,826	10,528	11,139	710	804	854
実　　績（人/月）		9,753	10,384	10,948	649	719	752
	対計画比	99.3%	98.6%	98.3%	91.4%	89.4%	88.1%
	対前年度比	107.1%	106.5%	105.4%	109.1%	110.8%	104.6%

資料：平成30年度は厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和元～２年度は「同（月報）」
※令和２年度の実績は４月審査分～10月審査分の平均

事業者指定の状況（４月１日現在の事業所数）

圏域名	居宅療養管理指導				介護予防居宅療養管理指導		
	平成12年4月（2000）	平成30年4月（2018）	平成31年4月（2019）	令和2年4月（2020）	平成30年4月（2018）	平成31年4月（2019）	令和2年4月（2020）
県南東部		1,571	1,581	1,596	1,527	1,539	1,542
県南西部		961	973	974	941	977	958
高梁･新見		88	87	87	84	83	83
真庭		83	82	82	81	80	79
津山･勝英		281	278	278	276	274	274
県計	2,374	2,984	3,001	3,017	2,909	2,953	2,936

※保険医療機関又は保険薬局の指定があったときに介護保険事業者（指定居宅サービス事業者）の指定があったものとみなされる「みなし指定」の数を含む。

⑹　通所介護

老人デイサービスセンター、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人福祉センター等で、入浴・排せつ・食事等の介護や、生活等に関する相談と助言、健康状態の確認その他の必要な日常生活上の世話、機能訓練を行うサービスです。（利用定員19人以上）

※利用定員19人未満は、地域密着型通所介護です。

利用の状況

区　　分	通所介護		
	平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）
計　　画（回/月）	206,213	211,384	216,902
実　　績（回/月）	205,124	211,208	214,795
対計画比	99.5%	99.9%	99.0%
対前年度比	102.1%	103.0%	101.7%
受給者数（人/月）	18,751	19,126	18,892
対前年度比	101.2%	102.0%	98.8%
1人当たり利用回数（回/月）	10.9	11.0	11.4
対前年度比	100.9%	100.9%	103.0%

資料：平成30年度は厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和元～２年度は「同（月報）」

※令和２年度の実績は４月審査分～10月審査分の平均

※平成29年４月サービス分から、介護予防通所介護は、介護予防サービスから地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）へ移行（一部市町村は、平成28年３月又は４月サービス分から）

事業者指定の状況（４月１日現在の事業所数）

圏域名	通所介護			
	平成12年4月（2000）	平成30年4月（2018）	平成31年4月（2019）	令和2年4月（2020）
県南東部	(132)	213	215	214
県南西部	(89)	147	146	146
高梁･新見	(24)	17	16	17
真庭	(14)	12	12	13
津山･勝英	(31)	46	45	44
県計	(290)	435	434	434

※平成12年４月は、通所介護と通所リハビリテーションの計

⑺　通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設、介護医療院、病院、診療所で、主治医の指示に基づき、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うサービスです。

利用の状況

区　　分		通所リハビリテーション			介護予防通所リハビリテーション		
		平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）	平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）
計　画（回/月）（注）		87,215	89,294	91,438	4,101	4,289	4,497
実　績（回/月）（注）		82,868	84,018	82,118	4,220	4,644	4,514
	対計画比	95.0%	94.1%	89.8%	102.9%	108.3%	100.4%
	対前年度比	99.0%	101.4%	97.7%	109.0%	110.0%	97.2%
	受給者数（人/月）	9,165	9,368	8,996	4,220	4,644	4,514
	対前年度比	99.5%	102.2%	96.0%	109.0%	110.0%	97.2%
	1人当たり利用回数（回/月）	9.0	9.0	9.1	5.9	5.8	5.8
	対前年度比	99.6%	99.2%	101.8%	99.7%	98.8%	100.5%

資料：平成30年度は厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和元～２年度は「同（月報）」
※令和２年度の実績は４月審査分～10月審査分の平均
注：介護予防通所リハビリテーションの計画及び実績は（人/月）、１人当たりは利用日数（日/月）

事業者指定の状況（４月１日現在の事業所数）

圏域名	通所リハビリテーション				介護予防通所リハビリテーション		
	平成12年4月（2000）	平成30年4月（2018）	平成31年4月（2019）	令和2年4月（2020）	平成30年4月（2018）	平成31年4月（2019）	令和2年4月（2020）
県南東部	(132)	1,360	1,385	1,414	1,360	1,385	1,410
県南西部	(89)	838	858	870	837	858	871
高梁･新見	(24)	84	83	84	84	83	83
真庭	(14)	63	63	64	63	63	63
津山･勝英	(31)	222	230	234	222	230	234
県計	(290)	2,567	2,619	2,666	2,566	2,619	2,661

※平成12年４月は、通所介護と通所リハビリテーションの計
※介護老人保健施設、介護医療院の開設許可があったときに指定居宅サービス事業者の指定があったものとみなされる「みなし指定」の数を含む。
※保険医療機関の指定があったときに介護保険事業者（指定居宅サービス事業者）の指定があったものとみなされる「みなし指定」の数を含む。

⑻　短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護

特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設等に短期間入所させ、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練等を行うサービスです。

利用の状況

区　　分	短期入所生活介護			介護予防短期入所生活介護		
	平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）	平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）
計　　画（日/月）	71,855	74,427	76,428	1,212	1,250	1,276
実　　績（日/月）	70,095	70,885	70,093	1,246	1,228	818
対計画比	97.6%	95.2%	91.7%	102.8%	98.3%	64.1%
対前年度比	101.3%	101.1%	98.9%	101.9%	98.6%	66.6%
受給者数（人/月）	6,157	6,139	5,539	219	218	147
対前年度比	101.2%	99.7%	90.2%	105.0%	99.7%	67.3%
1件当たり利用回数（日/月）	11.4	11.5	12.7	5.7	5.6	5.6
対前年度比	100.1%	101.4%	109.6%	97.0%	98.9%	99.0%

資料：平成30年度は厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和元～２年度は「同（月報）」
※令和２年度の実績は４月審査分～10月審査分の平均

事業者指定の状況（４月１日現在の事業所数）

圏域名	短期入所生活介護				介護予防短期入所生活介護		
	平成12年4月（2000）	平成30年4月（2018）	平成31年4月（2019）	令和2年4月（2020）	平成30年4月（2018）	平成31年4月（2019）	令和2年4月（2020）
県南東部	(110)	113	112	114	107	108	110
県南西部	(103)	73	73	75	68	72	73
高梁･新見	(18)	15	15	15	14	14	15
真庭	(16)	10	9	9	9	9	9
津山･勝英	(37)	31	30	30	30	30	30
県計	(284)	242	239	243	228	233	237

※平成12年４月は、短期入所生活介護と短期入所療養介護の計

⑼　短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、診療所、療養病床を有する病院に短期間入所させ、看護、医学的管理の下における介護と機能訓練その他必要な医療・日常生活上の世話を行うサービスです。

利用の状況

区　　分	短期入所療養介護			介護予防短期入所療養介護		
	平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）	平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）
計　　画（日/月）	6,525	6,746	7,002	169	182	188
実　　績（日/月）	5,507	5,637	4,661	95	109	47
対計画比	84.4%	83.6%	66.6%	56.0%	59.6%	24.8%
対前年度比	95.8%	102.4%	82.7%	84.7%	114.7%	43.1%
受給者数（人/月）	775	804	659	21	21	11
対前年度比	98.1%	103.7%	82.0%	88.5%	98.8%	51.9%
1件当たり利用回数（日/月）	7.1	7.0	7.1	4.5	5.2	4.3
対前年度比	97.7%	98.7%	100.9%	95.7%	116.1%	82.9%

資料：平成30年度は厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和元～２年度は「同（月報）」
※令和２年度の実績は４月審査分～10月審査分の平均

事業者指定の状況（４月１日現在の事業所数）

圏域名	短期入所療養介護				介護予防短期入所療養介護		
	平成12年4月（2000）	平成30年4月（2018）	平成31年4月（2019）	令和2年4月（2020）	平成30年4月（2018）	平成31年4月（2019）	令和2年4月（2020）
県南東部	(110)	40	56	53	39	52	49
県南西部	(103)	36	58	58	36	55	57
高梁･新見	(18)	6	7	7	5	7	6
真庭	(16)	7	10	10	7	11	8
津山･勝英	(37)	16	29	30	16	28	27
県計	(284)	105	160	158	103	153	147

※平成12年４月は、短期入所生活介護と短期入所療養介護の計
※保険医療機関（診療所､療養病床を有する病院に限る。）の指定があったときに介護保険事業者（指定居宅サービス事業者）の指定があったものとみなされる「みなし指定」（平成30年度から）の数を含む。
※介護老人保健施設、介護医療院の開設許可又は介護療養型医療施設の指定があったときに指定居宅サービス事業者の指定があったものとみなされる「みなし指定」の数を含む。

⑽　福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与

福祉用具（日常生活上の便宜を図るための用具や機能訓練のための用具であって、日常生活の自立を助けるもの）（車いすや特殊寝台等）のうち厚生労働大臣が定めるものについて、福祉用具専門相談員の助言に基づき貸与するサービスです。

利用の状況

区　　分	福祉用具貸与			介護予防福祉用具貸与		
	平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）	平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）
計　　画（千円/年）	4,282,309	4,400,320	4,494,891	708,997	744,560	783,148
実　　績（千円/年）	4,333,228	4,504,402	4,720,387	735,360	808,098	867,603
対計画比	101.2%	102.4%	105.0%	103.7%	108.5%	110.8%
対前年度比	103.5%	104.0%	104.8%	109.0%	109.9%	107.4%
受給者数（人/月）	27,582	28,552	29,528	9,689	10,525	10,987
対前年度比	103.5%	103.5%	103.4%	107.0%	108.6%	104.4%
1人当たり給付費（千円/人）	13.1	13.1	13.3	6.3	6.4	6.6
対前年度比	100.0%	100.4%	101.3%	101.9%	101.2%	102.9%

資料：平成30年度は厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和元～２年度は「同（月報）」
※令和２年度の実績は４月審査分～10月審査分の平均に12を乗じたもの

事業者指定の状況（４月１日現在の事業所数）

圏域名	福祉用具貸与				介護予防福祉用具貸与		
	平成12年4月（2000）	平成30年4月（2018）	平成31年4月（2019）	令和2年4月（2020）	平成30年4月（2018）	平成31年4月（2019）	令和2年4月（2020）
県南東部	24	38	39	39	38	39	39
県南西部	17	30	29	28	30	29	29
高梁･新見	1	5	6	5	5	6	6
真庭	0	3	3	3	3	3	3
津山･勝英	8	12	12	12	12	12	12
県計	50	88	89	87	88	89	89

⑾　特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売

福祉用具のうち入浴や排せつに使用するもの（貸与になじまない腰掛便座、入浴補助用具、簡易浴槽等）その他の厚生労働大臣が定めるものについて、福祉用具専門相談員の助言に基づき販売するサービスです。

上記により特定福祉用具を購入したときに、現に特定福祉用具の購入に要した費用の額の一部を支給します。

利用の状況

区　　分	特定福祉用具販売			特定介護予防福祉用具販売		
	平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）	平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）
計　　画（千円/年）	208,386	216,189	221,569	75,864	77,190	80,319
実　　績（千円/年）	181,954	177,277	189,564	66,114	64,059	64,634
対計画比	87.3%	82.0%	85.6%	87.1%	83.0%	80.5%
対前年度比	101.9%	97.4%	106.9%	99.8%	96.9%	100.9%
受給件数（件/月）	511	486	507	228	222	220
対前年度比	100.9%	95.0%	104.3%	98.3%	97.1%	99.3%
1件当たり給付費（千円/件）	29.6	30.4	31.2	24.1	24.1	24.5
対前年度比	101.0%	102.5%	102.6%	101.4%	99.8%	101.6%

資料：平成30年度は厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和元～２年度は「同（月報）」
※令和２年度の実績は４月審査分～10月審査分の平均に12を乗じたもの

事業者指定の状況（４月１日現在の事業所数）

圏域名	特定福祉用具販売				特定介護予防福祉用具販売		
	平成12年4月（2000）	平成30年4月（2018）	平成31年4月（2019）	令和2年4月（2020）	平成30年4月（2018）	平成31年4月（2019）	令和2年4月（2020）
県南東部	37	38	39	39	38	39	39
県南西部	22	32	30	29	32	30	30
高梁･新見	5	6	7	6	6	7	7
真庭	4	3	3	3	3	3	3
津山･勝英	13	12	12	12	12	12	12
県計	81	91	91	89	91	91	91

⑿　住宅改修、介護予防住宅改修

手すりの取付け、段差解消その他の厚生労働大臣が定める種類の住宅改修を行ったときに、現に住宅改修に要した費用の額の一部を支給するサービスです。

利用の状況

区　　分		住宅改修			介護予防住宅改修		
		平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）	平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）
計　　画（千円/年）		526,721	554,027	576,888	383,090	404,881	429,484
実　　績（千円/年）		423,111	418,323	405,513	305,284	322,709	279,355
	対計画比	80.3%	75.5%	70.3%	79.7%	79.7%	65.0%
	対前年度比	94.4%	98.9%	96.9%	93.4%	105.7%	86.6%
	受給件数（件/月）	434	434	426	290	306	287
	対前年度比	95.0%	100.0%	98.2%	92.7%	105.4%	93.8%
	1件当たり給付費（千円/件）	81.2	80.3	79.3	87.7	88.0	81.2
	対前年度比	99.4%	98.9%	98.7%	100.8%	100.3%	92.3%

資料：平成30年度は厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和元～２年度は「同（月報）」
※令和２年度の実績は４月審査分～10月審査分の平均に12を乗じたもの

⑬　居宅介護支援、介護予防支援

居宅介護支援は、居宅要介護者の依頼を受けて居宅サービス計画を作成するとともに、計画に基づくサービスの提供が確保されるようサービス事業者その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行うサービスです。また、施設入所を要する場合は施設への紹介その他の便宜の提供を行うサービスです。

居宅サービス計画は、居宅サービスや地域密着型サービス、必要な保健医療・福祉サービス等の適切な利用等ができるよう、心身の状況・環境・本人や家族の希望等を勘案し、利用する居宅サービス等の種類と内容・担当者、本人や家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、健康上や生活上の問題点と解決すべき課題、居宅サービス等の目標と達成時期・提供する日時・留意事項・負担額を定める計画です。

介護予防支援は、居宅要支援者の依頼を受けて介護予防サービス計画を作成するとともに、計画に基づくサービスの提供が確保されるようサービス事業者その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行うサービスです。

介護予防サービス計画は、介護予防サービスや地域密着型介護予防サービス、介護予防・日常生活支援総合事業、介護予防に資する保健医療・福祉サービス等の適切な利用等ができるよう、居宅サービス計画と同様の事項を定める計画です。

利用の状況

区　　分	居宅介護支援			介護予防支援		
	平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）	平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）
計　　画（人/月）	42,970	43,747	44,390	13,958	14,078	14,213
実　　績（人/月）	42,198	42,600	42,906	13,023	13,974	14,279
対計画比	98.2%	97.4%	96.7%	93.3%	99.3%	100.5%
対前年度比	100.9%	101.0%	100.7%	83.0%	107.3%	102.2%

資料：平成30年度は厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和元～２年度は「同（月報）」
※令和２年度の実績は４月審査分～10月審査分の平均

事業者指定の状況（４月１日現在の事業所数）

圏域名	居宅介護支援				介護予防支援		
	平成12年4月（2000）	平成30年4月（2018）	平成31年4月（2019）	令和2年4月（2020）	平成30年4月（2018）	平成31年4月（2019）	令和2年4月（2020）
県南東部	231	318	306	317	13	13	13
県南西部	144	186	187	187	38	39	39
高梁･新見	33	27	25	25	2	2	2
真庭	26	24	24	23	2	2	2
津山･勝英	75	83	82	79	8	8	8
県計	509	638	624	631	63	64	64

３　地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス（施設系・居住系のサービスを除く。）

⑴　定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、介護福祉士等の訪問介護員（ホームヘルパー）等が居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、これらに付随して行われる調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談と助言その他の必要な日常生活上の世話を行うとともに、主治医の指示に基づき、看護師又は保健師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。

訪問介護と訪問看護を一体的に提供する事業所と、訪問看護を行う事業所と連携して訪問介護を提供する事業所があります。

利用の状況

区　　分		定期巡回・随時対応型訪問介護看護		
		平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）
計　　画（人/月）		309	354	415
実　　績（人/月）		269	273	286
	対計画比	86.9%	77.0%	69.0%
	対前年度比	123.1%	101.5%	104.9%

資料：平成30年度は厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和元～２年度は「同（月報）」
※令和２年度の実績は４月審査分～10月審査分の平均

事業者指定の状況（４月１日現在の事業所数）

圏域名	定期巡回・随時対応型訪問介護看護			
	平成24年4月（2012）	平成30年4月（2018）	平成31年4月（2019）	令和2年4月（2020）
県南東部	0	11	11	12
県南西部	0	2	2	2
高梁･新見	0	0	0	0
真庭	0	0	0	0
津山･勝英	0	0	0	0
県計	0	13	13	14

※平成24年４月サービス分から始まったサービス

⑵　夜間対応型訪問介護

夜間において、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、介護福祉士等の訪問介護員（ホームヘルパー）等が居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談と助言その他の必要な日常生活上の世話を行うサービスです。

利用の状況

区　　分	夜間対応型訪問介護		
	平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）
計　　画（人/月）	15	15	15
実　　績（人/月）	7	6	1
対計画比	48.9%	37.8%	7.6%
対前年度比	39.3%	77.3%	20.2%

資料：平成30年度は厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和元～２年度は「同（月報）」
※令和２年度の実績は４月審査分～10月審査分の平均

事業者指定の状況（４月１日現在の事業所数）

圏域名	夜間対応型訪問介護			
	平成18年4月（2006）	平成30年4月（2018）	平成31年4月（2019）	令和2年4月（2020）
県南東部	0	1	1	1
県南西部	0	0	0	0
高梁･新見	0	0	0	0
真庭	0	0	0	0
津山･勝英	0	0	0	0
県計	0	1	1	1

⑶　地域密着型通所介護

老人デイサービスセンター、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人福祉センター等で、入浴・排せつ・食事等の介護や、生活等に関する相談と助言、健康状態の確認その他の必要な日常生活上の世話、機能訓練を行うサービスです。（利用定員19人未満）

※利用定員19人以上は、居宅サービスの通所介護です。

利用の状況

区　　分	地域密着型通所介護		
	平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）
計　　画（回/月）	67,013	68,895	70,459
実　　績（回/月）	62,510	62,946	62,765
対計画比	93.3%	91.4%	89.1%
対前年度比	100.2%	100.7%	99.7%
受給者数（人/月）	5,909	6,025	5,825
対前年度比	100.6%	102.0%	96.7%
1人当たり利用回数（回/月）	10.6	10.4	10.8
対前年度比	99.6%	98.7%	103.1%

資料：平成30年度は厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和元～２年度は「同（月報）」
※令和２年度の実績は４月審査分～10月審査分の平均

事業者指定の状況（４月１日現在の事業所数）

圏域名	地域密着型通所介護			
	平成28年4月（2016）	平成30年4月（2018）	平成31年4月（2019）	令和2年4月（2020）
県南東部	191	186	176	175
県南西部	120	123	114	112
高梁･新見	12	12	12	12
真庭	7	7	7	6
津山･勝英	45	44	37	39
県計	375	372	346	344

※平成28年４月サービス分から、通所介護のうち小規模な通所介護や療養通所介護（利用定員19人未満）が、居宅サービスの通所介護から地域密着型通所介護へ移行

⑷　認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護

認知症である利用者を対象に、老人デイサービスセンター、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人福祉センター等で、入浴・排せつ・食事等の介護や、生活等に関する相談と助言、健康状態の確認その他の必要な日常生活上の世話、機能訓練を行うサービスです。

利用の状況

区　　分	認知症対応型通所介護			介護予防認知症対応型通所介護		
	平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）	平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）
計　　画（回/月）	8,482	8,429	8,737	283	390	481
実　　績（回/月）	8,024	8,294	8,279	97	107	110
対計画比	94.6%	98.4%	94.8%	34.3%	27.5%	22.8%
対前年度比	102.5%	103.4%	99.8%	75.9%	110.4%	102.2%
受給者数（人/月）	747	778	769	16	17	17
対前年度比	101.8%	104.2%	98.9%	76.2%	110.8%	99.0%
1人当たり利用回数（回/月）	10.7	10.7	10.8	6.3	6.2	6.4
対前年度比	100.7%	99.2%	101.0%	99.5%	99.7%	103.2%

資料：平成30年度は厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和元～２年度は「同（月報）」
※令和２年度の実績は４月審査分～10月審査分の平均

事業者指定の状況（４月１日現在の事業所数）

圏域名	認知症対応型通所介護				介護予防認知症対応型通所介護		
	平成18年4月（2006）	平成30年4月（2018）	平成31年4月（2019）	令和2年4月（2020）	平成30年4月（2018）	平成31年4月（2019）	令和2年4月（2020）
県南東部	12	28	24	25	24	20	19
県南西部	8	21	18	17	21	18	19
高梁･新見	2	5	3	3	5	3	3
真庭	4	6	5	5	6	6	5
津山･勝英	5	13	12	8	13	7	7
県計	31	73	62	58	69	54	53

⑸　小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

利用者の心身の状況や環境等に応じて、その選択に基づき、「通い」を中心として、「訪問」や「泊まり」を組み合わせて提供するサービスです。

介護福祉士等の訪問介護員（ホームヘルパー）等の居宅への訪問、又はサービスの拠点への通所や短期間宿泊により、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談と助言、健康状態の確認その他の必要な日常生活上の世話、機能訓練を行うサービスです。

利用の状況

区　　分	小規模多機能型居宅介護			介護予防小規模多機能型居宅介護		
	平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）	平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）
計　　画（人/月）	3,161	3,295	3,442	542	588	628
実　　績（人/月）	3,015	3,124	3,209	485	505	491
対計画比	95.4%	94.8%	93.2%	89.6%	85.9%	78.2%
対前年度比	102.8%	103.6%	102.7%	107.1%	104.1%	97.2%

資料：平成30年度は厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和元～２年度は「同（月報）」
※令和２年度の実績は４月審査分～10月審査分の平均

事業者指定の状況（４月１日現在の事業所数）

圏域名	小規模多機能型居宅介護				介護予防小規模多機能型居宅介護		
	平成18年4月（2006）	平成30年4月（2018）	平成31年4月（2019）	令和2年4月（2020）	平成30年4月（2018）	平成31年4月（2019）	令和2年4月（2020）
県南東部	3	91	93	93	83	86	85
県南西部	1	47	50	52	45	47	49
高梁･新見	0	8	7	7	8	7	7
真庭	0	7	7	7	7	7	7
津山･勝英	0	21	21	21	21	21	21
県計	4	174	178	180	164	168	169

⑹　看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護の組合せにより提供するサービスです。

小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、訪問看護を提供することができる事業者が行うサービスです。

利用の状況

区　　分		看護小規模多機能型居宅介護		
		平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）
計　　画（人/月）		173	330	420
実　　績（人/月）		189	209	235
	対計画比	109.1%	63.3%	56.0%
	対前年度比	173.4%	110.8%	112.5%

資料：平成30年度は厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和元～２年度は「同（月報）」
※令和２年度の実績は４月審査分～10月審査分の平均

事業者指定の状況（４月１日現在の事業所数）

圏域名	看護小規模多機能型居宅介護			
	平成24年4月（2012）	平成30年4月（2018）	平成31年4月（2019）	令和2年4月（2020）
県南東部	0	4	5	5
県南西部	0	3	3	4
高梁･新見	0	1	1	1
真庭	0	0	0	0
津山･勝英	0	0	0	1
県計	0	8	9	11

※平成24年４月サービス分から始まったサービス

４　居住系のサービス

⑴　特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護

指定特定施設（特定施設であって、特定施設入居者生活介護に係る指定に係るもの）に入居している要介護者・要支援者に対し、指定特定施設が、特定施設サービス計画・介護予防特定施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護、洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談と助言その他の日常生活上の世話・支援、機能訓練、療養上の世話を行うサービスです。

※特定施設とは、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホームであって、地域密着型特定施設でないものです。

有料老人ホームには、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を含みます。

利用の状況

区　　分	特定施設入居者生活介護			介護予防特定施設入居者生活介護		
	平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）	平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）
計　　画（人/月）	4,145	4,294	4,487	578	602	624
実　　績（人/月）	3,952	4,070	4,121	611	645	637
対計画比	95.4%	94.8%	91.8%	105.7%	107.2%	102.2%
対前年度比	103.8%	103.0%	101.2%	110.8%	105.6%	98.8%

資料：平成30年度は厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和元～２年度は「同（月報）」
※令和２年度の実績は４月審査分～10月審査分の平均

事業者指定の状況（４月１日現在の事業所数）

圏域名	特定施設入居者生活介護				介護予防特定施設入居者生活介護		
	平成12年4月（2000）	平成30年4月（2018）	平成31年4月（2019）	令和2年4月（2020）	平成30年4月（2018）	平成31年4月（2019）	令和2年4月（2020）
県南東部	3	55	56	56　(2,427)	55	56	56　(2,427)
県南西部	2	44	47	48　(2,415)	43	46	47　(2,385)
高梁・新見	0	4	4	4　(138)	4	4	4　(138)
真庭	0	2	2	2　(82)	2	2	2　(82)
津山・勝英	1	14	14	14　(643)	14	14	14　(643)
県計	6	119	123	124　(5,705)	118	122	123　(5,675)

※令和２年４月の括弧内は、定員（定員は、指定を受けた特定施設全体の入居定員）

⑵　認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

要介護者･要支援者であって認知症であるものに対し､認知症グループホーム（共同生活住居）において、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話・支援、機能訓練を行うサービスです。

利用の状況

区　　分		認知症対応型共同生活介護			介護予防認知症対応型共同生活介護		
		平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）	平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）
計　　画（人/月）		5,087	5,170	5,273	28	30	30
実　　績（人/月）		5,040	5,074	5,085	23	21	20
	対計画比	99.1%	98.2%	96.4%	81.8%	70.6%	66.7%
	対前年度比	101.8%	100.7%	100.2%	112.7%	92.4%	94.5%

資料：平成30年度は厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和元～２年度は「同（月報）」
※令和２年度の実績は４月審査分～10月審査分の平均

事業者指定の状況（４月１日現在の事業所数）

圏域名	認知症対応型共同生活介護				介護予防認知症対応型共同生活介護		
	平成12年4月（2000）	平成30年4月（2018）	平成31年4月（2019）	令和2年4月（2020）	平成30年4月（2018）	平成31年4月（2019）	令和2年4月（2020）
県南東部	13	160	153	152　(2,274)	159	152	152　(2,274)
県南西部	6	122	120	120　(1,959)	121	118	119　(1,954)
高梁･新見	1	16	16	16　(207)	16	16	16　(207)
真庭	1	11	10	10　(135)	9	9	8　(108)
津山･勝英	0	51	47	43　(702)	51	42	43　(702)
県計	21	360	346	341　(5,277)	356	337	338　(5,245)

※令和２年４月の括弧内は、定員
※平成18年３月サービス分までは居宅サービス、平成18年４月サービス分から地域密着型サービス

⑶　地域密着型特定施設入居者生活介護

指定地域密着型特定施設（地域密着型特定施設であって、地域密着型特定施設入居者生活介護に係る指定に係るもの）に入居している要介護者に対し、指定地域密着型特定施設が、地域密着型特定施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護、洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談と助言その他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行うサービスです。

※地域密着型特定施設とは、特定施設であって入居者が要介護者とその配偶者等に限られるもの（介護専用型特定施設）のうち、入居定員が29人以下のものです。

利用の状況

区　　分	地域密着型特定施設入居者生活介護		
	平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）
計　　画（人/月）	173	175	177
実　　績（人/月）	177	177	178
対計画比	102.6%	101.3%	100.4%
対前年度比	111.6%	100.0%	100.2%

資料：平成30年度は厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和元～２年度は「同（月報）」
※令和２年度の実績は４月審査分～10月審査分の平均

事業者指定の状況（４月１日現在の事業所数）

圏域名	地域密着型特定施設入居者生活介護			
	平成18年4月（2006）	平成30年4月（2018）	平成31年4月（2019）	令和2年4月（2020）
県南東部	0	0	0	0　(0)
県南西部	0	2	2	2　(58)
高梁･新見	0	0	0	0　(0)
真庭	0	1	2	1　(20)
津山･勝英	0	4	4	4　(111)
県計	0	7	8	7　(189)

※令和２年４月の括弧内は、定員

５　施設系のサービス

⑴　介護老人福祉施設

入所定員30人以上の特別養護老人ホームであって、入所する要介護者（原則は要介護３～５）に対し、施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行う施設です。

利用の状況

区　　分	介護老人福祉施設		
	平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）
計　　画（人/月）	9,804	9,812	9,814
実　　績（人/月）	9,579	9,517	9,511
対計画比	97.7%	97.0%	96.9%
対前年度比	99.7%	99.4%	99.9%

資料：平成30年度は厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和元～２年度は「同（月報）」
※令和２年度の実績は４月審査分～10月審査分の平均

事業者指定の状況（４月１日現在の事業所数）

圏域名	介護老人福祉施設			
	平成12年4月（2000）	平成30年4月（2018）	平成31年4月（2019）	令和2年4月（2020）
県南東部	39	66	66	66　(4,219)
県南西部	27	44	44	44　(3,025)
高梁･新見	7	12	12	12　(740)
真庭	6	7	7	7　(415)
津山･勝英	16	26	26	26　(1,419)
県計	95	155	155	155　(9,818)

※令和２年４月の括弧内は、定員

（参考）第１号被保険者100人当たりの介護老人福祉施設の定員

区　　分	全　国	岡山県
第1号被保険者数（令和元（2019）年9月末）　①	35,388,434	565,008
介護老人福祉施設の施設数（令和元（2019）年10月1日）	8,234	155
介護老人福祉施設の定員　（令和元（2019）年10月1日）　②	569,410	9,818
第1号被保険者100人当たりの定員　②/①×100	1.61	1.74

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）」、「令和元年介護サービス施設・事業所調査」

⑵　介護老人保健施設

要介護者で、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要である者に対し、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の世話を行う施設です。

利用の状況

区　　分	介護老人保健施設		
	平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）
計　　画（人/月）	6,828	6,894	6,955
実　　績（人/月）	6,583	6,471	6,433
対計画比	96.4%	93.9%	92.5%
対前年度比	101.7%	98.3%	99.4%

資料：平成30年度は厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和元～２年度は「同（月報）」
※令和２年度の実績は４月審査分～10月審査分の平均

事業者指定の状況（４月１日現在の事業所数）

圏域名	介護老人保健施設			
	平成12年4月（2000）	平成30年4月（2018）	平成31年4月（2019）	令和2年4月（2020）
県南東部	27	36	34	34　(2,942)
県南西部	24	33	31	31　(2,477)
高梁･新見	3	4	4	4　(320)
真庭	3	5	4	4　(180)
津山･勝英	12	13	12	12　(693)
県計	69	91	85	85　(6,612)

※令和２年４月の括弧内は、定員

⑶　介護医療院

要介護者で、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の世話を行う施設です。

利用の状況

区　　分		介護医療院		
		平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）
計　　画（人/月）		0	41	253
実　　績（人/月）		169	384	537
	対計画比	―	937.0%	212.3%
	対前年度比	―	227.3%	139.8%

資料：平成30年度は厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和元～２年度は「同（月報）」
※令和２年度の実績は４月審査分～10月審査分の平均

事業者指定の状況（４月１日現在の事業所数）

圏域名	介護医療院			
	平成30年4月（2018）	平成30年4月（2018）	平成31年4月（2019）	令和2年4月（2020）
県南東部	0	0	4	5　（256）
県南西部	0	0	2	2　（45）
高梁・新見	0	0	0	1　（40）
真庭	0	0	2	2　（58）
津山・勝英	0	0	2	3　（97）
県計	0	0	10	13　（496）

※令和２年４月の括弧内は、定員
※平成30年４月サービス分から始まった施設サービス

⑷　介護療養型医療施設

療養病床等を有する病院・診療所であって、療養病床等に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話、機能訓練その他必要な医療を行う施設です。

※法改正により、令和５(2023)年度末が廃止期限とされています。また、平成24(2012)年度から新規指定は行わないこととなっています。

利用の状況

区　　分	介護療養型医療施設		
	平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）
計　　画（人/月）	583	579	470
実　　績（人/月）	519	414	318
対計画比	89.1%	71.4%	67.8%
対前年度比	88.6%	79.6%	77.0%

資料：平成30年度は厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和元～２年度は「同（月報）」
※令和２年度の実績は４月審査分～10月審査分の平均

事業者指定の状況（４月１日現在の事業所数）

圏域名	介護療養型医療施設			
	平成12年4月（2000）	平成30年4月（2018）	平成31年4月（2019）	令和2年4月（2020）
県南東部	45	7	6	4　(50)
県南西部	48	8	5	5　(309)
高梁･新見	4	2	2	1　(32)
真庭	6	1	1	1　(11)
津山･勝英	8	2	1	0　(0)
県計	111	20	15	11　(402)

※令和２年４月の括弧内は、定員

⑸　地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

入所定員29人以下の特別養護老人ホームであって、入所する要介護者（原則は要介護３～５）に対し、地域密着型施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行う施設です。

利用の状況

区　　分		地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護		
		平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）
計　　画（人/月）		2,067	2,130	2,188
実　　績（人/月）		1,931	2,031	2,063
	対計画比	93.4%	95.3%	94.3%
	対前年度比	109.2%	105.2%	101.6%

資料：平成30年度は厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和元～２年度は「同（月報）」
※令和２年度の実績は４月審査分～10月審査分の平均

事業者指定の状況（４月１日現在の事業所数）

圏域名	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護			
	平成18年4月（2006）	平成30年4月（2018）	平成31年4月（2019）	令和2年4月（2020）
県南東部	1	38	40	40　(1,142)
県南西部	0	19	21	22　(586)
高梁･新見	0	3	3	3　(86)
真庭	2	7	7	7　(141)
津山･勝英	1	7	7	7　(159)
県計	4	74	78	79　(2,114)

※令和２年４月の括弧内は、定員

(6) 特別養護老人ホームの入所申込者数

（単位：人）

調査時点	平成29(2017)年6月1日			平成30(2018)年6月1日			平成31(2019)年4月1日			令和2(2020)年4月1日		
区分	在宅者	在宅以外の者	計	在宅者	在宅以外の者	計	在宅者	在宅以外の者	計	在宅者	在宅以外の者	計
要介護3～5	2,564	3,966	6,530	2,422	3,630	6,052	2,398	3,898	6,296	2,282	4,006	6,288
要介護1・2	1,122	1,078	2,200	877	813	1,690	770	770	1,540	677	711	1,388
計	3,686	5,044	8,730	3,299	4,443	7,742	3,168	4,668	7,836	2,959	4,717	7,676

○圏域別内訳

県南東部

（単位：人）

調査時点	平成29(2017)年6月1日			平成30(2018)年6月1日			平成31(2019)年4月1日			令和2(2020)年4月1日		
区分	在宅者	在宅以外の者	計	在宅者	在宅以外の者	計	在宅者	在宅以外の者	計	在宅者	在宅以外の者	計
要介護3～5	1,092	1,506	2,598	1,010	1,282	2,292	1,003	1,418	2,421	1,027	1,510	2,537
要介護1・2	478	435	913	384	277	661	336	305	641	287	259	546
計	1,570	1,941	3,511	1,394	1,559	2,953	1,339	1,723	3,062	1,314	1,769	3,083

県南西部

（単位：人）

調査時点	平成29(2017)年6月1日			平成30(2018)年6月1日			平成31(2019)年4月1日			令和2(2020)年4月1日		
区分	在宅者	在宅以外の者	計	在宅者	在宅以外の者	計	在宅者	在宅以外の者	計	在宅者	在宅以外の者	計
要介護3～5	997	1,661	2,658	974	1,600	2,574	929	1,700	2,629	925	1,636	2,561
要介護1・2	467	417	884	373	365	738	314	336	650	314	314	628
計	1,464	2,078	3,542	1,347	1,965	3,312	1,243	2,036	3,279	1,239	1,950	3,189

高梁・新見

（単位：人）

調査時点	平成29(2017)年6月1日			平成30(2018)年6月1日			平成31(2019)年4月1日			令和2(2020)年4月1日		
区分	在宅者	在宅以外の者	計	在宅者	在宅以外の者	計	在宅者	在宅以外の者	計	在宅者	在宅以外の者	計
要介護3～5	127	266	393	144	292	436	155	317	472	65	393	458
要介護1・2	68	89	157	50	68	118	34	67	101	18	61	79
計	195	355	550	194	360	554	189	384	573	83	454	537

真庭

（単位：人）

調査時点	平成29(2017)年6月1日			平成30(2018)年6月1日			平成31(2019)年4月1日			令和2(2020)年4月1日		
区分	在宅者	在宅以外の者	計	在宅者	在宅以外の者	計	在宅者	在宅以外の者	計	在宅者	在宅以外の者	計
要介護3～5	96	167	263	78	154	232	73	161	234	44	185	229
要介護1・2	22	28	50	17	30	47	23	24	47	17	31	48
計	118	195	313	95	184	279	96	185	281	61	216	277

津山・勝英

（単位：人）

調査時点	平成29(2017)年6月1日			平成30(2018)年6月1日			平成31(2019)年4月1日			令和2(2020)年4月1日		
区分	在宅者	在宅以外の者	計	在宅者	在宅以外の者	計	在宅者	在宅以外の者	計	在宅者	在宅以外の者	計
要介護3～5	252	366	618	216	302	518	238	302	540	221	282	503
要介護1・2	87	109	196	53	73	126	63	38	101	41	46	87
計	339	475	814	269	375	644	301	340	641	262	328	590

資料：岡山県長寿社会課

※県内の特別養護老人ホーム（地域密着型を含む。）に入所申込をしているものの、調査時点で当該施設に入所していない県民の数

※重複申込等（複数の施設への申込、申込後の死亡等）を除いて、入所申込者の実数に近づけている。

(7)　ユニット型の入所定員の推移（圏域別）

区分		平成29（2017）年4月1日			令和2（2020）年4月1日			増減		
		入所定員合計（人）	ユニット型（人）	割合	入所定員合計（人）	ユニット型（人）	割合	入所定員合計（人）	ユニット型（人）	割合（ポイント）
介護老人福祉施設	県南東部	4,129	1,429	34.6%	4,219	1,429	33.9%	90	0	△ 0.7
	県南西部	2,970	1,120	37.7%	3,025	1,150	38.0%	55	30	0.3
	高梁・新見	740	410	55.4%	740	410	55.4%	0	0	0.0
	真庭	415	35	8.4%	415	35	8.4%	0	0	0.0
	津山・勝英	1,419	476	33.5%	1,419	606	42.7%	0	130	9.2
	計	9,673	3,470	35.9%	9,818	3,630	37.0%	145	160	1.1
介護老人保健施設	県南東部	2,925	273	9.3%	2,942	370	12.6%	17	97	3.2
	県南西部	2,444	100	4.1%	2,477	200	8.1%	33	100	4.0
	高梁・新見	320	0	0.0%	320	0	0.0%	0	0	0.0
	真庭	220	0	0.0%	180	0	0.0%	△ 40	0	0.0
	津山・勝英	686	0	0.0%	693	0	0.0%	7	0	0.0
	計	6,595	373	5.7%	6,612	570	8.6%	17	197	3.0
介護医療院	県南東部				256	63	24.6%	256	63	24.6
	県南西部				45	0	0.0%	45	0	0.0
	高梁・新見				40	0	0.0%	40	0	0.0
	真庭				58	0	0.0%	58	0	0.0
	津山・勝英				97	0	0.0%	97	0	0.0
	計				496	63	12.7%	496	63	12.7
介護療養型医療施設	県南東部	115	0	0.0%	50	0	0.0%	△ 65	0	0.0
	県南西部	344	0	0.0%	309	0	0.0%	△ 35	0	0.0
	高梁・新見	38	0	0.0%	32	0	0.0%	△ 6	0	0.0
	真庭	11	0	0.0%	11	0	0.0%	0	0	0.0
	津山・勝英	104	0	0.0%	0	0	0.0%	△ 104	0	0.0
	計	612	0	0.0%	402	0	0.0%	△ 210	0	0.0
地域密着型介護老人福祉施設	県南東部	939	919	97.9%	1,142	1,122	98.2%	203	203	0.4
	県南西部	412	383	93.0%	586	557	95.1%	174	174	2.1
	高梁・新見	86	86	100.0%	86	86	100.0%	0	0	0.0
	真庭	129	109	84.5%	141	109	77.3%	12	0	△ 7.2
	津山・勝英	158	89	56.3%	159	89	56.0%	1	0	△ 0.4
	計	1,724	1,586	92.0%	2,114	1,963	92.9%	390	377	0.9
合計	県南東部	8,108	2,621	32.3%	8,609	2,984	34.7%	501	363	2.3
	県南西部	6,170	1,603	26.0%	6,442	1,907	29.6%	272	304	3.6
	高梁・新見	1,184	496	41.9%	1,218	496	40.7%	34	0	△ 1.2
	真庭	775	144	18.6%	805	144	17.9%	30	0	△ 0.7
	津山・勝英	2,367	565	23.9%	2,368	695	29.3%	1	130	5.5
	計	18,604	5,429	29.2%	19,442	6,226	32.0%	838	797	2.8
（再掲）介護老人福祉施設 と 地域密着型介護老人福祉施設	県南東部	5,068	2,348	46.3%	5,361	2,551	47.6%	293	203	1.3
	県南西部	3,382	1,503	44.4%	3,611	1,707	47.3%	229	204	2.8
	高梁・新見	826	496	60.0%	826	496	60.0%	0	0	0.0
	真庭	544	144	26.5%	556	144	25.9%	12	0	△ 0.6
	津山・勝英	1,577	565	35.8%	1,578	695	44.0%	1	130	8.2
	計	11,397	5,056	44.4%	11,932	5,593	46.9%	535	537	2.5

6　地域支援事業

（単位：千円）

区　　分		平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）
地域支援事業費	計画	10,034,357	10,280,906	10,514,223
	実績	8,279,648	8,420,158	9,637,074
	対計画比	82.5%	81.9%	91.7%
	対前年度比	148.3%	101.7%	114.5%
介護予防事業（介護予防・日常生活支援総合事業）	計画	6,031,307	6,231,529	6,422,184
	実績	5,324,244	5,333,587	5,621,929
	対計画比	88.3%	85.6%	87.5%
	対前年度比	187.3%	100.2%	105.4%
包括的支援事業・任意事業	計画	4,003,050	4,049,377	4,092,039
	実績	2,955,404	3,086,571	4,015,145
	対計画比	73.8%	76.2%	98.1%
	対前年度比	107.9%	104.4%	130.1%

資料：岡山県長寿社会課
※　令和２（2020）年度実績は見込み額

地域支援事業の全体像

※介護（予防）給付の財源構成において、施設等給付の場合は、国20％、県17.5％

Ⅴ　介護保険制度の概要

1　介護保険制度の仕組み

介護保険の保険者は、市町村であり、制度運営を主体として行い、国、県、医療保険者、年金保険者が重層的に支え合う構造となっています。国と県は、財政負担を行うほか、市町村の制度運営を支援します。サービス提供体制についても、市町村が「介護保険事業計画」で定める目標の達成を支援します。

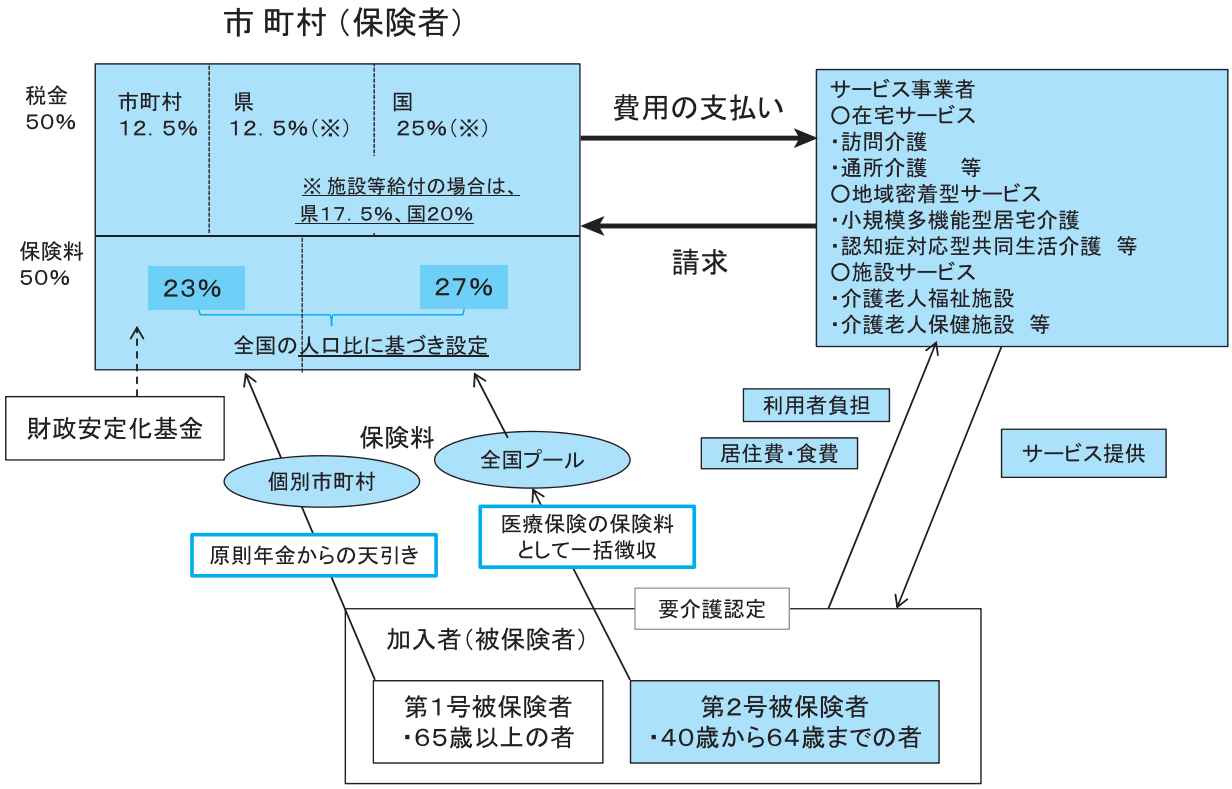

２　保険給付の全体像

介護保険の保険給付（サービス）には、要介護者に対する介護給付、要支援者に対する予防給付、市町村が独自に行う市町村特別給付があります。介護サービスの費用は、一部を利用者が負担し、残りが介護保険から給付されます。ただし、施設サービス等の食費・居住費・滞在費は原則として保険給付の対象外です。介護保険の給付は、医療保険・後期高齢者医療制度の給付や公費負担医療制度等に優先しますが、労働災害や公務災害については、その給付が介護保険に優先します。

また、市町村は、介護予防を目的とした地域支援事業を行うとともに、第１号被保険者の保険料（65歳以上の人が納める保険料）を財源として、被保険者や家族等の介護者を対象として保健福祉事業を実施することができます。

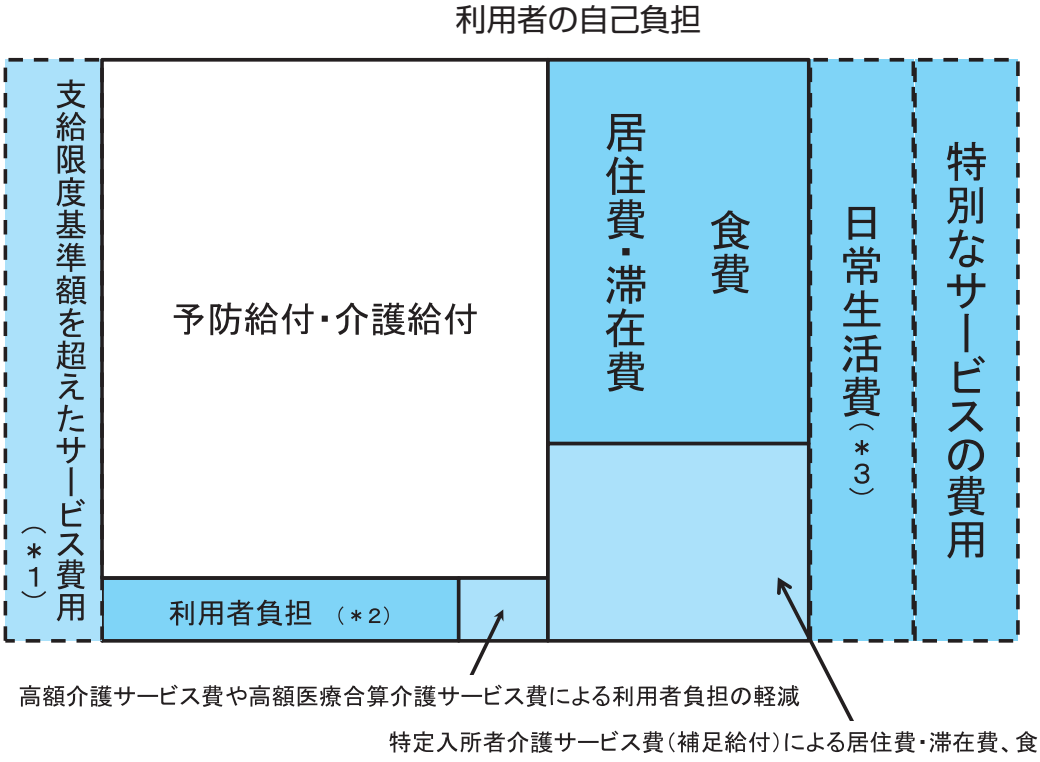

※１：在宅サービスについては、要介護度に応じた支給限度基準額（保険対象費用の上限）が設定されている。

※２：サービス計画作成等のケアマネジメント（居宅介護支援・介護予防支援）は全額が保険給付される。

※３：日常生活費とは、サービスの一環で提供される日常生活上の便宜のうち、日常生活で通常必要となる費用（例：理美容代、教養娯楽費用、預かり金の管理費用など）

３　介護サービスの利用の手続

被保険者が介護保険の給付を受けるためには、市町村の認定を受ける必要があります。「要介護者」又は「要支援者」と認定された被保険者に対し、介護の必要の程度（及び状態の維持・改善可能性）に応じたサービスが保険給付される仕組みです。「要介護者」とは常時介護を必要とする状態の人、「要支援者」とは家事や身支度等の日常生活に支援を必要とする状態の人です。市町村は、認定のための審査・判定の機関として、介護認定審査会を設置します。

サービス利用の手続

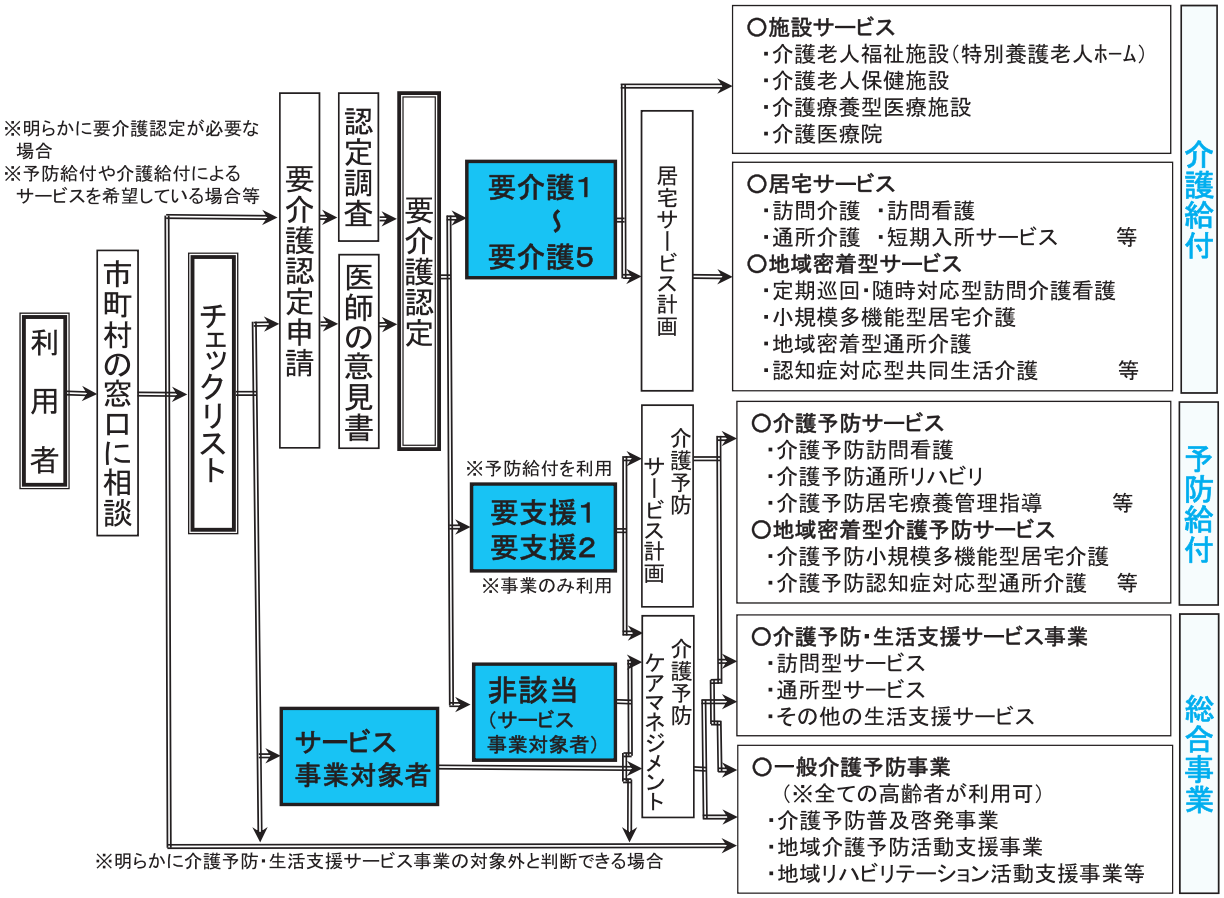

介護給付等対象サービス等の種類

在宅系サービス　居住系サービス　施設系サービス

区分	介護給付のサービスの種類	予防給付のサービスの種類
市町村が指定・監督を行うサービス等	**◎地域密着型サービス** ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○看護小規模多機能型居宅介護 ○地域密着型通所介護 ○認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム） ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特養） **◎居宅介護支援**（ケアプラン作成）	**◎地域密着型介護予防サービス** ○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム） **◎介護予防支援**（介護予防ケアプラン作成）
県・指定都市・中核市が指定・監督を行うサービス等	**◎居宅サービス** 【訪問サービス】 ○訪問介護（ホームヘルプサービス） ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 【通所サービス】 ○通所介護（デイサービス） ○通所リハビリテーション（デイケア） 【短期入所サービス】（ショートステイ） ○短期入所生活介護 ○短期入所療養介護 ○特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等） ○福祉用具貸与 ○特定福祉用具販売 **◎施設サービス** ○介護老人福祉施設（特養） ○介護老人保健施設 ○介護医療院 ○介護療養型医療施設	**◎介護予防サービス** 【訪問サービス】 ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 【通所サービス】 ○介護予防通所リハビリテーション（デイケア） 【短期入所サービス】（ショートステイ） ○介護予防短期入所生活介護 ○介護予防短期入所療養介護 ○介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等） ○介護予防福祉用具貸与 ○特定介護予防福祉用具販売
その他	○住宅改修	○介護予防住宅改修

4　介護保険制度の改正

介護保険制度は、法施行５年目には制度が検証され、高齢者の自立支援と尊厳の保持という基本理念を踏まえ、その持続可能性を高める改正が行われています。

介護保険制度の改正の経緯

第1期（平成12年度～）

平成12年4月　介護保険法施行

第2期（平成15年度～）

平成17年改正（平成18年4月施行）

○介護予防の重視（要支援者への給付を介護予防給付に。介護予防ケアマネジメントは地域包括支援センターが実施。介護予防事業、包括的支援事業などの地域支援事業の実施。）

○施設給付の見直し（食費・居住費を保険給付の対象外に。所得の低い方への補足給付。）

○地域密着サービスの創設、介護サービス情報の公表、負担能力をきめ細かく反映した第１号保険料の設定　など

第3期（平成18年度～）

平成20年改正（平成21年5月施行）

○介護サービス事業者の法令遵守等の業務管理体制の整備。休止・廃止の事前届出制。休止・廃止時のサービス確保の義務化　など

第4期（平成21年～）

平成23年改正（平成24年4月施行）

○地域包括ケアの推進。24時間対応の定期巡回・随時対応サービスや複合型サービスの創設。介護予防・日常生活支援総合事業の創設。介護療養病床の廃止期限の猶予

○介護職員によるたんの吸引等。有料老人ホーム等における前払金の返還に関する利用者保護。

○介護保険事業計画と医療サービス、住まいに関する計画との調和。地域密着型サービスの公募・選考による指定を可能に。各都道府県の財政安定化基金の取り崩し。　など

第5期（平成24年～）

平成26年改正（平成27年4月施行）

○在宅医療・介護連携の推進などの地域支援事業の充実とあわせ、予防給付(訪問介護・通所介護)を地域支援事業に移行し、多様化

○特別養護老人ホームについて、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える機能に重点化

○低所得者の保険料軽減を拡充

○一定以上の所得のある利用者の自己負担を2割へ引上げ（平成27年8月施行）

○低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加

第6期（平成27年度～）

平成29年改正（平成30年4月施行）
「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」

○全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化。介護保険事業（支援）計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載

○新たな介護保険施設として、「介護医療院」の創設

○認知症施策をより一層推進させるため、新オレンジプランの基本的な考え方を介護保険制度に位置付け

○自己負担が2割の利用者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割へ引上げ（平成30年8月施行）

○介護納付金への総報酬割の導入（平成29年8月分の納付金から適用）　など

第7期（平成30年度～）

令和2年改正（令和3年4月施行）
「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」

○地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援

○地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進

○医療・介護のデータ基盤の整備の推進

○介護人材確保及び業務効率化の取組の強化　など

第8期（令和3年度～）

Ⅵ　計画策定の体制

１　市町村及び県関係部局相互間の連携

市町村ごとの要介護認定率や介護給付費の推移、広域型施設の市町村別利用状況等の比較データを基に市町村の特徴を可視化するなどにより、市町村の計画策定を支援しています。こうした過程を経て、市町村において推計されたサービスの種類ごとの必要見込み量を積み上げて、県全体の推計を行っています。

また、医療、健康、地域福祉、障害福祉、住宅、災害対策に関する施策を所管する部局が連携し、関係する他の計画との整合を図るとともに、調和を保っています。

２　岡山県介護保険制度推進委員会での審議と県民意見の募集

計画策定に当たり、学識経験者、保健医療福祉関係者、被保険者の代表等で構成する「岡山県介護保険制度推進委員会」において審議を行い、その結果を踏まえて、おかやま県民提案制度（パブリック・コメント）により、広く県民から意見を募り、計画に反映しています。

⑴　岡山県介護保険制度推進委員会設置要綱

（目的）

第１条　介護保険制度の円滑な推進及び岡山県介護保険事業支援計画・岡山県高齢者保健福祉計画の進捗状況の進行管理について関係者の幅広い参画により審議・検討を行うため、岡山県介護保険制度推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は、次に掲げる事項について検討する。

⑴　岡山県介護保険事業支援計画の進行管理に関すること。

⑵　岡山県高齢者保健福祉計画の進行管理に関すること。

⑶　事業者指導・サービス評価の実施方策に関すること。

⑷　身体拘束ゼロ作戦の推進方策に関すること。

⑸　その他介護保険制度の推進に必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、委員16名以内で組織する。

２　委員は、保健・医療・福祉の学識経験者、保険者・被保険者の代表、サービス事業者等のうちから知事が委嘱する。

（会長及び副会長）

第４条　委員会に、会長１名及び副会長１名を置き、委員の中から互選する。

２　会長は委員会を代表し、会務を総括する。

３　副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（任期）

第５条　委員の任期は２年とする。

２　委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第６条　委員会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

２　委員会には、必要に応じて部会及び専門部会を置くことができる。

（意見の聴取）

第７条　委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明を受け、又は意見を聴くことができる。

（費用の弁償）

第８条　委員の会議出席に要する費用は、岡山県が弁償する。

２　前項に規定する費用弁償の額及び支給方法は、別に定める。

（庶務）

第９条　委員会の庶務は、岡山県保健福祉部長寿社会課において処理する。

（その他）

第10条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成12年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成12年12月20日から施行する。

附　則

この要綱は、平成13年４月１日から施行する。

附　則

１　第５条第１項の規定にかかわらず、平成19年度指定に係る委員の任期は平成21年３月末までとする。

２　この要綱は、平成19年７月19日から施行する。

附　則

この要綱は、平成22年４月１日から施行する。

⑵　委員名簿（令和３年３月現在）

区分	所　属　・　役　職	氏　　名	備　考
学識経験者	社会福祉法人岡山県社会福祉協議会 常務理事	小川　敏朗	
	国立大学法人岡山大学 大学院医歯薬学総合研究科　教授	浜田　　淳	会長
	公益社団法人岡山県医師会 会長	松山　正春	副会長
	公立大学法人岡山県立大学 保健福祉学部　教授	村社　　卓	
保険者・被保険者	公益社団法人認知症の人と家族の会 岡山県支部　代表	安藤　光徳	
	岡山県市長会 相談役（美作市長）	萩原　誠司	
	岡山県国民健康保険団体連合会 常任理事	三宅　生一	
	社会福祉法人玉野市社会福祉協議会 地域包括支援センター　センター長	三宅　啓之	
	岡山県町村会 会長（鏡野町長）	山崎　親男	
	公益財団法人岡山県老人クラブ連合会 会長	吉田　建太郎	
事業者	一般社団法人日本福祉用具供給協会 岡山県ブロック長	生本　　覚	
	一般社団法人岡山県訪問看護ステーション 連絡協議会　会長	江田　純子	
	岡山県老人福祉施設協議会 会長	小泉　立志	
	一般社団法人岡山県介護支援専門員協会 理事	服部　巳貴	
	一般社団法人岡山県老人保健施設協会 理事	福嶋　啓祐	
	一般社団法人岡山県病院協会 常務執行役・事務長会代表幹事	山田　晴基	

敬称略　区分ごとに五十音順

Ⅶ　計画策定の経緯

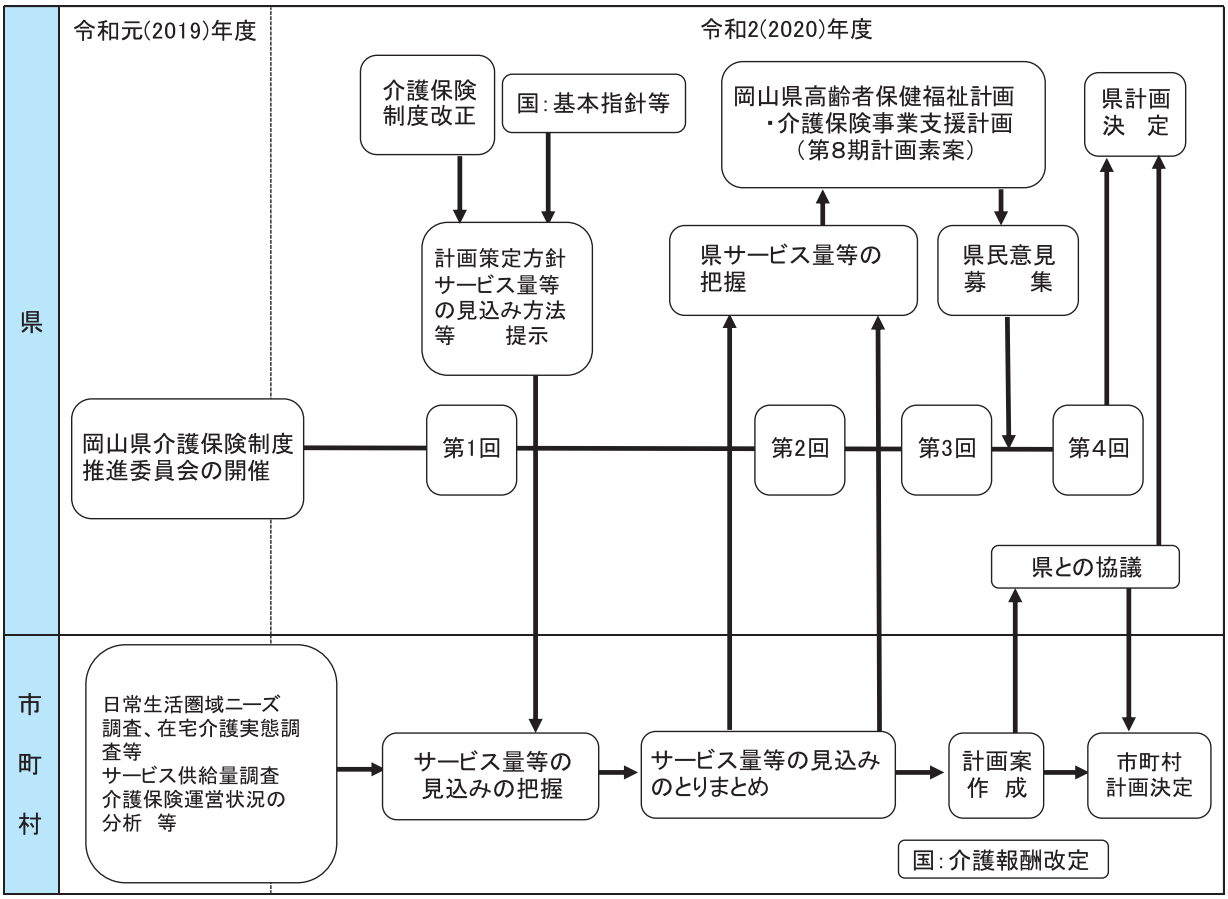

○岡山県介護保険制度推進委員会の開催

第１回　令和２(2020)年５月15日（書面開催）
第２回　令和２(2020)年10月19日
第３回　令和２(2020)年11月30日
第４回　令和３(2021)年２月19日

○おかやま県民提案制度（パブリック・コメント）による県民意見の募集

令和２(2020)年12月17日～令和３(2021)年１月18日

○市町村ヒアリングの実施

第１回　令和２(2020)年８月18日～20日、24日～28日
第２回　令和２(2020)年９月23日～25日、28日～30日

第８期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画

岡山県保健福祉部長寿社会課
〒700-8570　岡山市北区内山下2-4-6
ＴＥＬ 086-226-7324